

【 vi 総務課・虐待防止対策室関係】

1. 児童虐待防止対策について

(1) 民法等の一部を改正する法律の施行等について

平成23年6月に成立した民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）については、平成24年4月1日から施行される。

本法律では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための民法等の改正が行われるとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための児童福祉法の改正が行われた。

本法律の施行に向け、関係者のご意見や現場の実情を踏まえ、「児童相談所運営指針」の改正（案）、「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」（案）及び「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（案）を策定し、発出する予定の通知案をお示ししている。

このうち、「児童相談所運営指針」については、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求、未成年後見人の選任請求に関する手続、2か月を超える親権者の意に反する一時保護の継続に係る手続等についてお示ししている。また、「児童相談所運営指針」については、併せて「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」が取りまとめた報告書等を踏まえ、児童福祉法第28条に基づく承認の審判の運用方法等の見直しも行っている。

「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」については、親権者等が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが明確化されたことから、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等についてお示ししている。

また、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」に関しては、親権停止制度が新設されたことなどに伴い、保護者が児童に必要な医療を受けさせない「医療ネグレクト」により生命・身体に重大な影響がある事案への対応についての考え方や必要な手続等を整理してお示ししている。

都道府県等におかれては、お示しした通知案を前提として、改正法の施行に向けた諸準備を進めていただくようお願いする。特に、児童相談所、児童福祉施設や里親等、教育機関、医療機関等の関係先への周知に

配意していただくとともに、職員の理解促進のために研修等の実施に努めていただくようお願いする。

また、親権停止等の審判請求、未成年後見人の選任請求及び28条審判の手続については、児童相談所と家庭裁判所において適切に情報交換や協議をしていただくようお願いする。

なお、改正法の施行に伴い運用が見直される事項等については、引き続き情報提供を行うこととしているのでご承知おきいただくようお願いする。(関連資料1～4参照)

(2) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成22年度は56,384件(※)と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

(※)平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもを命を救えなかったという事態が決して生じないように、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体で全力を挙げた取組をお願いする。(関連資料5参照)

(3) 死亡事例等の検証について

死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただいているところであるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨んでいただくよう改めてお願いする。なお、昨年7月に「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日付雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課長通知)を一部改正しているので、検証の際には、これを参考にされたい。(関連資料6参照)

国における児童虐待による死亡事例等の検証については、毎年検証のための調査に協力いただいているところであり、引き続き調査への協力をお願いします。また、死亡事例等の検証結果を取りまとめた報告においては、事例から明らかになった問題点を分析し、具体的な対応策の提言を行っている。

こうした検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的にご活用いただきたい。

(4) 児童相談所・市町村の体制強化等について

① 児童相談所等の体制強化について

ア 児童福祉司の担当区域について

児童相談所の児童福祉司の担当区域については、児童福祉法施行令において、要保護児童の数、交通事情等を考慮し、「人口おおむね5万から8万までを標準」としているところであるが、児童虐待等の問題に適切に対応できるようにするとともに、「民法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、児童相談所長の業務として家庭裁判所に対する親権停止の審判の請求等の業務が見込まれることから、児童福祉司の担当区域の見直しを行い、「人口おおむね4万から7万までを標準」とする政令改正を予定しているので、引き続き、児童福祉司の適正な配置をお願いします。

イ 児童福祉司の配置について

児童福祉司の配置については、平成23年度地方交付税措置において、標準団体(人口170万人)当たり32人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成24年度の地方財政措置においては、標準団体あたり、児童福祉司を2名増員し、34名の配置が可能な経費が計上される予定と聞いている。

なお、地域によっては、平成23年度地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.3万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いします。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。(関連資料7参照)

ウ 安全確認強化のための補助職員の配置等について

児童虐待防止に係る緊急強化対策については、平成22年度補正予算において、安心こども基金に盛り込み、児童虐待防止の体制

強化を図ってきたところであるが、平成23年度第4次補正予算において、安心こども基金を積み増し・延長し平成24年度まで事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いする。

なお、この基金では、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としている。(関連資料8参照)

エ 未成年後見人に対する支援について

平成23年6月に成立した「民法等の一部を改正する法律」により、未成年後見人は法人又は複数でもよいとされたところであるが、未成年後見人の普及促進等を図るため、平成24年度より

○ 児童福祉法の規定により児童相談所長が家庭裁判所に対し選任の請求をした未成年後見人に対する報酬や未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

○ 未成年後見人の対象となる法人等に対する研修(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

を行う予定としているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、児童相談所の体制強化についても併せて行うこととしているので、ご承知おき願いたい。(関連資料9参照)

オ 一時保護の充実について

平成24年度より里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費(日額2,360円)を支給する予定としているので、積極的な活用をお願いしたい。

② 市町村の体制強化について

ア 地域における発生予防・早期発見体制の強化について

児童虐待による死亡事例では、乳児期の子どもの事例が多くを占めており、これらの事例の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるものと考えられる。このため、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備や、妊娠・出産・育児期において養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための保健・医療・福祉の連携体制の整備が必要である。

このため、厚生労働省としては、平成23年7月27日付の通知により、これらの体制整備をお願いしたところである(「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」

(雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭

福祉課長、母子保健課長通知) 及び「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知))。

都道府県におかれては、地域の実情を踏まえ、児童虐待の発生日予防のための相談体制及び連携体制を整備していただけるよう改めてお願いします。

イ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の推進について

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等で支援を必要とする家庭を早期に把握し、その後、養育支援訪問事業等による継続した支援につなぐことで、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することに資する重要な事業である。平成21年4月1日からは、児童福祉法に位置づけられ、市町村に努力義務が課せられており、平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業については、89.2%、養育支援訪問事業については59.5%の市町村で取り組んでいただいている（両事業とも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

厚生労働省としては、自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域協議会」という。）と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組むたいと考えている。都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いします。

ウ 市町村の相談体制と地域協議会の機能強化について

平成22年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約6万7千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。また、市町村が関与していたにもかかわらず、適切な判断や児童相談所との連携がなされずに子どもが死亡に至った事例も存在している。このため、市町村の相談対応体制や地域協議会の体制の強化（市町村対応窓口や地域協議会の調整機関における専門職員の確保、調整機関のマネジメント機能の強化など）が重要である。

平成23年度第4次補正予算において安心こども基金の積み増し・延長（平成24年度末まで）を行い、市町村の職員等の資質の

向上、市町村の体制強化のための改善などを引き続き行えることとしたので、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いします。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、98.7%であるが、未設置の市町村においても、今後、地域協議会の設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）を進めていただきたいので、都道府県におかれては、管内市町村への積極的な働きかけをお願いします。

また、ネグレクトなどの虐待を発見しやすい立場にある小児科、産婦人科などの医師、歯科医師などを含む幅広い関係者が地域協議会に参加するよう呼びかけけるとともに、関係機関の相互理解のための合同研修や事例検討の実施など、管内市町村への働きかけをお願いします。

（5）義務付け・枠付けの見直しについて（第3次見直し）

「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月閣議決定）において、『児童相談所の所長の資格は、対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う』こととしている。

その内容は、民間の児童虐待防止対策等に取り組むNPO法人や社会福祉法人の責任者等の専門性を有する外部有識者などで、児童福祉に関する実務等に携わってきた者について児童相談所長の対象に追加することを予定している。

（6）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施するほか、地方自治体の福祉担当職員を対象とした児童福祉司資格認定通信課程を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施するなどにより、

市町村の専門性向上について配意を願いたい。

また、子どもの虹情報研修センター等が実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。

なお、職員の研修に係る経費については、安心こども基金（児童虐待防止対策の強化）も活用いただきたい。（関連資料10、11参照）

（7）児童虐待防止に向けた啓発活動について

平成24年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシ等の作成・配布し、また、全国フォーラムを11月24日（土）に北海道札幌市において開催する予定であるので、ご承知おき願いたい。

また、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、ラジオ、新聞等）による啓発等を行うことも検討しているところである。

（8）児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について

標記における「勧告」として地方公共団体に対して要請することとされた事項に関する対応については、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について（平成24年2月23日雇児総発0223第1号・雇児保発0223第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・保育課長通知）のとおりであるので、勧告の趣旨をご理解いただき、適切に対応していただくとともに、管内市区町村への周知をお願いする。（関連資料12参照）

2. 東日本大震災への対応について

(1) 平成23年度第4次補正予算での対応について

東日本大震災への対応については、種々ご尽力いただいているところであるが、平成23年度第4次補正予算において、延長・積み増しする安心こども基金において被災した子どもへの支援を引き続き行うこととしているので、活用をお願いします。(関連資料14参照)

特に両親を亡くした子ども、ひとり親となった子どもについては、必要な支援が行われるよう継続的な取組をお願いします。

(2) 東日本大震災中央子ども支援センター等について

厚生労働省では、被災地の行政や関係機関と協働して取組を進めるため、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所に対し、「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、関連する職能団体、学会、専門職養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立することを要請し、平成23年10月27日に設置されたところである。

また、雇用均等・児童家庭局内に、これまでの各課の被災地支援の取組に加え、被災地のニーズを把握するとともに、「東日本大震災中央子ども支援センター」と密接に連携して被災地の子どもへの支援を進めていくため、同日付で「東日本大震災の被災地子ども支援室」を設置したところである。(関連資料15参照)

東日本大震災中央子ども支援センターにおいては、宮城県からの委託を受け、日頃子どもと関わっている保育士、保健師、教員等を対象に「大規模災害を経験した子どもの理解と対応方法」についての研修会「『子どものこころの理解』セミナー」を平成24年2月18日に石巻市において開催し、来る3月24日にも第2回目の同セミナーの開催を予定している。東日本大震災中央子ども支援センターホームページ (<http://www.cscsd.jp/>) において、逐次情報提供されている。

このような取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動に対するご協力をお願いしますとともに、積極的な活用をお願いします。

[総務課・虐待防止対策室：関連資料]

「民法等の一部を改正する法律」の施行等について

改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

施行に向け、「児童相談所運営指針」の改正(案)、「施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」(案)及び「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(案)を策定。

なお、「児童相談所運営指針」の改正においては、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」の報告書等を踏まえた見直しを併せて実施。

⇒ これらの通知案を前提として、改正法の施行に向けた諸準備を進め、関係機関への周知、職員研修の実施等に努めていただくようお願いする。

1. 親権と親権制限の制度の見直し

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

【民法関係】

○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

- 家庭裁判所は、「父又は母は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

【民法関係】

○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことよってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

【民法関係】

○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

【民法関係】

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

【児童福祉法関係】

2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

【児童福祉法関係】

○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関するその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。(施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインを策定中。)
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

【児童福祉法関係】

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人あり 親権者(父母)あり
一時保護中	児童相談所長による親権代行 (児童相談所長による監護措置)	未成年後見人による後見 (親権行使)
里親等委託中	児童相談所長による親権代行 里親等による監護措置	同上
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上
		児童相談所長による 監護措置 (親権者等の 不当な妨げの禁止) 親権者等の 意に反する安全確保のための緊急措置
		同上
		里親等による 監護措置 (親権者等の 不当な妨げの禁止) 親権者等の 意に反する安全確保のための緊急措置
		同上
		施設長による 監護措置 (親権者等の 不当な妨げの禁止) 親権者等の 意に反する安全確保のための緊急措置
		同上

3. 未成年後見制度の見直し

○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人を選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同様の権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人を選任することができる。
 - 未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)
- (家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

【民法関係】

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかにも弁護士等の専門職を選任。
一般的に後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

【児童福祉法関係】

5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考える場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

【児童福祉法関係】

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

「民法等の一部を改正する法律」の施行等に伴う児童相談所運営指針の改正について(概要)(案)

1. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求について

次の改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権停止制度の新設、親権喪失・管理権喪失の原因の見直し等
- ② 児童相談所長の権限として従来の親権喪失に加え、親権停止・管理権喪失の審判の請求、これらの取消しの請求が追加

(1) 法第28条の規定に基づき施設入所等の措置(28条措置)と親権喪失・停止の関係

- 施設入所等の措置が親権者の意に反する場合には、28条措置又は親権喪失・停止のいずれによっても施設入所等の措置が可能。
 - 保護者指導の観点から、28条措置では対応できない場合に親権喪失・停止での対応を原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択。
- ### (2) 親権喪失又は親権停止の検討順位と審判請求の検討
- 身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合に、親権停止又は親権喪失の審判請求を検討(具体例ア・イ)。
 - 保護者指導の観点から、親権停止→親権喪失の順に検討することを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択。
 - 将来にわたり親権者の対応や親子関係に改善が見込めず、2年以内に原因が消滅する見込みがない場合は、親権喪失も可能(具体例イ)。

- (具体例) ア 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、児童の安定した監護が損なわれるおそれがある場合
 (施設から強引に連れ戻そうと繰り返し試みる場合、医療ネグレクトの場合、保護者指導の勧告に従わない場合)
 イ 保護者指導によっても将来にわたり親権者の対応や親子関係に改善が期待できず、家族再統合が見込めない場合
 (重度障害を負うなど重度の身体的虐待やネグレクトの場合、親権停止中だが保護者指導に従わない場合)

(3) 管理権喪失の審判請求の検討

- 財産管理権のみを制限する必要があるが、身上監護権を制限する必要がある場合には、管理権喪失の請求を検討。

(具体例) 施設入所中の児童等に多額の財産があるため、親権者が児童等の利益に反して財産を損なうおそれがある場合

(4) 保全処分¹の検討

- 審判までの間に緊急に保護が必要な場合には、審判前の保全処分(親権者の職務執行停止や必要に応じ職務代行者選任)の申立てを検討。
- 特に、医療ネグレクトの事案については、保全処分が必要な場合あり。

(5) 他の請求権者による請求に対する援助

- 子本人が親権喪失等の請求を検討しており、その請求が適当な場合には、できる限り児童相談所長が請求。
- 子本人による請求の場合も、子本人の求めに応じ協力。

(6) 取消請求

- 家庭復帰を行うなど措置の解除等を行う場合などには、親権喪失等審判の取消しの請求。

(7) その他親権喪失等の審判請求及び保全処分の手続に関する事項

2. 未成年後見人の選任請求について

法人又は複数の未成年後見人の選任が可能となることに伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

(1) 未成年後見人の選任の検討

ア 未成年後見人の選任の検討が想定される具体的な事例の例示

- (ア) 措置解除後、独立して生計を立てる場合に、未成年後見人による親権の行使が必要となる場合
- (イ) 施設入所等中の児童等の多額の財産管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく、未成年後見人の選任が必要な場合など、里親、施設等において児童等の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合
- (ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判が合った場合に、継続的な治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

イ 未成年後見人の選任が必要となる具体的な事例の例示

養子縁組や多額の相続財産の分割協議など法律上の手続、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人に法人を選任する場合の例示

児童等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、児童の権利擁護の活動を行う法人等

(3) 複数の未成年後見人が選任される場合

➤ 複数の未成年後見人が選任された場合は、共同して権限行使。家庭裁判所は一部の未成年後見人について、財産管理権に関し、役割分担を定めることが可能(財産管理権のみの行使、単独行使の定め、事務分掌の定めの活用例)。

弁護士等の専門職と親族を後見人に選任。専門職後見人は財産管理権のみ。→ 専門職後見人が主要な財産の管理。親族後見人がその他の財産管理。

(4) 未成年後見人の選任後の対応

➤ 児童相談所は、未成年後見人に相談、助言等の必要な援助を行う。不適切な権限行使の察知時は、家庭裁判所へ連絡する等適切に対応。

(5) その他未成年後見人選任の手続に関する事項

3. 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護の継続に係る手続について

2か月超の一時保護の継続が親権者等(親権者又は未成年後見人)の意に反する場合に、原則、2か月ごとに都道府県児童福祉審議会の意見聴取が義務づけられることに伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

(1) 2か月を超えての一時保護の継続

- 一時保護開始時に、2か月を超えての一時保護の手続について保護者に説明。
- 一時保護を不必要に継続すべきではないことを明記。

(2) 親権者等の意向の確認方法

➤ 親権者等の意向確認は書面で行うのが望ましいが、行方不明など確認不能な場合等もあるため、説明状況、意向等について記録。

(3) 児童福祉審議会の意見の聴取方法

- 2か月経過前の意見聴取が原則だが、直前の同意撤回等で2か月以内に意見聴取できない場合は、撤回後速やかに意見聴取。
- 持ち回りの方法等児童福祉審議会の運営方法については、会議の場で確認。ただし、2回目以降の継続は、重点的な議論が望ましい。

4. 一時保護中の児童に関する児童相談所長による監護について

次の制度改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権者等のない一時保護中の児童について、児童相談所長が親権代行。
- ② 親権者等のある一時保護中の児童についても、児童相談所長による監護措置（監護、教育及び懲戒に関し、児童の福祉のため必要な措置）が可能。親権者等による児童相談所長の監護措置を不当に妨げる行為の禁止。
- ③ 児童の生命・身体の安全確保のため緊急に必要なときは、親権者等の意に反しても、児童相談所長による監護措置が可能。

(1) 一時保護開始時の児童や保護者への説明

- 一時保護開始時に児童や保護者に対し、一時保護中の監護措置に関する事項等について説明。

(2) 親権者等のない児童に関する児童相談所長による親権代行

（親権代行が必要な場合の例） 児童の財産管理が必要な場合、医療行為への同意が必要な場合、予防接種への同意が必要な場合等

(3) 親権者等のある児童に関する児童相談所長の監護措置と、親権者等による不当な妨げの禁止

- 親権者等から監護措置を不当に妨げる行為があつた場合には、当該行為にかかわらず、必要な監護措置が可能。
- (4) 生命・身体の安全確保のための緊急措置
- 緊急に医療が必要だが、親権者等の意向把握ができない場合、同意しない場合に、児童相談所長の判断で必要な医療が可能。
- 緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではない。(3)参照。)

5. 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護について

次の制度改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、以下の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権者等のない里親委託中の児童について、児童相談所長が親権代行。
- ② 親権者等による里親・施設長等の監護措置を不当に妨げる行為の禁止。
- ③ 児童等の生命・身体の安全確保のため緊急に必要なときは、親権者等の意に反しても監護措置が可能。都道府県等に事後報告。

(1) 措置開始時の児童や保護者への説明

- 措置開始時に児童や保護者に対し、里親等委託中又は施設入所中の監護措置に関する事項等について説明。

(2) 親権者等のある児童等に関する里親・施設長等の監護措置と、親権者等による不当な妨げの禁止

- 親権者等から監護措置を不当に妨げる行為があつた場合には、当該行為にかかわらず、必要な監護措置が可能。
- 里親・施設長等が不当な妨げに関する判断に迷う場合、児童相談所が相談に応じる。必要に応じ児童福祉審議会に意見聴取し助言・指導。
- 里親・施設長等の監護措置と、親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所が調整。必要に応じ児童福祉審議会に意見聴取。

(3) 生命・身体の安全確保のための緊急措置

- 緊急に医療が必要だが親権者等の意向把握ができない場合、同意しない場合に、里親・施設長等の判断で必要な医療が可能。
- 緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではない。(2)参照。)

(4) 緊急措置に係る都道府県等(児童相談所)への報告

- 緊急措置に係る報告は、親権者の意に沿つた緊急措置でも必要。報告を受けた児童相談所は、必要に応じ里親・施設長に対し助言、指導等。

6. 児童福祉法第28条に基づく承認の審判の運用方法について

専門委員会報告書を踏まえ、児童福祉法第28条に基づく承認の審判(以下「28条審判」という。)において家庭裁判所から都道府県知事に保護者に指導の勧告を行う場合等の運用を見直し。

(1) 家庭裁判所から都道府県への指導勧告

- 従来から家庭裁判所は、28条審判の際、保護者指導措置を採るべき旨を都道府県等に勧告し、指導勧告書の写しを保護者に送付することが可能。
- 児童相談所が、指導勧告書の写しの送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、家庭裁判所に対し指導勧告を求めめる旨の上申書を提出。

(2) 指導勧告を求めめるケース

保護者の行為が児童の福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合を想定。

- ア 保護者が虐待を認めず、児童相談所による指導が進まない事例
- イ 保護者がしつこく称して自らの暴力の原因が児童にありと主張する事例
- ウ 保護者の虐待の結果として児童が深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

(3) 指導勧告を求めめる上申書の留意点

- 上申書の記載内容については、親権者が指導勧告書に基づいて不当な主張(児童にとり望ましくない面会の要求)を行うなど保護者指導に悪影響を与える内容が指導勧告書に記載されることのないよう留意。
- (4) 指導勧告を受けての対応
 - 指導勧告が行われた場合は、これを踏まえ、都道府県知事による保護者への勧告など実効性のある保護者指導を実施。
- (5) 家庭裁判所との連携
 - 家庭裁判所と連携を図り、各種申立て等に関するノウハウを蓄積。
- (6) その他28条審判の手續に関する事項

7. 未成年者への親権者等の不当な介入への対応について

専門委員会報告書を踏まえ、未成年者への親権者等の不当な介入に対する対応方法を規定。

(1) 未成年者への支援

- 18歳以上の未成年者に対しても民法上の親権喪失等審判請求や未成年後見人選任請求等の相談の過程で適切な支援を実施。
- (2) 保護者の不当な介入に対する対応
 - 未成年者への面談強要等の禁止を求めめるため、裁判所に民事上の差止請求又は民事保全法に基づく保全処分の申立てが可能なことから、弁護士等への相談を助言する等の相談支援。
 - 保護者によるつきまとい等の場合には、ストーカー規制法や他の刑罰法令に抵触する可能性。必要に応じて警察への相談を助言する等の相談支援。

「民法等の一部を改正する法律」の施行等に伴う児童相談所運営指針の改正について（案）

【関連部分のみ】

1 親権喪失、親権停止、管理権喪失の請求について（児童福祉法第33条の7関係）関係部分

改正案	現行
<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第2節 相談の受付と受理会議 3. 年齢要件 児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。</p> <p>(1) (略) (2) 18歳以上の未成年者に係るもの ① 里親等に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子ども在所期間の延長（法第31条） ② 18歳以上の未成年者について児童相談所長が行う親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及びこれらの審判の取消しの請求並びに未成年者後見人の選任及び解任の請求（法第33条の7から法第33条の9まで） ③ 里親等委託中の18歳以上の未成年者で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対する親権代行（法第47条第2項） ④ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者の児童自立生活援助事業への委託措置（法第6条の3第1項） (3) (略)</p> <p>第4章 援助 第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て 2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て (1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求 親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使を促すよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第33条の7の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失、親権停止又は管理権喪失（以下「親権喪失等」という。）の審判の請求を行うことを検討する必要がある。 また、児童虐待防止法でも、第11条第5項において、児童相談所長は、同条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。 これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失</p>	<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第2節 相談の受付と受理会議 3. 年齢要件 児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。</p> <p>(1) (略) (2) 児童福祉施設等に入所等している子ども等の特性等に由来するもの ① 里親等に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子ども在所期間の延長（法第31条、第63条の2） ② 18歳以上の未成年者について児童相談所長が行う親権喪失の宣告の請求並びに未成年者後見人の選任及び解任の請求（法第33条の6から法第33条の8まで） ③ 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満18歳以上の者（以下「重症心身障害者」という。）の重症心身障害児施設等への措置（法附則第63条の3） ④ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者の児童自立生活援助事業への委託措置（法第6条の2第1項） (3) (略)</p> <p>第4章 援助 第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て 2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て (1) 親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使を促すよう指導する。その上で、親権の濫用又は著しい不行跡が認められる場合には、親権喪失宣告の請求を検討する。これには、児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が再三にわたって子どもを施設から強引に連れ戻しを試みる場合も含まれる。 なお、この親権喪失宣告の請求並びに3の未成年者（2）及び（4）並びに3において「児童等」という。）について行うことができる。</p>

等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。

なお、親権喪失等の審判の請求並びに3の未成年後見人の選任及び解任の請求は、児童及び18歳以上の未成年者（2及び3において「児童等」という。）について行うことができることから、18歳以上の未成年者に係る親権喪失等の審判請求に關しても相談援助を行う。

また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨

ア 親権喪失

児童相談所長は、父母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは親権喪失の審判の請求をすることができる。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権喪失の請求はできず、親権停止の審判の請求を行うこととなる。

なお、親権喪失の請求を行った場合であっても家庭裁判所の判断により親権停止の審判がされることもあり得る。

また、親権喪失の場合でも、その後の保護者指導の効果により子の家庭復帰が可能となり、親権の回復が適當である場合には、取消請求を行うことができる。

イ 親権停止

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。

親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるままには至らない事案や、親権者が児童等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。

また、一定期間経過後に父も母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。

親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。

なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適當である場合には、取消請求を行うことができる。

ウ 管理権喪失

児童相談所長は、父母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、管理権喪失の請求をすることができる。

なお、取消請求については、親権喪失等と同様である。

(3) 法第28条の規定に基づく手続との関係

(2) 親権喪失宣告の請求の検討に当たっては、児童等の意向を十分配慮するものとする。

施設入所又は里親等委託（以下この節で「施設入所等」という。）の措置を採ることが適当であるにもかかわらず、親権者等の意向に反し、これらの措置を採ることができない場合には、法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て同措置を採ることができ、親権喪失等の審判により親権者等の親権が制限されている場合には、未成年後見人又は職務代行者の意に反しない限り法第28条の承認を経ることなく施設入所等の措置を採ることができる。このように、親権者の意向に反して施設入所等の措置を採ることを目的とする場合には、いずれの手続によっても可能である。このような場合には、保護者がその後の保護者指導に従う意欲を削がない観点から、親権喪失等の審判の請求に先だって、法第28条の規定に基づき施設入所等の措置により対応できないか検討し、同措置による対応が適切ではない場合や同措置をとってもなお子ども福祉が害される場合に、親権喪失等の審判の請求を行うことを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。

具体的に、親権喪失等の審判の請求を検討する場合の例としては、(4)のア(7)(イ)に掲げる場合が想定される。このように、施設入所等の措置だけでなく、施設入所後に不当な主張や行為を繰り返すことが見込まれる場合（例えば、医療行為を拒否する場合、教育や就職について協力が得られない場合）など、子の利益のために親権を制限すべき場合には、親権喪失等の審判により対応する必要がある。

なお、両手続は要件が異なるほか、法第28条の承認手続による場合には、法第28条第6項に基づき家庭裁判所から都道府県に対する指導勧告の対象となり得ること、児童虐待防止法第12条の4第1項の規定に基づき接近禁止命令の対象となり得ること、親権喪失等の場合と異なり、戸籍への記載がされないこと等と異なることに留意されたい。

(4) 親権喪失又は親権停止の審判の請求の検討

ア 親権喪失又は親権停止の審判請求を検討する事例

次の(7)及び(イ)に掲げる事例のように、親権者等の身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合には、親権喪失又は親権停止の審判の請求について検討する。

(7) 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、児童の安定した監護が損なわれるおそれがある場合
<具体的な事例>

a 児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が施設入所中の子を施設から強引に連れ戻そうと繰り返し試みる場合

b 子に医療行為が必要であるにもかかわらず、親権者が子の医療行為に同意しないことにより医療機関が医療行為を手控え、実施できない場合

c 都道府県知事による保護者指導の勧告に従わず、親権行使が著しく子の福祉を害する場合

(イ) 保護者指導によっても将来にわたり親権者の対応や親子の関係に改善が期待できず、家族再統合（家族引取り）が見込まれない場合

<具体的な事例>

- a 親権者による重度の身体的虐待やネグレクトにより子が重度の障害を負うなどしており、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合
- b 親権者により重度の性的虐待が行われており、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合
- c 親権停止がなされているにもかかわらず、親権者が保護者指導に従わず、親権者の対応や親子の関係に改善が期待できない場合

イ 検討順位

親権者の将来の改善意欲を削がない観点から、親権喪失に優先して親権停止の審判の請求を検討することを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択する。

特に、ア(イ)の事例のように将来にわたって改善が見込めず、当初より2年以内にその原因が消滅する見込みがないと考える場合には、親権喪失の審判の請求を行うことも可能である。

なお、親権者が親権を喪失した場合であっても、その後の保護者指導の効果により家庭復帰が可能となり、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

また、親権喪失の請求を行った場合であっても家庭裁判所の判断により親権停止の審判がされることもあり得ることから、いずれの請求が適当か判断が困難な場合には、親権喪失を請求することもできる。

ウ 参考とすべき通知

アに掲げる事例において親権者による不当な妨げに該当するかの判断については、「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平成23年 月 日 厚労省発第 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を、親権者が医療の受診に同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成 年 月 日 厚労省発第 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参考とされたい。

(5) 管理権喪失

次に掲げる事例のように、財産管理権のみを制限する必要があるが、身上監護権を制限する必要がない場合には、管理権喪失の審判の請求を検討する。

施設入所中の子について、監護面の問題は生じていないものの、子に多額の財産があるため、親権者が子の利益に反して財産を損なうおそれがある場合

(6) 親権喪失等の審判の請求手続

ア 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内
親権喪失等の審判の請求は、家事審判規則第73条の規定に従い、事件本人の住所地在を管轄する家庭裁判所に対して児童相談所長名で申立てを行う。なお、家事事件手続法(平成23年法律第52号。公布

(3) この請求は親権者の住所地在を管轄する家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況であることを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

の日（平成23年5月25日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）の施行後は、子の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申し立てる（家事事件手続法第167条）。（家事事件手続法及びその規則の施行に伴い、家事審判法、家事審判規則及び特別家事審判規則は、いずれも廃止される予定である。）

申し立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

また、申し立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申し立てに先だって、申し立て日を家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報として子どもの状況（居所、連絡先、面接場所、心身の状況、申し立てについての認識等）、保護者の状況（虐待についての認識、施設入所に対する意向確認の状況、申し立てについての認識、連絡方法等）のほか、特に緊急を要する事情の有無、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することも可能であるので（家事審判規則第4条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に再度の親権停止の審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁対応を求めるとも検討する。

なお、親権停止期間の満了までの間に、親権停止を再度申し立てる場合、親権停止期間の満了により、当然に親権者が親権を行使できる状態になることから、事案によっては審判前の保全処分の申し立てについても検討する。

イ 申し立ての提出書類

申し立てをするには家事審判規則第2条に基づき、申し立ての趣旨及び事件の実情を明らかにした申し立て書とともに証拠書類等を提出する。

提出書類に関する留意点、申し立て書、証拠書類、進行に関する参考事項、証拠の説明は、法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申し立てにおけるのと同様であることから、1.(3)ウを参照されたい。

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任）の申し立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、児童に親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の児童については児童相談所長が、施設入所中の児童については施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行者を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

(4) なお、親権喪失宣告の請求についての審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申し立てを検討する。

(5) この申し立ては本来の親権喪失宣告事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申し立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

(6) 児童虐待防止法第11条第5項の規定により、児童相談所長は、同法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合に

は、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされている。このため、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省労働局雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も踏まえつつ、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

イ 保全処分の手続
保全処分の申立ては、本案の親権喪失等の審判事件が係属している家庭裁判所に対して児童相談所長名により行う。本案の申立てと同時に保全処分の申立てをすることもできる。

申立書では、求める保全処分（申立ての趣旨）及び保全処分を求める事由を明らかにする必要がある。保全処分を求める事由については、親権の行使が困難又は不適當であることにより、子の利益を（著しく）害する状況（本案請求認容の蓋然性）及び緊急に親権を停止し、子の安全を確保することの必要性（保全処分の必要性）を明らかにし、それを裏付ける証拠書類を添付する。

(8) 親権制限審判の請求の際、施設入所等への同意を撤回した場合の取扱い

同意入所等（施設入所等の措置であつて、法第28条の規定によるものを除く。）による措置児童について親権喪失等の審判の請求をする場合に、親権者が施設入所等への同意を撤回することが想定される。同意が撤回された場合には、施設入所等の措置の解除及び一時保護を行った上で、親権喪失等の審判の請求の手続を進めることとなる。

親権喪失等の審判が行われたものの未成年後見人が選任されない場合には、児童相談所長が親権を代行することとなり、入所措置が児童相談所長の意に反することは想定されないことから、法第27条第4項が適用されず、入所措置が可能となる。

(9) 他の請求権者による請求に対する援助

子本人や親族などの児童相談所長以外の請求権者が親権喪失等の審判の請求を検討している場合、特に、子本人が請求を検討している場合には、児童相談所長が審判の請求をできることを説明し、請求が適当である場合には、できる限り児童相談所長が請求する。子本人が請求する場合には、求めに応じ協力する。既に申立てが先行している場合も同様である。

(10) 取消請求

親権喪失等の審判の後、子の置かれた状況が改善し、家庭復帰を行うなど措置の解除等を行う場合や、医療ネグレクトの事例で医療行為を行うために親権停止を行ったが、治療が終了した場合には、親権喪失等の審判の取消しの請求を併せて行う。

なお、医療ネグレクトの場合の親権制限の取消し請求については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 年 月 日雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

なお、措置の解除等に当たっては、第5節の3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」により慎重に判断するものとする。

2 未成年後見人の選任請求について（児童福祉法第33条の8関係）関係部分

改正案	現行
<p>第4章 援助</p> <p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) 未成年後見人選任</p> <p>未成年後見人を選任する（民法第838条第1号）。未成年後見人となるべき者がいないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている（民法第840条）。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法律第33条の8第1項では、親権を行う者のない児童等（児童及び18歳以上の未成年者）について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。</p> <p>ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。</p> <p>このような場合であつて、児童等の権利利益の擁護を図るなど児童の福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。</p> <p>具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。</p> <p>また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。</p> <p>なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時に請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われない。</p> <p>ア 選任が考えられる具体的な事例</p> <p>(7) 児童等が住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、児童等が安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合</p> <p>(4) 施設入所等中の児童等の多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において児童等の安定した監護のために未成年後</p>	<p>第4章 援助</p> <p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>3. 未成年後見人選任・解任の請求</p> <p>(1) 未成年後見人選任</p> <p>① 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なきの2つの場合に行う。</p> <p>② これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要があるが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。</p> <p>③ この請求は、以下のように行う。なお、未成年後見人の選任の請求は、親権喪失宣告の請求と併せて行われることもあり得るが、その場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失宣告の請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われない。</p>

見人の選任が必要と考えられる場合
(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、児童等に継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合
イ 選任が必要となる具体的な事例

(7) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が必要である場合

a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない児童が養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合

b 多額の相続財産の分割協議が必要である場合

(4) 不動産等の重要な財産の処分や多額の保険金の受領等、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人選任の手続

ア 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る児童等の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。

イ 未成年後見人となりうる者

(7) 法人の未成年後見人

未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、児童等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、児童の権利擁護の活動を行う法人、児童等のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。

なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が児童等の身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。

また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。

(4) 複数の未成年後見人

家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第840条第2項）。

複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第857条の2第1項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護権を行使することとなる。

また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が

ア 申立権者

民法第840条の規定によって、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任することとなるが、ここでは法第33条の7の規定により、児童相談所長が申立てを行うことを想定している。

イ 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る児童の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。

(7) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

事務を分掌して権限を行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第857条の2第3項）。

事務分掌の定め例としては、弁護士等の専門職と児童等の親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。

複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。

ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。

- (ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号
- (イ) 未成年者（児童等）の本籍、住所、生年月日、電話番号、職業又は在校名
- (ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（児童等）の資産収入、取扱経緯等）
- (エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（児童等）との関係（法人の場合は名称、所在地等）
- (オ) その他必要な事項

なお、次の(3)で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。

- (ア) 未成年者（児童等）の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）
- (イ) 親族関係図
- (ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書
- (エ) 候補者が法人の場合は登記事項証明書
- (オ) 財産目録及び収支状況報告書
- (カ) その他申立書の内容を裏付ける資料（児童記録表等から必要部分抽出した経過報告書等）

(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行

児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされている（法第33条の8第2項）。

(イ) 事件本人（児童）の本籍、住所、氏名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情

(エ) 取扱経緯

(オ) 未成年後見人候補者

(カ) その他必要な事項

なお、次の(2)の制度で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。

(ア) 事件本人（児童）の戸籍謄本及び住民票の写し

(イ) 児童相談記録その他の調査記録

(ウ) 未成年後見人の候補者の戸籍謄本等又は未成年後見人の候補者を探ることができないことに係る上記ウ(オ)の理由書

(エ) 関係者の陳述書

(オ) その他申立書の内容を補完する資料

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行

平成19年児童福祉法改正法により、法第33条の7第2項の規定により、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされる児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権

未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない児童等について、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的な場面としては例えば次のケースが想定される。

ア 児童等に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
イ 児童等に医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合
なお、施設入所中の児童等については、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。

(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続
児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要がある（法第33条の8第2項ただし書き）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第36条の28第1項）。
ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別
イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令及び性別
ウ 養親になろうとする者の家庭の状況
エ 縁組を適当とする理由
オ 養子及び養親の戸籍謄本
カ その他必要と認める事項
都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない（同第2項）。

(5) 未成年後見人選任後の対応
未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの児童等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。
また、児童等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。

未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地在を管轄する家庭裁判所に対して行う。

を行うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされたい。

① 想定される事例

未成年後見人の選任の請求がなされている児童であって、親権を行う者又は未成年後見人がおらず、施設入所中ではない事例を対象として想定している。具体的には、

ア 児童に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合

イ 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、医療行為が必要となり、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合などが想定される。

② 縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続
児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う。

ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別
イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業
ウ 養親になろうとする者の家庭の状況
エ 縁組を適当とする理由
オ 養子及び養親の戸籍謄本
カ その他必要と認める事項
都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない。

(3) 未成年後見人解任

未成年後見人解任の請求は、親権喪失宣告の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地在を管轄する家庭裁判所に対して行う。

3 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護の手続について（児童福祉法第33条第5項関係） 関係部分

改正案	現行
<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取 1 趣旨</p> <p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書きの規定により採るものを除く。）もしくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号もしくは第3号もしくは第2項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p> <p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p> <p>なお、法第28条第6項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p> <p>また、このほか、法第33条第5項の規定に基づき、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。この手続等については、第5章第2節「一時保護所入所の手続き」を参照されたい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5章 一時保護 第2節 一時保護所入所の手続き 1. 一時保護の開始 (1) 入所前の手続き ア・イ ウ 一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行う必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。</p> <p>エ～キ (略) ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。（別添A）</p>	<p>第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務 第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取 1 趣旨</p> <p>(1) 法第27条第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書きの規定により採るものを除く。）もしくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号もしくは第3号もしくは第2項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、後に述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。（法第27条第6項）</p> <p>この場合の意見聴取は、都道府県知事等の諮問に対し児童福祉審議会が答申を行うものである。（法第8条第5項）</p> <p>なお、法第28条第6項の規定による家庭裁判所の勧告を受けて、法第27条第1項第2号の措置を採る場合については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない。</p> <p>また、このほか、法第33条第5項の規定に基づき、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。この手続等については、第5章第2節「一時保護所入所の手続き」を参照されたい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5章 一時保護 第2節 一時保護所入所の手続き 1. 一時保護の開始 (1) 入所前の手続き ア・イ ウ 一時保護の決定に当たっては、原則として子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活等について説明し同意を得て行う必要があるが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではない。</p> <p>エ～キ (略) ク 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日及び場所を文書で保護者に通知する。</p>

また、保護者に対して子ども居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあるときは、子ども居所を明らかにしない。なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意されたい。

2. (略)

2. (略)

3. 一時保護の継続の手續

(1) 一時保護の継続

一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができることとされている。継続が必要な場合としては、例えば、

- ① 家庭裁判所に対し法第28条の承認又は親権喪失等の審判を申し出ている場合
- ② 施設入所する方向の子どもでもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合
- ③ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子どもともに納得した援助や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等（親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。）の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することのできる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行うおうとすると、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされている。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合には、意見聴取を要しない。

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める（第4章第5節I(3)参照）。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、児童福祉審議会の意見を聴いた上で継続する場合には、その意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

(2) 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認
一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。
この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等が行方不明であること等により意向を書面で確認できない場合等もあることから、親権者等への説明の状況、親権者等の意向等について記録する。
親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり児童福祉審議会の意見を聞かなければならないことから、実情に合わせて例えれば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。
なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、児童福祉審議会の意見を聴く前に一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

(3) 児童福祉審議会における意見の聴取
親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに(一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前)、その2か月が経過する前に、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に意見聴取ができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、意見聴取が必要であることが判明した後速やかに意見を聴くこととする。
児童福祉審議会における意見聴取は、会議を開催して行うことが望ましいが、例えば、日程調整が難しいなど会議の開催が困難であるため、各委員が会議を開催しないことに同意する場合には、全委員から個別に対面や書面等で意見を聴取し、児童福祉審議会としての意見を得る方法(以下「持ち回りの方法」という。)も考えうる。この方法を用いる場合など児童福祉審議会の運営に関しては、事前に児童福祉審議会の会議の場において、運営方法、手順等について確認されたい。ただし、2回目以降の継続の場合には、会議の場で重点的に議論することが望ましい。
意見聴取に当たっては、児童福祉審議会に、当該事案の概要(子ども、保護者や家庭の状況、家庭を取り巻く関係機関の状況等)、継続の理由、児童相談所の方針等について提示する必要がある。

4 一時保護中の児童に関する児童相談所長による監護についての（児童福祉法第33条の2関係）関係部分

改正案	現行
<p>第5章 一時保護 第1節 一時保護の目的と性格 (略)</p> <p>1. 一時保護の期間、援助の基本 (略)</p> <p>(1) 一時保護の期間は2か月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。なお、引き続き一時保護を行う場合の手続については、第2節の3を参照されたい。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 一時保護中の児童相談所長の権限</p> <p>(1) 親権者等のない子どもの場合 児童相談所長は、一時保護中（一時保護委託中も含む。）の子どもで親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第33条の2第1項）。</p> <p>ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。</p> <p>ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。</p> <p>なお、養子縁組の承諾に係る手続については、第4章第9節の3(4)を参照されたい。</p> <p>児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。</p> <p>子どもにも多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合</p> <p>子どもにも医療行為（精神科医療を含む）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合</p> <p>子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合</p> <p>(2) 親権者等のある子どもの場合 児童相談所長による監護措置 児童相談所長は、一時保護中（一時保護委託中も含む。）の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができること</p>	<p>第5章 一時保護 第1節 一時保護の目的と性格 (略)</p> <p>1. 一時保護の期間、援助の基本 (略)</p> <p>(1) 一時保護の期間は2ヶ月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3. (略)</p>

とされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げはならないこととされている（法第33条の2第3項）。

この規定については、児童福祉施設に入所中の子どもや里親に委託されている子どもについては、施設長や里親が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとることができることとされており（法第47条第2項）、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることが可能であると考えられたが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について（平成23年 月 日 雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

イ 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている（第33条の2第4項）。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成23年 月 日 雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

5. 行動自由の制限 (略)

4. 行動自由の制限 (略)

ただし、民法第797条の規定により養子縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

(2) 親権者等のある子どもの場合

ア 里親による監護措置と親権者等との関係

里親による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不当に妨げてはならないとされている(法第47条第4項)。この規定に基づき、里親は、自らが行う監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この不当に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平成23年 月 日雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照されたい。

また、里親が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、里親に対し助言、指導を行う。

イ 子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要がある場合
里親は、子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされている(同条第5項)。

具体的には、里親委託中の子どもにも緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、里親の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外に親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、里親は、自らが行う監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等に措置の必要性について説明するよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成 年 月 日雇児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参考とされたい。

ウ 子どもの生命又は身体を確保するための緊急措置に係る報告
里親は、子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、措置の内容について、委託措置を行った都道府県知事あてに報告することとされている(別添C参照)。この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも、行う必要がある。この報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要

に応じて里親に対し助言、指導等を行う。

エ 里親と親権者等との調整

里親は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることができないが、里親と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、里親及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、里親の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、調整を行う。

10・11. (略)

第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

1. 小規模住居型児童養育事業の目的

2. 子どもの委託

(1) ファミリーホームの選定 (略)

(2) 委託する子ども (略)

(3) 保護者や子どもへの説明等

委託時の保護者及び子どもに対する説明等については、第3節の5(3)から(6)までを、児童相談所長の権限及び養育者による監護については、第3節の9を、里親を養育者と読み替えて参照されたい。

3. (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1)～(4) (略)

(5) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に対し、次の事項について十分な説明を行う。ただし、保護者に対して子どもの住所等を明らかにした場合に子どもの保護に支障を来すおそれがあると認める時は、支障のない事項について説明する。

① 入所等措置を採ることとした理由

② 児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、施設生活等、入所又は委託をする施設等に関する事項

③ 児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）による監護措置及び親権者等がない場合の親権代行、これに対する不当な妨げの禁止、緊急時の施設長による対応など、施設入所等中の監護措置に関する事項

④ 施設入所等中の面会や通信に関する事項

⑤ 施設入所等中の費用に関する事項

また、子どもに対しては、子どもが有する権利や権利擁護のための仕組み（子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることや、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などの仕組み）についても子どもや保護者等に応じ懇切に説明する。

施設入所中の施設長による監護措置等については、保護者に対する

8・9. (略)

第4節 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

(1)～(4) (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1)～(4) (略)

(5) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、

入所又は委託せよとす児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもや保護者等との年齢や来所等の方法により児童相談所と子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

措置決定通知書に付記することが望ましい。(別添B (参考様式))

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じて事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

(6) (略)

(7) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書(措置内容及び理由を明確に示すこと)に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じて事例担当者が出向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。(図-4)

なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要なばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要な基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは言うまでもない。

- ①子どもの住所、氏名、年齢
- ②家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③子どもの生育歴
- ④性格行動(心理診断・判定に基づく見立て、基本資料等を含む)
- ⑤健康状態
- ⑥家庭環境
- ⑦措置についての子ども及び保護者の意向
- ⑧子ども及び家庭に対する援助指針
- ⑨その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めて対応する。

(8)・(9) (略)

(10) 措置の開始、解除、停止、在所期間の延長を行うに当たっては、その旨を保護者、児童福祉施設長等に通知する。

また、保護者に対する措置決定通知書には、施設入所中の施設長による監護措置等についても付記することが望ましい。(5)参照

(11) (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1) 児童福祉施設等への措置後の継続的援助

児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを図-4に示す。

児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的な児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設(指定医療機関を含む。)から徴し、必要に応じて子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じて事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

(6) (略)

(7) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、児童相談所は措置決定通知書(措置内容を明確に示すこと)に添えて、子どもの援助に参考となる次の①～⑨に掲げる資料を子どもを入所又は委託させる児童福祉施設等の長に送付する。また、必要に応じて事例担当者が出向き、事例の内容の説明を行う等により、相互に今後の方針を確認する。(図-4)

なお、これらの資料は、子どもが施設において安定した生活を送るための援助に必要なばかりか、家庭復帰に向けた取組や自立支援に必要な基礎資料であることから、できる限り綿密なものであることは言うまでもない。

- ①子どもの住所、氏名、年齢
- ②家族構成及び家族の氏名、年齢
- ③子どもの履歴
- ④性別(心理診断・判定に基づく見立て、基本資料等を含む)
- ⑤健康状態
- ⑥家庭環境
- ⑦措置についての子ども及び保護者の意向
- ⑧子ども及び家庭に対する援助指針
- ⑨その他子どもの福祉の増進に関し参考となる事項

また、入所又は委託後に児童福祉施設等において必要となった情報については、追加調査なども含めて対応する。

(8)・(9) (略)

(10) 措置の開始、解除、停止、在所期間の延長を行うに当たっては、その旨を保護者、児童福祉施設長等に通知する。

(11) (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1) 児童相談所は、子どもを児童福祉施設等に措置後も、その施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行う。この一連の仕組みを図-4に示す。

児童相談所は、法第30条の2に基づき定期的な児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設(指定医療機関を含む。)から徴し、必要に応じて子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。

会議を行う等、相互の連携を十分に図るよう留意する。なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間を取り、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。

(3) 子どもの養育に関する報告の回数、全般的報告に於いては年2回程度、特別な問題を有する子どもに於いては、必要に応じてその回数を定めることが適当である。

(4) 特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもも援助を検討する療が必要などについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。

(5) 入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもも訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものから、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもも適切な援助を確保する観点から必要と認められる場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談についてその援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点から都道府県児童福祉審議会の意見を聴取することが望ましい。

(2) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関する子どもも福祉のため必要な措置を採ることができ、懲戒に於ける権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どももに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもも心身に有害な影響を与え、虐待を受けた子どももは、法第33条の12の通告の対象となるものである。

入所している子どももやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや通告を受けたときには、あくまでも客観的事実の把握に努め、事実に基づき対応をしなければならない。

その際、その子どもも最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもも一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、

なお、施設訪問の際には、極力子どもと面接する時間を取り、子どもの意向を把握する等、効果的な訪問に心がける。

(3) 子どもの養育に関する報告の回数、全般的報告に於いては年2回程度、特別な問題を有する子どもに於いては、必要に応じてその回数を定めることが適当である。

(4) 特に、専門的な支援が必要な子どもの援助に当たっては、児童福祉施設その他の機関との連携が不可欠であり、子どもも援助を検討する療が必要などについては、施設を訪問する、児童相談所に通所させる等、専門的見地からの指導・助言に努める。

(5) 入所中の子どもの相談については、その訴えを傾聴するとともに、受容的・非審判的態度で臨む。子どもも訴えの内容が児童福祉施設等に対する苦情や不満等に関するものから、児童福祉施設等の職員等からも事情を聴くなど、客観的事実の把握に努めるとともに、子どもも適切な援助を確保する観点から必要と認められる場合は、児童福祉施設等に対し必要な助言、指導、指示等を行う。また、権利侵害性が高いと判断される相談についてその援助を決定する場合は、援助の決定の客観性を一層確保する観点から都道府県児童福祉審議会の意見を聴取することが望ましい。

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関する子どもも福祉のため必要な措置を採ることができ、懲戒に於ける権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どももに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもも心身に有害な影響を与え、虐待を受けた子どももは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どももやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づき通告を受けたときには、あくまでも客観的事実の把握に努め、事実に基づき対応をしなければならない。

その際、その子どもも最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもも一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の

施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対応に心掛ける。

解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対応に心掛ける。

(3) 施設入所中の施設長による監護

ア 親権者等のない子どもの場合

施設長は、施設入所中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている（法第47条第2項）。

ここで親権を行う者がない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法第797条の規定による養子縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより都道府県知事の許可を得なければならぬ。

イ 親権者等のある子どもの場合

(7) 施設長による監護措置と親権者等との関係

施設長による監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために行う必要な措置について親権者等はこれを不当に妨げてはならないとされている（法第47条第4項）。この規定に基づき、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

この不当に妨げる行為の考え方、具体的な事例等については、「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について（平成23年 月 日 雇児総発第 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

また、施設長が判断に迷う場合には、児童相談所が相談に応じることとし、児童相談所は、必要に応じ都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、施設長に対し助言、指導を行う。

(4) 子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要がある場合

施設長は、子どもの生命又は身体を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされている（同条第5項）。

具体的には、施設入所中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や親権者等が治療に同意しない場合においても、施設長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意されたい。例えば、上記のように、施設長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわ

らず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができるとする。

また、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等に措置の必要性について説明するよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 年 月 日 雇 児総発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ 子どもの生命又は身体の安全を確保するための緊急措置に係る報告

施設長は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認め、必要な措置を採った場合には、措置の内容について、入所措置を行った都道府県知事あてに報告することとされている（別添C参照）。

この報告は、親権者等の意に反した場合のみならず、親権者等の意に沿った措置がなされた場合にも行う必要がある。

報告を受けた児童相談所は、その妥当性について検討し、必要に応じて施設長に対し助言、指導等を行う。

エ 施設長と親権者等との調整

施設長は、上記のとおり、子どもの福祉のための措置をとることができ、親権者等がこれを不当に妨げることではないが、施設長と親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たる。児童相談所は、施設長及び親権者等の双方の主張の妥当性を検討し、施設長の措置が妥当である場合には、親権者等に対し措置の妥当性について説明し、理解を得られるよう努める。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で、調整を行う。

6 児童福祉法第28条の審判の運用方法について 関係部分

現 行	改 正 案
<p>第4章 援助</p> <p>第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託 3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 在所期間の延長</p> <p>ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合、20歳に達するまで(場合によってはその後も引き続き)更に施設入所を継続させることができる。(法第31条、附則第63条の2)</p> <p>イ 特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長及び関係機関の意見聞き、あらかじめ在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。</p>	<p>第4章 援助</p> <p>第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託 3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 在所期間の延長</p> <p>ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。(法第31条)</p> <p>イ 特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。</p> <p>イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。</p> <p>また、法第28条第2項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。</p>
<p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1) 施設入所の措置を採るに当たっては、施設入所後の子どもに対する援助及びその家庭環境の調整を円滑に図る観点から、親権を行う者又は未成年後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行うことが望ましいが、これが困難な場合には、子どもの最善の利益を最優先した措置が確保されるよう、この申立てを行う。なお、これによっても親権が確保されるよう、親権喪失の請求も検討する。</p> <p>(2) この申立ては、具体的には次の場合に行う。</p> <p>① 保護者が、その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合において、法第27条第1項第3号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反する場合</p> <p>② 上記①に該当する子どもで、子どもを現に監護している者から、親権を行う者又は未成年後見人に引き渡しても同様の児童虐待、監護の懈怠等が明らかに予想される場合等著しく子どもの福祉を害すると判断される場合</p>	<p>第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て</p> <p>1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て</p> <p>(1) 申立ての前提</p> <p>施設入所又は里親等委託(以下「施設入所等」という。)の措置を採るに当たっては、施設入所等後の子どもに対する援助及びその家庭環境の調整を円滑に図る観点から、親権を行う者又は未成年後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行うことが望ましいが、これが困難な場合には、子どもの最善の利益を最優先した措置が確保されるよう、この申立てを行う。なお、これによっても親権が確保されるよう、場合によっては、親権喪失又は管理権喪失の審判の請求も検討する。</p> <p>この申立ては、具体的には次の場合に行う。</p> <p>① 保護者が、その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその子どもの福祉を害する場合(これらをまとめ以下「虐待等」という。)において、法第27条第1項第3号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反する場合</p> <p>② 上記①に該当する子どもで、子どもを現に監護している者から、親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが子どもの福祉のため不適当であると認めるときにおいて、法第27条第1項第3号の措置をとることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意向に反</p>

する場
合

(2) 強制入所措置の期間及び期間の更新

法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親等に措置（委託）された子どもへの訪問面談等に努めるものとする。

しかしながら、当該施設入所等の措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその福祉を害するおそれがあるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第28条第2項）

特に、施設入所等の措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子ども自身の心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。

なお、この2年の期間制限は、法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたる子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第28条に基づき拒否するから保護者の同意に基づき変更した場合などには、その制限は及ばないものである。

措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。

(3) 家庭裁判所への承認の申立て

ア 承認の位置づけ

この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項とみなされ、特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）に基づき手続を行う。（なお、家事事件手続法（平成23年法律第52号。公布の日（平成23年5月25日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）及びその規則の施行に伴い、家事審判法、家事審判規則及び特別家事審判規則は、いずれも廃止される予定である。以下、必要な場合には、家事事件手続法にも言及する。）

イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内
特別家事審判規則第18条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。
申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

(3) 法第28条の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の子どもが良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や施設や里親等に措置（委託）された子どもへの訪問面談等に努めるものとする。

(4) このように入所措置の期間は2年を超えてはならないとされているが、当該入所措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者その子どもを虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しくその福祉を害するおそれがあるときは、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（法第28条第2項）

特に、入所措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や子ども自身の心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応すること。

なお、この2年の期間制限は、法第28条の規定による措置を対象とするものであるため、例えば、法第28条の規定による措置を開始し、保護者に対する指導等に努めたものの、保護者に将来にわたる子どもを引き取る意思が全くない状態になったことなどから、措置を法第28条に基づき拒否するから保護者の同意に基づき変更した場合などには、その制限は及ばないものである。

(5) 措置の解除は、措置期間が2年以内であっても可能である。その際には、本章第4節3「措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長」に従い実施するものとする。

(6) この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるから、申立てをするには家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第2条及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類（措置期間の更新の場合は保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子ども住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。

また、申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報（子の現状、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等）を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することでも可能であるので（家事審判規則第4条第1項ただし書）、子どもが住所を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自庁対応を求めるとも検討する。

ウ 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

(イ) 申立書

家事審判規則第2条に基づき、申立書に申立ての趣旨及び事件の実際（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。

申立ての趣旨には、承認を求めめる措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認を求めるとも可能である。

詳細については、別添D（参考様式）を参考とされたい。

(イ) 証拠書類

家事審判規則第2条に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての趣旨及び申立ての実情を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。

- ① 虐待等の状況、子どもの状況（一時保護中の生活状況等を含む。）、保護者の監護態度等の問題点（暴力、飲酒、健康状態等）及び児童相談所との関わりについて、児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ② 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料、子どもの身体的発育（低身長、低体重）、知能、情緒面について児童記録票、行動観察記録等から必要部分を抜粋してまとめたもの
- ③ 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等
- ④ 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
- ⑤ 援助指針のほか、措置期間の更新の場合には、自立支援計画などの書類（保護者指導の効果（これまでの保護者指導の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）

(ウ) 進行に関する参考事項、証拠の説明

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することでも可能であるので（家事審判規則第4条第1項ただし書）、子どもが住所を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自庁対応を求めるとも検討する。

① 進行に関する参考事項

迅速かつ適切な審理に資するため、子どもの年齢、居所等、虐待の種類、緊急を要する事項等、保護者の認否、意向、出頭見込み等の参考事項を記載して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な記載事項等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

② 証拠説明書

証拠の標目、作成者、作成日時、立証趣旨等を簡潔に記載した証拠説明書を作成して家庭裁判所に提出することが有益である。具体的な書式等については、各児童相談所と各家庭裁判所の協議等により定める。

(エ)添付書類

① 子どもの戸籍謄本

② 親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人等の戸籍謄本

③ 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し

(カ)申立書等の提出に当たっての留意事項

① 申立書の記載

申立書の写しは、裁判所の判断によって保護者に送付される場合があることを前提に、その点に留意し、第三者のプライバシーにかかわる記載を避けるなどする。

② 記録の閲覧謄写

現行の家事審判規則においては、家庭裁判所は相当であると認めるときに記録の閲覧謄写を許可する（家事審判規則第12条）。家事事件手続法においては、保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出することではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示を希望する旨とその理由を記載した上申書を提出して、その希望を明確に示しておく必要がある。非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることとなるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(4) 措置更新の承認の申立ての際の留意事項

措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましく、また、家庭裁判所において

(7) 措置の期間の更新に際して行う本申立てについては、保護者に十分な説明を行った上で行うことが望ましく、また、家庭裁判所において

審理が行われ、かつ、その審判が確定するたためには一定の期間を要することから、事案ごとくに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。（法第28条第4項本文）

(5) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とは、いえ措置の期間の更新を不当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができぬのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認められる場合に限られているから（法第28条第4項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(6) 家庭裁判所における審理

家庭裁判所は、この申立てがあつた場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる（法第28条第5項）。

この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、審判の申立てに行つた保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、申立てを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度の改善につながる可能性があると判断する事例などで申立て後の保護者指導の結果に関する報告・意見が求められることもある。

こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、その迅速かつ適正な審理を期すため、申立前のものは家庭裁判所から求められるまでもなく申立時に、申立後のものは家庭裁判所から定められた期間内に、その結果及び意見を提出することが必要である。

審理が行われ、かつ、その審判が確定するたためには一定の期間を要することから、事案ごとくに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行う。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、都道府県等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。（法第28条第4項本文）

(8) 家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）は、法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。ただし、確定していない下級審の審判とは、いえ措置の期間の更新を不当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができぬのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお当該措置を採る必要があると認められる場合に限られているから（法第28条第4項ただし書）、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(9) 家庭裁判所は、この申立てがあつた場合は、都道府県等に対し、期間を定めて、当該申立てに係る保護者に対する第27条第1項第2号の措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る子ども及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

この家庭裁判所による報告・意見の聴取については、①審判の申立てに行つた保護者指導措置の結果に関する報告・意見のほか、②事例によつては審判の過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告・意見を求めることもある。

いずれの場合も、こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、まず①の場合については、家庭裁判所から求められるまでもなく、その迅速かつ適正な審理を期すため、申立時あるいは申立後速やかに児童相談所から家庭裁判所に提出することが望ましい。

②の場合については、虐待事例の中には、申立ての段階では法第28条の要件が整っているものの、家庭裁判所の審判の過程で子どもとの分離を目前にすれば、それを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度等の改善につながる可能性があるかと判断する事例も存在すると考えられる。

こうした事例については、審判の過程においても一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見を児童相談所から聴取

した上で、最終的に判断することが適当である旨の意見を、保護者指導措置の内容及びこれにより期待される効果などとあわせて申立時に提出することが適当である。また、家庭裁判所から求められた場合には、定められた期間内に保護者指導措置の結果及び意見を報告することが必要である。

(10) 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる。こうした場合、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としての勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べることも適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

(7) 家庭裁判所による指導勧告

家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県等に勧告することができる。(法第28条第6項)。

児童相談所としては、指導勧告書の写しの保護者への送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、指導勧告書の写しの送付が必要である旨を明確にした上で、指導勧告を求めた旨の上申書を家庭裁判所に提出し、家庭裁判所はそれを踏まえて指導勧告書の写しを保護者に送付することが相当かを判断し、相当と認める場合にはこれを保護者に送付することが考えられる。

ア 指導勧告を求めるケース

次の事例のように、保護者の行為が子どもの福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合などが想定される。

(7) 保護者が虐待等を認めず、児童相談所による指導が進まない事例

(イ) 保護者がしつくと称して自らの暴力の原因が子どもにあると主張する事例

(ウ) 保護者の虐待等の結果として子どもが深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

イ 上申書の提出時期

審問や事実の調査における保護者の陳述や態度も踏まえ、家庭裁判所に提出すべき時期を確認の上、すみやかに提出する。

ウ 上申書に記載する内容

上申書には、次の内容を記載する。

(7) 保護者指導の必要性、児童相談所が予定している指導の内容及びこれにより期待される効果

(イ) 裁判所に指導勧告を求める理由、必要性

(ウ) 指導勧告書への記載を希望する内容

(エ) 指導勧告書の写しの保護者への送付の要否

エ 上申書を作成するに当たっての留意点

保護者指導のためには、保護者が自らの行動や認識の問題点・改善すべき点を認識できるよう、第三者的な観点から、これらの問題点・改善すべき点や、虐待等に至った経緯・背景について具体的に指摘された指導勧告書の写しが保護者に送付されることが望ましい。

例えば、保護者が虐待等の原因は子どものもので非行にあると主張して

いるものの、客観的には、子どもの非行の原因は保護者に対する反発にあると考えられる場合には、その点が記載された指導勧告書の送付により、保護者が問題を認識し、行動の改善につながる可能性がある。

また、保護者に改善の意欲や努力が認められる場合には、改善を更に促すため、指導勧告書において、その点に言及されることが望ましい。

他方、指導勧告書において、通信・面会をすることが望ましいという趣旨の記載がされた場合には、保護者や子どもの状況にかかわらず、保護者がこれに基づき通信・面会を求め、子どもの監護に悪影響を及ぼす可能性もあることから、このような可能性がある事案については、その旨を上申書に記載するなどして家庭裁判所に配慮を求めることが考えられる。

以上のように、上申書の記載内容については、保護者指導に悪影響を与えることのないように留意する必要がある。

指導勧告を受けての対応
家庭裁判所から指導勧告が行われた場合には、これを踏まえ、都道府県知事による保護者に対する勧告を行うなど実効性のある保護者指導を行うこと。

(8) その他

この申立てについては、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」による。

第7章 各種機関との連携
第11節 家庭裁判所との関係
1. 家庭裁判所の位置づけ

- (1) (略)
- (2) 児童福祉法において、家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は27条の3により送致を受けた場合、法第28条等子どもや保護者等の意に反して援助を行う必要があるとして承認を求められた場合、法第33条の6等により子どもや親権者の親権喪失等の審判を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。

- 4. その他
- (1) (略)
- (2) 児童相談所は、家庭裁判所と定期的に連絡会議を行う等常に十分な連携を図る。特に、これらの機会を通じて家庭裁判所に対する各種の申立て等に関する資料の作成や選別について意見交換を行い、ノウハウを蓄積する。

また、その他児童相談所の業務に関し必要な協力を求める。
(3) (略)

(11) この申立てについては、本指針に定めるほか、平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」による。

第7章 各種機関との連携
第11節 家庭裁判所との関係
1. 家庭裁判所の位置づけ

- (1) (略)
- (2) 児童福祉法において、家庭裁判所は、法第27条第1項第4号又は27条の3により送致を受けた場合、法第28条等子どもや保護者等の意に反して援助を行う必要があるとして承認を求められた場合、法第33条の6等により子どもや親権者の親権喪失宣告等を行って保護する必要があるとして請求を受けた場合等に審判、許可等を行うものとされている。

- 4. その他
- (1) (略)
- (2) 児童相談所は、家庭裁判所と定期的に連絡会議を行う等常に十分な連携を図る。また、その他児童相談所の業務に関し必要な協力を求める。

(3) (略)

7 未成年者への援助について 関係部分

改正案	現行
<p>第4章 援助 第5節 福祉施設入所措置、指定医療機関委託 2. 入所又は委託中の援助 (5) 接近禁止命令 都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であつて、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近ではいかい禁止を命令できる。 また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。</p> <p>① 接近禁止命令の要件 次のいづれにも該当することが要件とされている。 ア 強制入所等が採られていること。 イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。 ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。</p> <p>なお、一時保護又は同意入所等（施設入所等の措置であつて、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）の場合においては、面会・通信制限を適切に行うことが必要であるが、同意入所の場合に、保護者に子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあることと認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもを引き渡す求め、面会・通信制限に従わない等の状況があるときは、後述する本項(6)「同意入所の場合の一時保護等」のとおり、児童虐待防止法第12条の2の規定に即して一時保護を加え、強制入所等の措置に切り替えた上で、接近禁止命令を発することができると留意すること。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>第4章 援助 第5節 福祉施設入所措置、指定医療機関委託 2. 入所又は委託中の援助 (8) 接近禁止命令 都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であつて、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近ではいかい禁止を命令できる。 また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。</p> <p>① 接近禁止命令の要件 次のいづれにも該当することが要件とされている。 ア 強制入所等が採られていること。 イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。 ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。</p> <p>②～⑥ (略)</p>
<p>(6) 同意入所等の場合の一時保護等 児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われることと認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求め、当該保護者が面会・通信制限に従わないこととその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続して、法第28条の規定による施設入所等の措置を要することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(9) 同意入所等の場合の一時保護等 児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等（施設入所等の措置であつて、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあることと認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求め、当該保護者が面会・通信制限に従わないこととその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続して、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。</p> <p>(以下略)</p>

第10節 その他未成年者に対する援助

1. 趣旨

児童相談所長は、児童以外の未成年者（新規ケースも含む）に対して児童相談所長の親権喪失等の審判の請求や未成年後見人の選任請求等を行うこととされている。これらの相談の過程において、18歳以上の者などの未成年者に関しては、次の対応をとることも想定される所であり、事案に応じて適切な支援を行う。

2. 保護者の不当な介入に対する対応

18歳以上の未成年者については、保護者が子の所在地に押し掛け、つきまとい、面会要求等の不当な介入をする場合には、一時保護や施設入所等の措置をとることができない。
また、親権者以外の親族に監護されている未成年者や、自立したり民間のシェルターで生活している未成年者等については、これらの措置によることが適当ではない場合がある。

このような未成年者に対しては、本人から保護者による虐待やつきまとい等の具体的な内容について聴取した上で、親権喪失等の審判の請求を検討するほか、以下のような支援を行う。

(1) 民事訴訟又は保全処分による措置

裁判所による当該未成年者への面談強要等の禁止を求めるとして、民事上の差止請求又は民事保全法に基づき仮処分の申立てが考えられる。

具体的には、人格権に基づく妨害排除請求又は被害予防請求としての面談強要等禁止を求め訴えの提起又は訴えの権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分の申立てによることとなるため、必要に応じて弁護士等と相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

なお、未成年者は制限行為能力者であり、自ら訴えの提起及び民事保全の申立てをすることができないことから、当事者が親権者である場合には、親権喪失又は親権停止の審判をした上で、法定代理人において訴えの提起等を行うことが原則であるが、法定代理人の選任手続を待っていたのでは損害を受けるおそれのある場合など緊急を要する場合には、特別代理人の選任を申し立てた上で、親権制限の審判を経ずに訴えの提起等を行うことも考えられることに留意する。

(2) 警察への相談

保護者が未成年者につきまとい等を行っている場合には、事案によりストーカー行為等の規制等に関する法律や他の刑罰法令に抵触することも考えられることから、必要に応じて警察に相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

別添A（様式例）＜一時保護決定通知書（保護者用）＞

発第 号
年 月 日

殿

児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定により
 [一時保護
 一時保護を委託] しましたので通知します。

記

児童氏名	男 年 月 日生 歳 女		措置番号	号
住 所				
一 時 保 護	場 所	名 称		
		所在地		
	年月日	年 月 日		
	開始の理由			

備
考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）
- 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）

別添B（様式例）＜入所（委託）措置決定通知書（保護者用）＞

発第 号
年 月 日

殿

児童相談所長

第27条第1項第3号
第27条第2項
第27条の2第1項
第63条の3第1項

あなたが保護者となっている次の児童を児童福祉法

の規定により下記のとおり措置をとったので通知します。

記

児童氏名	男 年 月 日生 歳		措置番号	号
	女 年 月 日生 歳			
住所				
措 置	施設 入所	種 類	名 称	所 在 地
	里親 委託	氏 名		住 所
入 所	年 月 日	平成 年 月 日		
委 託				
あなたが負担する費用月額		円		
措 置 理 由				
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇県を被告として（訴訟において〇〇県を代表する者は〇〇県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。</p> <p>また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等は、この措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第47条）</p>			

別添C（様式例）＜安全確保のための緊急措置の報告＞

	発第 平成 年 月	号 日
〇〇〇〇知事 殿		
	〇〇〇施設長	印
児童福祉法第47条第5項に基づき、次のとおり、報告します。		
児童等	氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日生（ 歳）
緊急措置が必要となった原因となる事象	発生日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容 （診断名）	
緊急措置	措置日時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
	内 容	
今後の見込み		
連絡先住所 連絡先電話番号		

別添D（様式例）＜法第28条に基づく承認に係る申立書＞

都道府県の措置についての承認審判申立事件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人代理人弁護士 〇〇 〇〇

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

申 立 て の 趣 旨

申立人が児童を児童養護施設（注）に入所させることを承認する。
との審判を求める。

（注：承認を求める措置の種類を明示する。措置を採る必要性のある複数の
類型について記載することも可能である。）

申 立 て の 実 情

第1 事案の概要

- * 主たる虐待者、虐待の類型等を簡単に記載

第2 当事者

- * 児童と保護者の身分関係等を簡単に記載

第3 事実経過

- * 第4以下に必要な限度の記載で足りる。

第4 保護者による児童の福祉を侵害する行為等

- * 保護者に児童虐待、監護懈怠、児童の福祉侵害に該当する行為があることを記載

第5 保護者の態度等

- * 保護者の弁解の内容と、これを排斥する事情等を記載

第6 保護者指導の経過

- * 保護者が指導に従わないこと、指導ができる状況にないこと等を記載

第7 親子分離の相当性

- * 措置の種別（施設入所、里親委託等）ごとにその必要性、相当性を記載
- * 必要に応じて、保護者指導プランを記載

第8 保護者の意に反すること

- * 親権者等が複数の場合は、親権者等ごとに「意に反すること」に該当する事実等を記載

第9 まとめ

よって、申立人は、児童福祉法28条1項1号、27条1項3号に基づき、児童を〇〇に入所させることを承認するとの審判を求める。

当 事 者 等 目 録

郵便番号 ○○○－○○○○
住 所

申立人 ○○ ○○

郵便番号 ○○○－○○○○
住 所

申立人代理人弁護士 ○○ ○○

郵便番号 ○○○－○○○○
住 所

親権者 ○○ ○○

郵便番号 ○○○－○○○○
住 所

児童 ○○ ○○
(平成○○年○○月○○日生)

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて(概要)(案)

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。

※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当した場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等)

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等)

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えらるる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えらるる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の眞の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。

- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、

できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

- このため、事例に応じ、次の(1)～(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)

- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求めめる。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求めめる。理解を得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることとなる旨説明し、理解を求めめる。改善が見込めない場合に児童相談所長による審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体・安全確保のため緊急のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「2 不当に妨げる行為の事例」の詳細

(別紙)

(1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかき、交通の妨害等の行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えらるる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えらるる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為
(携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等)
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望の職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

(3) その他の場合

- 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。
 - ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
 - ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに繰り返しうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事を正当な理由なく拒否する行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(案)

雇児総発第 号
平成24年 月 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関する
ガイドライン」について

「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）については、平成24年4月1日から施行される予定であるが、これにより、児童福祉法（昭和23年法律第164号）において、児童等の親権者等が、児童相談所長や児童福祉施設の長、里親等が行う監護、教育及び懲戒に関する措置を不当に妨げてはならないことが明確化されたことから、今後、児童相談所等では、これを根拠とした対応により、児童の安定した監護を図ることが望まれる。

については、児童相談所等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方について別添「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を策定したので通知する。

貴職におかれては、同ガイドラインの内容を御了知の上、管下の児童相談所並びに管内市町村及び児童福祉施設等の関係機関に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(案)

(別添)

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン

1 ガイドラインの趣旨

「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)による改正後の児童福祉法第33条の2では、児童相談所長は、一時保護を加えた児童について、また、改正後の同法第47条では、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親(以下「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等について、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」という。)のあるものであっても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置(以下「監護措置」という。)をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げてはならないと規定された。

これらの規定に基づき、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

これらを踏まえ、今後、児童相談所長又は施設長等による監護措置を親権者等が不当に妨げ、児童等の安定した監護に支障が生じる場合には、児童相談所長又は施設長等は、これらの規定を根拠として親権者等への対応に当たることにより、児童等の安定した監護を図ることが望まれる。

このため、児童相談所、児童福祉施設、里親等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方、対応方法等について示すものである。

なお、以下では、措置延長されている18歳以上の未成年者を含めて単に「児童」という。

2 不当に妨げる行為の事例

「不当に妨げる行為」の事例としては次に掲げるものが想定される。児童福祉施設、里親等においてこれらへの該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助を行い、児童の福祉の観点から適切な対応をとる。

(1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が一時保護中、施設入所中又は里親等委託中の児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合には、「不当に妨げる行

(案)

為」に該当する。

具体的には例えば次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ・ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ・ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ・ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ・ 児童を強引に連れ去る行為
- ・ 児童相談所、施設等との同意の上で外出・外泊したものの、約束に反して児童相談所、施設等に帰さない行為
- ・ 無断で又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず敷地内に立ち入る行為
- ・ 敷地内に立ち入り、児童相談所、施設等が退去を求めたにもかかわらず退去しない行為
- ・ 児童や職員等に対するつきまとい、児童や職員等が日常的に生活する場所や行き来する場所付近のはいかい、交通の妨害等の行為
- ・ 面会・通信の制限又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず児童と面会等を行う行為
- ・ 児童や施設職員等の拒否にもかかわらず、繰り返しの電話、無言電話をかける行為、繰り返し郵便やFAX、メールを送りつける行為
- ・ 児童又は施設の拒否にもかかわらず児童に係る情報の提供を執拗に要求する行為
- ・ 児童に非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする行為（教唆する行為）
- ・ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ・ 騒音、振動を立てる行為
- ・ 落書きや破壊行為により関係施設等を汚損・破損する行為
- ・ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、インターネット上への掲載等をする行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ・ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為
- ・ 児童の職場、学校、その他児童の関係者や他の入所児童等に対する上記ア及びイの行為
- ・ 第三者に上記ア及びイの行為をさせる行為

(案)

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると考えられる場合

親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合には、その意向に沿うことを要求する行為は、「不当に妨げる行為」に該当する。

ここには、親権者等が児童の利益を考慮せず、親権者等自身の利益のみを目的としている場合のほか、親権者等としては児童の利益を考慮していると主張するものの、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合も含まれる。

また、「不当に妨げる行為」への該当性を判断するに当たっては、児童の意向を踏まえる必要があるが、その場合、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真に児童の意向であるかを見極める必要がある。他方で、児童の意向に沿った場合に、客観的に見て明らかに児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要がある。

具体的には例えば次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ・ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ・ 施設等から自立する際、児童が拒否するにもかかわらず、児童が賃貸する住宅への同居を要求する行為や生活の世話を要求する行為
- ・ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ・ 正当な理由なく児童が必要とする契約や申請に同意せず、又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ・ 児童の学校や職場に正当な理由なく、又は児童相談所、施設等との約束に反し無断で訪問、連絡をする行為
- ・ 児童が希望しており、適切と考えられる就職又はアルバイトについて、正当な理由なく、親権者等が同意せず、又は妨げる行為
- ・ 児童の意思に反して、親権者等が希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ・ 児童の就労先に対し、児童に支払うべき賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ・ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ・ 児童に必要とされる医療（医療機関（精神科を含む。）での診察、検査、治療（薬物療法、処置、手術等）など。入院によるものを含む。）を正当な

(案)

理由なく受けさせない行為（いわゆる医療ネグレクト。宗教的理由により受診を拒否する場合、通常は治療を要する傷病であるにもかかわらず、放置しても治ると主張して受診を拒否する場合などを含む。）

児童に必要とされる精神科医療（心療内科を含む。）を正当な理由なく受けさせない場合も含まれる。ただし、精神保健福祉法に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であることに留意すること。

- ・ 児童に必要とされる予防接種や健康診査等の保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為。ただし、予防接種を行う場合には、予防接種実施規則に基づく保護者の同意が必要であることに留意すること
- ・ 児童に必要とされる療育等の福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳の申請を妨げる行為を含む。）

なお、医薬品や予防接種の副作用、検査や治療による後遺症を心配して拒否する場合には、不当に妨げることにならない可能性もあることから、医師の意見等を踏まえて不当な主張であるか判断するよう留意すること。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ・ 学校で通常行われている授業や行事について、正当な理由なく、出席や参加を拒否する行為
- ・ 障害のある児童について、特別支援学校又は小中学校（特別支援学校を含む。）を就学先とすることを不服として、当該児童をいずれの学校にも就学させない行為

なお、障害のある児童については、障害の状態に照らし、教育学・医学・心理学等の専門家及び当該児童の保護者の意見を聴取した上で、特別支援学校又は小中学校を就学先とすることとされている。

- ・ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ・ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ・ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続や休学手続を行う行為
- ・ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる髪型、服装等とすることに対し、親権者等の好みのものであることを強いる行為
- ・ 児童に過剰の金銭又は物品を与える行為

(3)その他の場合

(案)

上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ・ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ・ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

3 施設入所等の措置に際しての保護者等への説明

施設や里親において児童の監護を円滑に行えるよう、児童相談所は、施設入所又は里親等委託の措置を行う際に、保護者や児童に対して次の事項について説明する。

また、児童相談所が一時保護を行う場合にも、これらのうち、必要な事項について説明する。

- (1) 措置をとることとした理由（家族再統合へ向けた指導の方針等）
- (2) 入所中又は委託中の生活に関する事項（施設生活、通学する学校、面会・外出の可否等）
- (3) 入所中又は委託中の監護措置に関する事項（施設長等による監護措置等、これを不当に妨げる行為の禁止、緊急時の施設長等による対応等）等

また、児童に対しては、児童が有する権利や権利擁護のための仕組み（児童から児童相談所への相談、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出等）についても児童の年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

4 「不当に妨げる行為」があった場合の対応

児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

しかしながら、「不当に妨げる行為」があった場合でも、できる限り親権者等の理解を得て監護措置をとることが望ましい。また、親権者等の理解が得られず、親権者等による「不当に妨げる行為」に苦慮し、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

このため、「不当に妨げる行為」があった場合には、事例に応じ、次の(1)から(4)までの対応をとり、解決を図ることが考えられる。

その際、犯罪や危険行為など親権者等との調整を行う余地のない行為に対しては、速やかに警察へ通報するなど適切に対応する必要がある。

また、施設長等が「不当に妨げる行為」への該当性や対応方針について判断に迷う場合には、施設長等は必要に応じて児童相談所に相談することとする。また、児

(案)

童相談所は、事例の性質に鑑み専門的な判断が必要な場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことができる。

なお、親権者等の「不当に妨げる行為」が問題となる事例の多くは、医療機関、学校等の関係機関の協力を得て具体的な解決を図る必要があるものであることから、医療機関、学校等と連携し、規定の趣旨について認識を共有する必要がある。

また、いわゆる医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応については、平成24年 月 日雇児総発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」を参照されたい。

(1) 親権者等への説明

事例に応じ、児童相談所や施設等から、「不当に妨げる行為」を行う親権者等に対して、当該行為が児童の利益の観点から適切ではないことを説明し、児童相談所や施設、里親等が行おうとする監護措置について理解を求める。

その際、親権者等が、法律に基づく親権の正当な行使であることを主張する場合には、必要に応じて、

- ① 親権が子の利益のために行使されるべきものであり、民法上もその旨規定されていること
- ② 児童福祉法においては、児童相談所長又は施設長等が必要な監護措置をとることができる旨規定されていること

を説明し理解を求める。

児童の利益の観点から説明しても理解が得られない場合には、児童福祉法上、親権者等は、児童相談所長又は施設長等による監護措置を不当に妨げてはならない旨規定されており、親権者等の行為がこの「不当に妨げる行為」に該当することについて説明し、調整を図る。

また、当初、施設や里親等が親権者等の説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し、施設や里親等の監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

なお、里親の場合には、当初から児童相談所が親権者等への説明を行うことが望ましい。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

親権者等へ説明を尽くした上でもなお改善が見られない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信の制限や、強制入所措置がとられている場合であれば接近禁止命令の措置で対応することが考えられる。

親権者等に対してはこれらの措置がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。これによっても理解が得られない場合には、面会・通信の制限や接近禁止命令の措置を検討する。具体的な手続等については、児童相談所運営指針

(案)

を参照されたい。

(3) 親権制限の審判等の請求

親権者の「不当に妨げる行為」が止まず、話し合いや面会・通信の制限等の措置で対応できないため、問題の解決のために親権者の親権を制限する必要がある場合には、事案に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することが考えられる。

上述のとおり、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができるが、法令において明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。

そうした場合であってもまずは、親権者に対し、「不当に妨げる行為」が止まないときは親権制限の審判を請求する必要性が生ずることになる旨の説明をすることにより、再度、児童相談所長又は施設長等が行う監護措置について理解を求めることが重要である。

その上で、改善の見込みがないと判断される場合には、児童相談所長による親権制限の審判の請求を検討する。

当該請求の手續等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

医療ネグレクトの事案など児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認められる場合には、児童福祉法第33条の2第4項及び第47条第5項において親権者等の意に反しても監護措置をとることができると明記されている。このような緊急の必要がある場合には、上記の手續にかかわらず、児童の利益を最優先に考え、親権者等の意に反しても適切な措置をとることが重要である。

また、当該条項を根拠として施設長等が監護措置を行った場合には、当該児童の入所措置を行った都道府県等に対し報告する義務があることに留意が必要である。報告の具体的な手續については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(案)

雇児総発 第 号
平成 24 年 月 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について

保護者が児童に必要な医療を受けさせないいわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、本年 4 月 1 日に施行される民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、対応方法に変更が生じることから、下記のとおり改正法施行後における考え方や必要な手続を整理したので、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所並びに管内の市町村及び関係団体等に周知を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 3 月 31 日雇児総発第 0331004 号本職通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」は廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 本通知の対象となる事例

保護者が児童に必要な医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない場合が対象となる。

なお、児童に必要な精神科医療を受けさせないことにより、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例についても対象に含まれる。

2 児童相談所長及び施設長等の監護措置

児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育を行う者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権を行う者又

は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護に関しその児童等の福祉のため必要な措置をとることができる（児童福祉法第 47 条第 3 項）。

また、児童相談所長は、一時保護中の児童について、親権者等のあるものであってもこれらの措置をとることができる（同法第 33 条の 2 第 2 項）。

児童相談所長又は施設長等（以下「児童相談所長等」という。）は、保護者が必要な医療を受けさせない事案の場合も含め、これらの規定に基づく監護措置として児童に必要な医療を受けさせることができる。

しかしながら、児童に重大な影響がある医療行為を行うに当たり、上記の監護措置の権限においても、親権者等の同意がない場合や親権者等が反対しているため、医療機関が医療行為の実施を手控え、結果として児童の監護に支障が生じる場合がある。このような場合には、事例に応じ、3 に掲げる各措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる。

3 対応方法

(1) 親権停止の審判による未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等による措置

改正法により、新たに親権停止制度が設けられ、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に家庭裁判所が 2 年以内の期間を定め、親権を停止することができることとなった（民法第 834 条の 2）。

また、親権喪失の原因がある場合でも、2 年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、親権喪失の審判をすることができないとされた（同法第 834 条ただし書）。

このため、従来、親権喪失制度により対応していた医療ネグレクトの事案には、原則として親権停止の審判により対応することとなる。具体的には、児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

なお、当該医療ネグレクト以外にも児童への虐待行為が認められるなど、親権喪失の原因が 2 年以内に消滅する見込みのない場合には、当初から親権喪失審判を請求することもできるが、要件がより厳格となることに留意すること。

一方、親権停止の要件は、従来親権喪失とは異なることから、これまで親権喪失の要件を満たさなかった事案についても、家庭裁判所の判断により親権停止の対象となり得るため、親権者が児童に必要な医療を受けさせない場合には、必要に応じ親権停止審判の請求を検討されたい。

また、同意入所等（施設入所等の措置であって、児童福祉法第 28 条の規定

によるものを除く。)による措置児童について親権停止審判を請求する場合に、親権者が入所等への同意を撤回したときには、児童相談所長は、当該措置の解除及び一時保護をした上で対応することとなる。

- (2) (1)の親権停止審判の請求を本案とする保全処分（親権者の職務執行停止・職務代行者選任）による職務代行者又は親権を代行する児童相談所長等による措置

児童相談所長が親権停止の審判を請求した場合に、これを本案として、本案の審判の効力が生じるまでの間、親権者の職務執行を停止し、更に必要に応じて職務代行者を選任する審判前の保全処分を申し立てることができる（家事審判規則第74条）。家庭裁判所は、申立てにより、子の利益のため必要があるときは、親権者の職務の執行を停止し、また必要に応じて、その職務代行者を選任する。

職務代行者が選任された場合には職務代行者が、職務代行者がない場合には親権を代行する児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

- (3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときに親権者等の意に反しても行うことができる旨の規定に基づく児童相談所長等による措置

改正法により、児童相談所長及び施設長等による監護措置については、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、親権者等の意に反してもとることができる旨が明確化された（児童福祉法第33条の2第4項、同法第47条第5項）。

よって、生命・身体に危険が生じている緊急事態であるにもかかわらず親権者等による医療行為への同意を得られない場合（緊急に親権者等の意向を把握できない場合を含む。）には、この規定を根拠として児童相談所長等が医療行為に同意し、医療機関が必要な医療行為を行うことができる。

4 方法の選択

(1) 選択順位

いずれの対応方法を選択するかは、医療行為を行う緊急性の程度により判断することが原則となる。具体的には、医療行為が行われなかった場合の生命・身体への影響の重大性を前提として、医療の観点からの時間的な緊急性のみならず、各手続に要する日数等の時間的余裕などの諸事情も考慮に入れ、時間的な観点から緊急の程度を個別事例ごとに判断する必要がある。

その結果、緊急性が極めて高く、親権停止審判及び保全処分の手続では時間的に間に合わないと判断される場合には、3(3)の措置をとる。他方、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられるため対応が急がれるものの親権停止審判及び保全処分の手続によっても時間的に間に合う場合には3

(案)

(1)及び3(2)の措置をとる。保全処分によらず、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとる。

ただし、3(1)及び3(2)の措置や3(1)のみの措置をとった場合であっても、保全処分の決定又は親権停止審判の確定がなされる前に、児童の状態が急変するなどにより生命・身体の安全確保のために緊急に医療行為が必要になったときにはためらうことなく3(3)の措置により対応する。

また、3(3)の措置をとった上で引き続き継続的に医療行為が必要な場合にも3(1)及び3(2)の措置をとる。

(2) 選択上の留意事項

これらの判断に当たっては、客観性を担保する観点から、時間的な余裕があれば可能な限り都道府県等児童福祉審議会の意見や主治医以外の医師の意見の聴取等を行うことが望ましいが、対応に遅れが生じないよう留意する必要がある。

また、日頃から家庭裁判所との間で、この種の事件を家庭裁判所に請求するに当たっての留意点、審判手続上の問題点、調査及び審理に関する留意点等について協議するとともに、家庭裁判所における円滑な審理に資するように、適時適切な審判請求等を行うことが必要である。

なお、親権停止審判又は保全処分の手続に要する日数は、事案により異なることから、一概にはいえないが、上記の日頃からの家庭裁判所との協議の中で一般的に手続に要する期間についての情報を得ておくことが考えられる。

上記の手続の選択に当たっては、児童相談所において個別の事案の実情を十分に考慮し、児童の生命・身体の安全確保を第一に考え、適切に対応されたい。

(3) 精神保健福祉法との関係

精神疾患の対象事例について、精神科病院への入院を要する場合には、任意入院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第22条の3）によることが考えられるが、これによることができない場合には、医療保護入院（精神保健福祉法第33条）によることが考えられる。

医療保護入院を行う場合には、親権者等の同意が要件とされていることから3(3)の措置によることはできないため、緊急性が高い場合には3(1)及び3(2)の措置により対応し、親権停止審判の確定を待っても時間的に間に合う場合には3(1)のみの措置をとることとなる。

ただし、当該児童に自傷他害のおそれがある場合には、任意入院や医療保護入院ではなく、措置入院（同法第29条）により対応する。措置入院の解除後も引き続き入院が必要な場合には、改めて入院形態ごとに必要な手続をと

る。

5 対応別の具体的手続等

(1) 親権停止審判による場合

ア 請求手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について親権停止審判を請求する場合の留意事項は次のとおりである。親権停止審判の請求に係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

申立書には、申立ての実情として疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には、児童に対して医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、必要な医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響を及ぼすに至っている具体的な実情を記載して、親権者本人の親権の行使が困難又は不相当であり、子の利益を害することを明らかにする。

(イ) 添付書類の留意事項

医師の意見書（別紙様式例参照）のほか、疾患や治療方法などの内容を明確にするために医学書等の写し等を添付する必要がある。申立て先の家庭裁判所から指示があった場合には適切に対応する。

イ 審判確定後の対応

親権停止期間中は当該児童には親権者がいないこととなることから、未成年後見人の選任請求を行い、選任された未成年後見人がその権限において医療行為に同意することにより対応することが原則である。ただし、親権停止後、未成年後見人があるに至るまでの間に必要な場合は、当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第47条第1項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第47条第2項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第33条の2第1項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第33条の8第2項）

(2) 親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分による場合

ア 申立手続に係る留意事項

医療ネグレクト事案について保全処分を申し立てる場合の留意事項は次

のとおりである。保全処分の申立てに係る具体的な手続は児童相談所運営指針を参照されたい。

(ア) 申立書の留意事項

a 本案認容の蓋然性

本案が認容される蓋然性が高い旨の説明として、疾患と医療ネグレクトの状況を記載する必要がある。具体的には本案と同様である。

b 保全の必要性

児童に医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、親権者が必要な医療を受けさせず、一方で、本案の審判確定を待つ時間的余裕もない旨など、保全処分の必要がある旨を端的に記載する。

(イ) 添付書類の留意事項

添付資料については、親権停止の審判の申立ての場合と同様である。

なお、本案認容の蓋然性及び保全の必要性については疎明（一応確からしいと認められること）することが求められる。

イ 処分決定後の対応

保全処分の決定により職務代行者が選任されたときには職務代行者が、また、職務代行者の選任がないときには当該児童に係る措置内容に応じ、以下の者が親権代行者として医療行為に同意することにより対応することとなる。

(ア) 児童福祉施設入所中の児童の場合

施設長（児童福祉法第 47 条第 1 項）

(イ) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童の場合

児童相談所長（同法第 47 条第 2 項）

(ウ) 一時保護中の児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 2 第 1 項）

(エ) 上記以外で児童相談所長が未成年後見人を選任請求している児童の場合

児童相談所長（同法第 33 条の 8 第 2 項）

(3) 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認めるときの児童相談所長等の措置による場合

ア 一時保護中における児童相談所長の同意

一時保護中の児童については、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

医療機関からの通告により医療ネグレクトを認知した場合など、一時保護又は施設入所等の措置がとられていない児童については、一時保護（一時保護委託）した上で、児童相談所長が必要な医療行為に同意する。

その際、児童の生命・身体の安全を確保するため緊急の必要があるにも

かかわらず、親権者等が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、医師の意見書（別記様式例参照）や医学書の写し等、当該児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための資料を記録に添付する。

また、児童相談所長は、当該措置により対応した旨を事後に都道府県等児童福祉審議会に報告することが望ましい。

イ 入所中又は委託中における施設長等の同意

施設入所等の措置がとられている児童については、当該児童を監護する施設長等が必要な医療行為に同意する。

この場合、児童の生命・身体の安全を最優先に考え、速やかに施設長等が医療行為に同意する必要があるが、緊急性の程度によっては、親権停止審判や保全処分による対応を検討する必要がある。このため、施設等において児童の生命・身体の安全確保のため緊急の対応が必要な事態が生じた場合には施設長等から児童相談所へ速やかに連絡することとし、連携して緊急性の判断や対応方法の検討を行うことが望ましい。

また、一時保護の場合と同様、施設長等の同意により医療行為が行われた経緯についての記録等を行う。

なお、施設長等は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めて行った内容について速やかに児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号等の措置を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない（児童福祉法第 47 条第 5 項後段）ことに留意すること。報告の方法等については児童相談所運営指針を参照されたい。

6 医療行為が実施された後の対応

必要な医療行為が実施された後は、児童の福祉の観点から親権又は職務執行を停止された者が再び親権を行使することに支障がないと判断される場合、一時保護を継続する必要がないと判断される場合には、親権停止等の審判の確定後であれば、その取消しを申し立て、本案である親権停止等の審判が係属中であればその申立ての取下げや一時保護の解除を行うなど、実施後の状況を踏まえ適切に対応する。

具体的には、医療ネグレクト以外の養育上の問題が見られるかどうかのほか、退院後にも医療行為を継続する必要があるか、その必要がある場合に当該医療行為について親権又は職務執行を停止された者等が同意するかどうかなどについて個別事情に照らして判断する必要があるため、申立ての取下げ等の可否とともに、退院後の処遇や支援方針について、医療機関と協議して決定する。

医師の意見書様式例

意見書	
患者氏名	
年齢・性別	年 月 日生 (歳 か月) 男・女
疾患名 (注1)	
現在の問題点 (注2)	
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度 (実施すべき時期) (注5)	
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	
その他特記事項	
記載日： 年 月 日	
医療機関名： _____ 主治医名 (自筆)： _____	
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 簡条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	
※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。	

医師の意見書様式例

意見書	
患者氏名	〇〇 〇〇
年齢・性別	〇年 〇月 〇日生 (〇歳 4か月) <input checked="" type="checkbox"/> 男・女
疾患名 (注1)	ファロー四徴症、肺動脈閉鎖、22番染色体部分欠失
現在の問題点 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・チアノーゼ、哺乳困難、体重増加不良を認める。 ・日齢0よりNICUにて管理し、長期入院中。 ・肺動脈血流は、薬剤（プロスタグランジン製剤の持続点滴）で拡張した動脈管で保持されている。薬剤がなければ動脈管は自然閉鎖する可能性が高い。
今回必要な医療行為の内容及び根拠 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤により確保している肺動脈血流を、短絡手術（鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術）で確保することが必要。 ・上記の手術は、肺動脈閉鎖に対して、我が国においても〇〇年代頃より開始され、今日では外科治療の基本手技の一つとして定着している（参考文献参照）。
予測される効果と今後必要な医療行為 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・肺動脈血流の増加によるチアノーゼの改善、プロスタグランジン製剤の持続点滴からの離脱、肺動脈の発育が期待される。 ・短絡手術後は、抗凝固療法（内服治療）が必要になる。これは、中断せず、継続することが必要であり、定期検査と薬用量調整を要する。 ・将来的には根治手術が必要である。
当該行為を行わなかった場合に予測される結果及び緊急性の程度（実施すべき時期）(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・動脈管は無治療では閉鎖する。薬剤の効果は日齢にしたがい減弱し、薬剤の増量は無呼吸発作などの合併症の危険が増加し、手術なしに長期生存は見込めない。 ・動脈管による肺血流量のみでは、根治手術に向けた肺動脈の発育は期待できないため、〇週間以内に鎖骨下動脈－肺動脈短絡手術が必要である。
当該行為に伴う合併症等の危険性 (注6)	<ul style="list-style-type: none"> ・手術死亡の危険率は1%未満。（過去10年間で当施設での手術死亡例は認めない。） ・手術合併症の危険率は5%未満（創部感染、短絡血管閉塞、心不全など）
親権者等に対する説明の実施状況 (注7)	実父母に対し、入院時（〇年〇月〇日）に、薬物治療などを含めたNICU管理についての説明には同意を得た。その後は面会も少なく、手術治療についての面談には拒絶的である。
その他特記事項	
記載日： 〇年 〇月 〇日 医療機関名： 〇〇 〇〇 主治医名（自筆）： 〇〇 〇〇	
<p>(注1) 日本語で記載、略語は不可。 (注2) 箇条書き等簡潔に記載すること。 (注3) 手術術式、投与薬剤名などを記載すること。また、標準的な医療行為であることを示すため、根拠となるガイドライン等を記載し、コピーを添付すること。 (注4) 当該医療行為によって改善される点及び今後必要な医療行為を具体的に記載すること。 (注5) 当該医療行為を実施しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由など、緊急性が明らかになるよう実施すべき時期を含め記載すること。 (注6) 当該医療行為によって生じ得る合併症等の症状、死亡や後遺症の危険率等を記載すること。 (注7) 親権者等に対し必要な医療行為について説明した内容、説明後に親権者等が意思表示した内容などを記載すること。</p>	

※この意見書は、児童相談所での記録となるほか、親権停止審判等が行われる場合には、家庭裁判所に証拠書類として提出されるものである。

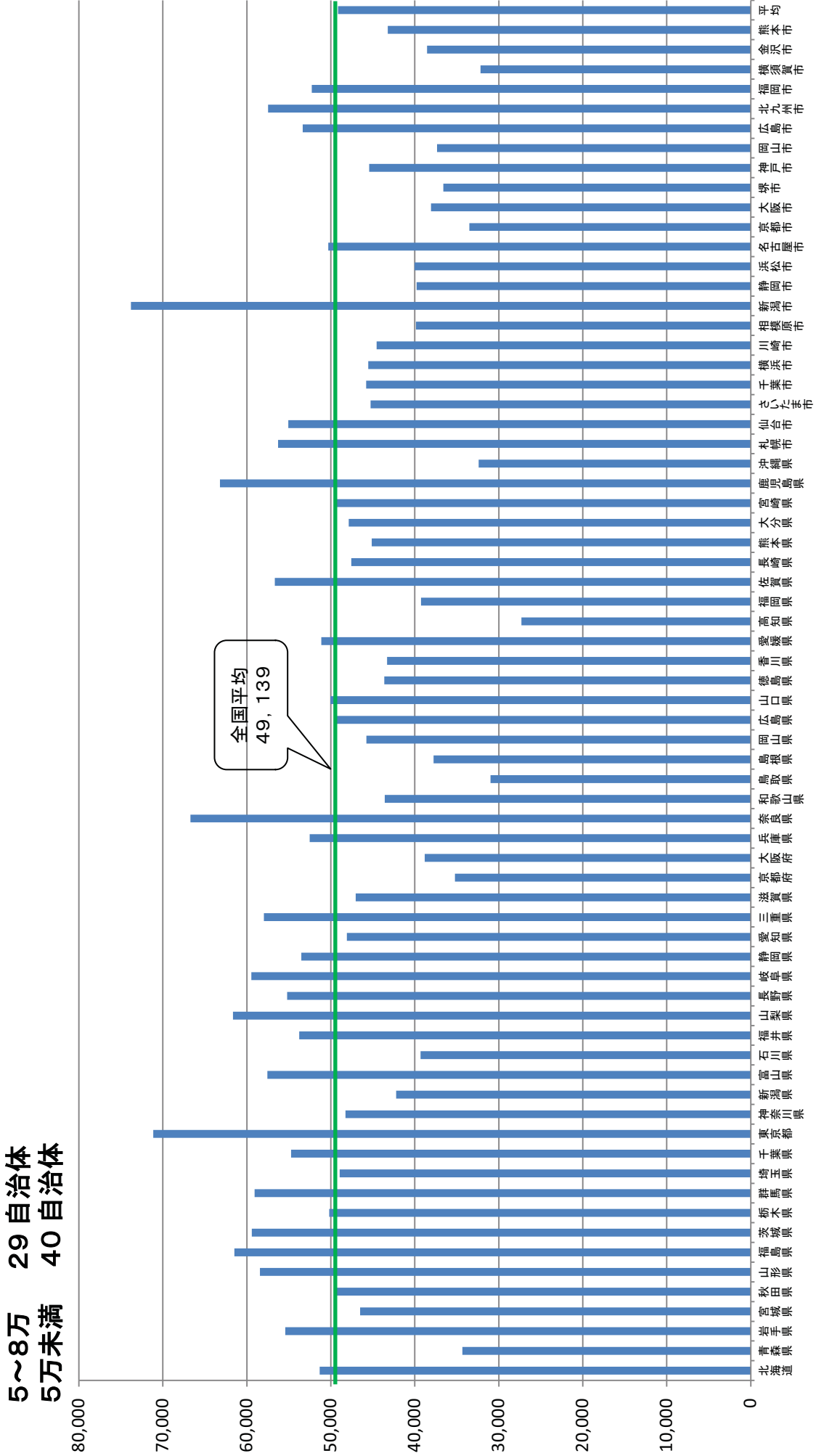
地方公共団体が行った児童虐待による死亡事例等の検証の報告一覧(公表分)
 <平成22年度に受理した報告書>

	自治体名	発表時期	検証報告名	事例
1	宮崎県	平成22年3月	児童虐待等死亡事例検証報告書	複数の死亡事例
2	山形県	平成22年3月	重大事例検証報告書	個別の死亡事例
3	東京都	平成22年4月	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について	複数の重症事例と死亡事例
4	福岡市	平成22年5月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
5	東京都	平成22年5月	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について (江戸川区事例 最終報告)	個別の死亡事例
6	さいたま市	平成22年5月	児童虐待死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
7	福岡市	平成22年6月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
8	堺市	平成22年8月	堺市子ども虐待事例検証報告書	複数の死亡事例と重症事例
9	兵庫県	平成22年9月	児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
10	埼玉県	平成22年9月	埼玉県児童虐待重大事例検証委員会報告書(概要版)	個別の死亡事例
11	熊本県	平成22年9月	「福岡市で発生した児童虐待事件」検証結果報告書	個別の重症事例
12	福岡市	平成22年9月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
13	大阪府	平成22年10月	寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書	複数の死亡事例
14	大分県	平成22年10月	虐待が疑われる重大事例等検証報告書	複数の重症事例と死亡事例
15	沖縄県	平成22年11月	児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
16	名古屋市	平成22年11月	名古屋市児童虐待事例検証報告書	個別の死亡事例
17	名古屋市	平成22年11月	名古屋市中区児童虐待事例検証報告書	個別の死亡事例
18	福岡市	平成22年12月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
19	広島県	平成22年12月	児童虐待死亡事案検証報告書	個別の死亡事例
20	大阪市	平成22年12月	大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書	個別の死亡事例
21	福岡県	平成22年12月	児童虐待事例検証報告書	個別の死亡事例
22	横浜市	平成23年2月	平成22年度児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
23	福岡市	平成23年3月	児童虐待による死亡事例等検証報告書	個別の死亡事例
24	岡山県	平成23年3月	児童虐待死亡事例検証報告書	個別の死亡事例
25	新潟市	平成23年3月	新潟市児童虐待死亡事例検証報告書(概要版)	個別の死亡事例

※ 平成22年度に厚生労働省に報告があったものうち、公表扱いがされているもの。

平成23年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(5~8万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成22年10月1日国勢調査)



安心こども基金（児童虐待防止対策緊急強化事業）の事業例

①児童の安全確認等のための体制強化

○市町村における臨時職員の配置

・市町村における虐待通告に係る安全確認等を行う臨時職員を配置

○児童福祉司補助職員の配置

・児童福祉司等が児童の安全を行う時や保護者への指導を行う時に、サポートとして相談援助活動を行う補助職員を配置

・児童の安全確認や一時保護児童の移送等を補助する業務を行う補助職員を配置

②児童虐待防止対策強化のための広報啓発

○近畿圏児童虐待防止共同広報事業

・TVC、新聞広告にて児童虐待通報全国共通ダイヤルの広報を実施（近畿6府県、4政令市共同実施）

○オレンジリボンキャンペーンにおける広報啓発

・サッカーチームと連携し、マスコットキャラクターによるオレンジリボン作成、選手からのメッセージ放映等を実施

・オレンジリボンキャンペーンのシンボルキャラクターを決定し、広報啓発を実施

・バスや地下鉄のラッピング車両を運行

③児童虐待防止対策強化のための資質向上

○虐待対応実践マニュアルの作成

・市町における虐待対応及びその支援にあたる県の指導支援上の課題を明らかにし、各分野別のマニュアル・育成指針を作成

○児童虐待加害保護者、被虐待児童対応力向上事業

・加害者側への指導、虐待を受けた子どもへの関わりに有効な支援ツール習得を目的とした研修開催等

○児童虐待防止対策実務担当者研修会

・関係者が一堂に会する研修会を開催し、県、市町村それぞれの役割分担の徹底、母子保健担当部局と児童福祉担当部局との連携強化による相談体制の一層の充実を図る

④児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

○児童相談所の改修、備品購入

・児童相談所ホール・床の張り替え、一時保護所における液晶テレビ、遊具等備品購入

○児童相談所の事務処理改善備品、安全確認備品等の整備

・児童記録票作成用パソコン購入、安全確認に要する公用車・チャイルドシート購入等

○乗用車・電動アシスト自転車の購入

・市町村における乳児家庭全戸訪問事業等訪問用として購入

⑤児童虐待防止緊急対応強化の取組

○未受診及び未就園児フォローアップシステム構築事業

・乳幼児虐待防止システムを構築し、住民基本台帳登録情報、保育所・幼稚園の入園情報、母子保健管理情報とともに要支援家庭情報の共有化を図る

○ネグレクト家庭生活支援事業

・食生活・衛生面等の基本的な生活習慣を、「宿泊研修」を実施

○児童虐待早期発見力強化事業

・府・市町村・弁護士・児童精神科医・学識経験者で構成する「府児童虐待防止市町村支援チーム」を立ち上げ、各市町村へ支援チームが出向き、専門技術面から助言指導を行う

※上記事業例については、実施予定を含む。

未成年後見人支援事業のスキーム

未成年後見人の報酬補助事業

○対象となる子ども

親権者がいない等により、未成年後見人の選任が必要となる子ども（預貯金等の評価額の合計が1千万円未満）

○手続きの流れ

児童相談所

未成年後見人の選任の請求
※児童福祉法第33条の8

家庭裁判所

未成年後見人の選任

報酬の請求・決定

都道府県（児童相談所）

報酬補助申請
・報酬補助

未成年後見人（親族を除く）

未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

○対象となる子ども

親権者がいない等により、未成年後見人の選任が必要となる子ども（預貯金等の評価額の合計が1千万円未満）

○手続きの流れ

児童相談所

未成年後見人の選任の請求
※児童福祉法第33条の8

家庭裁判所

未成年後見人の選任

加入者証発行

保険会社（代理店）

損害賠償保険加入申請
（保険料振込）

保険証券発行

社団法人日本社会福祉士会

損害賠償保険加入申請（保険料振込）

都道府県（児童相談所）

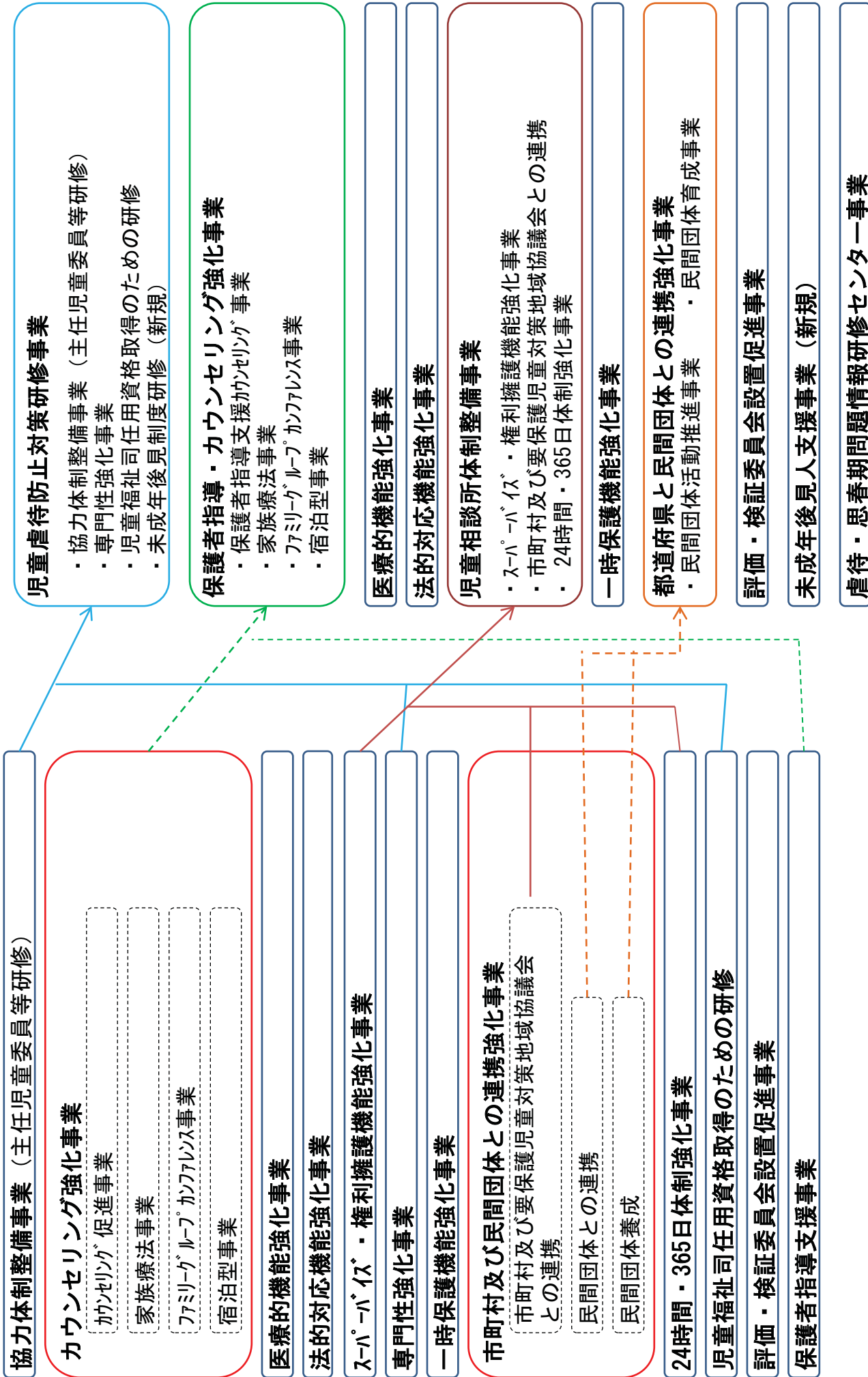
損害賠償保険加入調整・認定

未成年後見人（親族を除く）

児童虐待・DV対策等総合支援事業(児童虐待防止対策支援事業)の組み替えについて(概略図)

平成23年度

平成24年度



平成24年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修（前期）	新任児童相談所長	4月25日～27日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設 医師・精神保健福祉センター医師・小児総合 医療施設医師・児童青年精神科医療施設医師・ その他の医療機関に勤務している児童虐待に 携わる医師	5月16日～17日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月17日～18日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「子どもの性と 暴力」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で 指導的立場にある者	5月29日～30日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修企画者 養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調 整機関及び構成機関の代表等（本庁、教育委 員会、保健機関職員等）指導的立場にある職 員で、要保護児童対策地域協議会の強化にむ けた研修の企画・実施と支援等に携わる者	6月5日～8日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の 部下職員を指導する立場に就いた課長・係長 もしくはこれらに準ずる職にあたる職員で、 児童相談所経験が5年に満たない者（児童相 談所長、児童福祉司SV研修、児童心理司SV 研修の受講資格を満たす者は除く）	6月19日～6月22日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童福祉司スーパーバイザー	7月3日～6日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修（青森県）	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・ 同協議会構成機関の代表及び児童相談所の市 区町村支援担当者等で、より高度な研修を必 要としている者	7月24日～25日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	青森県
教育機関・児童相談所職員 合同研修	学校や教育委員会及び児童相談所職員で、児 童虐待対応に携わる者	8月7日～9日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
情緒障害児短期治療施設職員 指導者研修	情短施設で基幹的職員など指導的立場にある 主任指導員、主任心理士、主任保育士等で、 児童福祉施設経験通算5年を満たした者	9月4日～6日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童心理司スーパーバイザー	9月25日～28日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所長研修（後期）	同研修（前期）に参加した児童相談所長	10月10日～12日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修（島根県）	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・ 同協議会構成機関の代表及び児童相談所の市 区町村支援担当者等で、より高度な研修を必 要としている者	10月18日～19日 （2日間）	子どもの虹 情報研修センター	島根県
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場に あり児童福祉施設経験通算5年を満たした者	11月13日～16日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 （児童相談所経験3年以上5年以下）	11月14日～16日 （3日間）	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	11月27日	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	11月27日～30日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等 の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場 にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専 門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験 5年を満たした者	12月12日～14日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
市区町村虐待対応指導者研修	市区町村児童家庭相談及び要保護児童対策地 域協議会において指導的立場にあり、児童虐 待対応経験通算3年を満たした者	12月18日～20日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職 員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たし た者	1月16日～18日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅職員合同研修	児童相談所の児童福祉司、児童心理司、一時 保護所職員で、児童相談所経験通算3年を満 たした者	1月22日～25日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主 任保育士・家庭支援専門相談員等で児童福祉 施設経験通算5年を満たした者	2月5日～8日 （4日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設心理担当職員合 同研修	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害 児短期治療施設に通算3年以上勤務する心理 担当職員・乳児院、母子生活支援施設等に勤 務する心理担当職員（経験年数の枠なし）	2月20日～22日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
テーマ別研修「家族への支 援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で 指導的立場にある者	3月6日～8日 （3日間）	子どもの虹 情報研修センター	横浜市

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	随時	子どもの虹情報研修センター	横浜市
児童福祉施設関係職員長期研修（Web研修）	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月28-29日、3月14-15日、月1回	子どもの虹情報研修センター	—
児童相談所児童福祉司SVステップアップ研修	児童相談所児童福祉司SVで、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	11月8-9日 2月13-14日	子どもの虹情報研修センター	横浜市
新任施設長研修（前期）	平成23年4月以降に着任した児童自立支援施設長	5月16日～18日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任施設長研修（後期）		11月下旬	国立武蔵野学院	さくら市
スーパーバイザー研修	児童自立支援施設の職員であって、スーパーバイザー又は指導的立場にある者	6月4日～7日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
専門員等テーマ別研修（コースⅠ）	児童自立支援施設での勤務経験が3年以上の者	6月12日～15日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
専門員等テーマ別研修（コースⅡ）		7月24日～27日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
専門員等テーマ別研修（コースⅢ）		7月上旬	国立武蔵野学院	さくら市
専門員等研修（実習コース） ①	原則としてコースⅠ～Ⅲのいずれかを受講した者	10月2日～5日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
専門員等研修（実習コース） ②		9月下旬	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（短期実習コース）①	児童自立支援施設での勤務職経験が3年未満の者	6月25日～29日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）②		7月9日～13日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）③		11月5日～9日 （5日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
新任職員研修（短期実習コース）④		5月下旬	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（短期実習コース）⑤		6月下旬	国立武蔵野学院	さくら市
新任職員研修（長期実習コース）	児童自立支援施設での勤務職経験が3年未満の者	8月中旬～9月上旬	国立武蔵野学院	さいたま市・さくら市
児童相談所一時保護所指導者研修①	児童福祉領域での勤務経験が3年以上で、一時保護所において指導的立場にある者	1月21日～23日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所指導者研修②		2月13日～15日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	1月9日～11日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童自立支援施設現場研修	児童相談所での勤務経験が5年未満の者	10月23日～26日 （4日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Aコース）	都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては市長）が推薦する者	12月17日～19日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Bコース）		9月19日～21日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Cコース）		12月5日～7日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Dコース）		9月3日～5日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
全国研修指導者養成研修（Eコース）		1月30日～2月1日 （3日間）	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司任用資格認定講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市町村の職員及び同法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の構成員であって、学校教育法第52条による4年制大学を卒業した者又は平成24年3月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及びスクーリング10月1日～5日 （5日間）	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

児童虐待の防止等に関する

政策評価書

(要 旨)

平成24年1月

総務省

目 次

第1	評価の対象とした政策等	1
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
	(1) 実地調査の実施	1
	(2) 意識等調査の実施	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
	(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)	3
	(2) 「児童虐待の防止等に関する政策評価」(総合性確保評価)に係る研究会	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
7	政策の体系等	3
	(1) 政策の体系と評価の対象	3
	(2) 施策の目標等	4
第2	政策効果の把握の結果	6
1	児童虐待の発生予防	6
2	児童虐待の早期発見	8
	(1) 関係機関における早期発見に係る取組	8
	(2) 早期発見に係る広報・啓発	12
	(3) 人権相談等の実施	12
3	児童虐待の早期対応から保護・支援	13
	(1) 児童相談所及び市町村における対応体制等	13
	ア 虐待対応件数等の報告	13
	イ 児童相談所及び市町村における対応体制	14
	ウ 児童相談所と市町村の役割分担	16
	(2) 小・中学校における対応体制	17
	(3) 安全確認の実施	18
	(4) 児童及び保護者に対する援助等	19
	ア 一時保護所の整備	19
	イ 保護者に対する援助	20
	ウ 児童相談所と児童養護施設等との連携	23
	エ 死亡事例等の検証	24
	オ 社会的養護体制の整備	25
	(7) 児童養護施設等の整備	25
	(4) 里親委託の推進	27
4	関係機関の連携	28
第3	評価の結果及び勧告	30
1	評価の結果	30
2	勧告	41

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本評価において対象とした政策は、「児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第4条第1項）に関する政策である。

（注）児童虐待防止法については、平成12年の制定以降、16年及び19年に改正されている。本評価においては、当省の実地調査開始時（22年4月）において施行されていた政策を対象とすることを基本とし、統計データ等については、できるだけ最新のものを使用した。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（内閣、総務、厚生労働、防衛担当）

平成21年12月から24年1月まで

3 評価の観点

本評価は、児童虐待防止法等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としての程度効果を上げているかなど総合的な観点から、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

児童虐待の防止等に関する政策については、児童虐待防止法等に各種規定は定められているものの、政府全体としての閣議決定等による基本方針・基本計画等児童虐待の防止等に特化した明確な政策体系はない。また、児童虐待が発生していても保護者や被虐待児童が自覚していない場合や、関係者、近隣住民が児童虐待を疑っていても児童相談所等への通告をためらうケースがあるなど、児童虐待の発生状況を正確に把握することは容易ではなく、これらのような潜在している児童虐待の発生状況に関する統計データもない。

このようなことから、児童虐待の防止等に特化した政策体系に基づく政策目標や児童虐待の防止等に関する政策の効果を測定するための指標は定められておらず、政策効果の発現状況を評価するに当たっては、その手法に工夫が必要な状況となっている。

以上のような状況を踏まえ、今回の評価に当たっては、次の手法を用いた。

(1) 実地調査の実施

本政策を所掌する関係5府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省）、地方公共団体、児童福祉施設、関係団体等を対

象に、主に次の観点から実地調査を行い、講じられている各種施策が児童虐待の防止等に有効に機能しているかについて把握・分析した。

① 育児の孤立化防止のための事業等により児童虐待の発生が抑えられているか。

② 保育所、小・中学校及び医療機関における早期発見に係る取組により、これらの機関からの通告件数が増加しているか、また、速やかな通告が行われているか。

③ 児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、児童虐待に適切に対応するために必要な体制は整備されているか。

④ 保護者に対する援助は適切に実施され、児童虐待の程度の改善に結びついているか。

また、社会的養護体制の基盤整備を進めるために児童養護施設等の小規模化等が図られているか、家庭的養護の受け皿を充実させるために里親の普及や委託の促進が図られているか。

⑤ 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携は図られているか。

(2) 意識等調査の実施

地方公共団体及び児童福祉施設において本政策に携わる実務担当者を対象とした意識等調査を実施し、現在行われている各種施策の現状認識や満足度、国及び地方公共団体が今後重点的に取り組むべきと考ええる事項等を把握・分析し、その結果を平成22年12月7日に公表した。意識等調査の対象者等は、図表①のとおりである。

なお、意識等調査の結果については、総務省ホームページに公表している（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/38031.html）。

図表① 意識等調査の対象者等 (単位：人、%)

調査対象	対象者数	回答者数	回収率
児童相談所 児童福祉司 (205か所)各4人	820	688	83.9
市町村児童虐待 相談対応担当者 全国の1,750市町村各1人	1,750	1,429	81.7
小・中学校担当者 26都道府県の県庁所在市内の公立学校の半数(2,462校)各1人	2,462	1,952	79.3
保育所(園)担当者 26都道府県の県庁所在市内の全公立保育所(1,657か所)各1人	1,657	1,410	85.1
児童福祉施設担当者 全国の児童福祉施設 (全780施設)各2人	1,560	1,270	81.4
合計	8,249	6,749	81.8

（注）児童福祉施設のうち、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）

本評価の企画立案及び政策評価書の取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成21年11月27日：政策評価計画
- ② 平成23年4月22日：調査の状況（政策評価の方向性）
なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページに公表している (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)。

(2) 「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会

本評価において対象とした政策の関係分野における学識経験者から成る研究会を平成21年11月に発足させ、政策評価計画の検討、政策効果の発現状況の把握方法、把握したデータの分析手法等に対する具体的な助言、政策評価書の取りまとめに当たっての意見等を得た（3回開催）。

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識等調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 関係府省のホームページに掲載された児童虐待の防止等に関する政策の概要、統計データ等
- ② 福祉行政報告例（厚生労働省）
- ③ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第7次報告、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（厚生労働省））

7 政策の体系等

(1) 政策の体系と評価の対象

児童虐待の防止等に関する政策については、児童虐待防止法等に各種規定が定められているものの、政府全体としての閣議決定等による基本方針・基本計画等はなく、児童虐待の防止等に特化した明確な政策体系はない状況にあるが、国及び地方公共団体は、児童虐待防止法等に基づき「児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援」（児童虐待防止法第4条第1項）という発生予防、早期発見、早期対応から保護・支援の各段階において、それぞれ児童虐待の防止等に関する事務・事業を実施するとともに、関係機関等により構成される要保護児童対

策地域協議会を通じて関係機関の連携に努めている。

そこで、当省は、関係府省からのヒアリング等に基づき、国及び地方公共団体が行う児童虐待の防止等に関する政策について、「発生予防」、「早期発見」及び「早期対応から保護・支援」並びに、これらの段階のいずれにも共通する「関係機関の連携」の四つの施策に整理し、評価の対象とした。

関係府省から関係する事務・事業として挙げられたものうち、児童虐待の防止等にはほとんど関連していないと考えられるものについては、今回の政策評価に当たっては対象外とした。

(2) 施策の目標等

前述(1)のとおり、児童虐待の防止等に関する政策については、それに特化した明確な政策体系はなく、政策目標及び指標がない状況にある。一方で、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づく少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）に基づき策定された子ども・子育て応援プラン（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定。おおむね10年後（26年度）を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて今後5年間に講ずる施策と21年度の目標等が定められていた。）において、児童虐待の防止等に關し、「目指すべき社会の姿」として「児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会になる〔児童虐待死の撲滅を目指す〕とされ、具体的施策として、図表②のような施策とその数値目標が掲げられていた。

図表② 子ども・子育て応援プランにおける具体的施策と数値目標

具体的施策	数値目標	
	平成16年度	平成21年度
○ 虐待防止ネットワークの設置	1,243市町村	全市町村
○ 乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握	—	全市町村
○ 育児支援家庭訪問事業の推進	—	全市町村
○ 地域における子育て支援の拠点の整備	2,954か所	6,000か所
○ 児童相談所の夜間対応等の体制整備	—	全都府県・指定都市
○ 虐待対応のための協力医療機関の充実	—	全都府県・指定都市
○ 個別対応できき一時保護所の環境改善	—	全都府県・指定都市
○ 児童家庭支援センターの整備	51か所	100か所
○ 情緒障害児短期治療施設の整備	—	全都道府県
○ 施設の小規模化の推進	299か所	845か所
○ 里親の拡充	—	—
・ 入所等措置された児童の里親への委託率	8.1%（15年度）	15%
・ 専門里親登録者総数	146人（15年度）	500人
○ 自立援助ホームの整備	26か所	60か所 <small>（徳島県・新潟県に1か所）</small>

（注）子ども・子育て応援プランに基づき当省が作成した。

その後、少子化社会対策大綱の後継の大綱として子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)が策定された(同日の閣議決定によって、少子化社会対策大綱は廃止された)。同ビジョンにおける児童虐待の防止等に関する施策と26年度の数値目標は図表③のとおりであり、目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策の1つである「特に支援が必要な子どもが健やかに育つように」の中で、「児童虐待を防止するとともに、里親やファミリーホームの促進、施設の子どもの小規模化など家庭的養護の拡充、虐待を受けた子どもへのきめ細やかな対応等により社会的養護の充実に努めます。」とされている。

図表③ 子ども・子育てビジョンにおける具体的施策と数値目標

項目	現状(平成20年)	目標(平成26年度)
社会的養護の充実		
里親の拡充		
里親等委託率	10.4%	16%
専門里親登録者数	495世帯	800世帯
養育里親登録者数 (専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
児童養護施設	567か所	610か所
小規模グループケア	446か所	800か所
地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
シヨーストイ事業	613か所	870か所
児童家庭支援センター	71か所	120か所
情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3%	80% (市町村単位)
個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善	35か所 (H21.4)	全都道府県・指定都市・児童相談所設置市
乳児家庭全戸訪問事業	1,512市町村 (H21.7)	全市町村での実施を 全市町村で目指す
養育支援訪問事業	996市町村 (H21.7)	10,000か所
地域子育て支援拠点	7,100か所(概数) (市町村単位)	

(注) 子ども・子育てビジョンに基づき当省が作成した。

第2 政策効果の把握の結果

1 児童虐待の発生予防

- ① 児童虐待の発生状況をみると、児童相談所における児童虐待相談の対応件数(以下「虐待対応件数」という。)は平成12年度の1万7,725件から22年度は5万5,154件(宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの)に、市町村におけるものは、市町村における虐待対応件数の把握が開始された19年度の4万9,895件から21年度は5万6,606件にそれぞれ増加し続けている。特に、児童相談所における虐待対応件数は、平成21年度の4万3,062件(同年度の4万4,211件から宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの)から22年度は5万5,154件(対前年度比28.1%増)に急増している。

このように虐待対応件数が増加している要因について、当省の意識等調査結果や、当省が開催した有識者研究会での意見を踏まえると、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることが考えられる。

- ② 関係府省は、児童虐待の発生予防のみを目的とするものではないが、児童虐待の発生予防にも資する取組として、次のようなものを行っている。

厚生労働省は、育児の孤立化を防止し、児童虐待の発生予防にも資する取組として、i) 生後4か月を迎えるまでの乳児(満1歳に満たない者)のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、ii) 同事業等により養育支援が特に必要と判断される家庭を訪問する養育支援訪問事業、iii) 乳児又は幼児(満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者)及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する地域子育て支援拠点事業の各事業を、いずれも市町村を実施主体として実施している。

また、文部科学省は、家庭の教育力の向上を図り、児童虐待の発生予防にも資する取組として、地域の子育て経験者等が学校等と連携して家庭や企業を訪問して支援を行う訪問型家庭教育相談体制充実事業を、市町村等を実施主体として実施していた(平成21年度をもって廃止)。

このほか、法務省は、子どもの人権を含む各種啓発活動を実施している。

- ③ これらの取組のうち、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の2事業について、前者の対象が原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭であることを踏まえ、両事業の実施状況と0歳から3歳未満の児童の虐待対応件数(注)の増減状況を分析した。その結果、平成21年度に両事業を実施していない53市町村では、虐待対応件数が減少しているもの(13市町村24.5%)より増加しているもの(16市町村30.2%)が多いのに対し、同年度から両事業を実施した20市町村では、虐待対応件数が増加しているもの(6市町村30.0%)より減少しているもの(9市町村45.0%)が多かった。

(注) 福祉行政報告例では、虐待対応件数を「0～3歳未満」、「3～学齢前」という年齢区分で集計しているため、本分析においては、生後4か月までの乳児が含まれる「0～3歳未満」の虐待対応件数を用いた。

平成20年度における両事業の実施状況と虐待対応件数の増減状況について同様の分析をした結果でも、同様の傾向がみられた。

また、当省の意識等調査結果では、乳児家庭全戸訪問事業について児童福祉司の97.7%及び市町村担当者の98.2%が、養育支援訪問事業について児童福祉司の70.3%及び市町村担当者の89.4%が「知っており、今後も引き続き取り組みべきであると思う」と回答している。

以上のことから、両事業には、3歳未満の児童虐待の発生予防に係る取組としての有効性は認められる。

しかし、平成22年7月1日現在で、全国1,750市町村のうち、両事業を実施しているものは1,001市町村(57.2%)にとどまっている。

また、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業については、当省が訪問率を把握することができた656市町村中81市町村(12.3%)において訪問率が80%未満となっていた。

一方、両事業を平成21年度から実施した20市町村における3歳から18歳未満の児童の虐待対応件数をみると、これらの児童は乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象ではないこともあり、減少しているところ(5市町村(25.0%))よりも増加しているところ(12市町村(60.0%))が多くみられたことから、両事業の実施のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めず、児童虐待の発生予防対策としては不十分であると考えられる。

④ なお、地域子育て支援拠点事業、訪問型家庭教育相談体制充実事業及び子どもの人権を含む各種啓発活動については、児童虐待の発生予防の取組としての明確な効果を把握することができなかった。

⑤ また、前述①のとおり、虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在しているものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

⑥ 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待による死亡事例は乳児(その中でも生後間もない時期)が多くを占めていることを受け、平成23年7月、通知(注)を発出し、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体

制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等について、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に要請している。

(注)「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について(平成23年7月27日雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭総務課長及び母子保健課長通知)及び「妊娠からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について(平成23年7月27日雇児総発0727第1号・雇児母発0727第1号・雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知)

2 児童虐待の早期発見

(1) 関係機関における早期発見に係る取組

児童虐待防止法第6条第1項により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならぬとされている。

また、同法第5条第1項により、特に、学校やその教職員、児童福祉施設やその職員、病院や医師等児童の福祉に業務上関係のある団体や関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならぬとされている。

ア 保育所及び小・中学校における取組

(7) 保育所における取組

厚生労働省が定めた保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)においては、保育所は児童の心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとされている。

児童相談所及び市町村における虐待対応件数のうち、被虐待児童が学齢期(小学生及び中学生の期間。以下同じ。)前であるものの件数は、平成19年度の4万2,075件から21年度は4万6,816件に、保育所からの通告件数も19年度の5,440件から21年度は6,115件に増加している。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが、調査した17保育所のうち5保育所において8事例みられた。また、調査した17保育所が平成19年度から21年度までに通告した47件のうち、詳細を把握した児童虐待事例(25事例)中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例(88.0%、16保育所)にとどまっており、残る3事例(12.0%、3保育所)は、保育所が児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。通告しなかった又は通告までに長期間を要した理由として、当該保育所は児童虐待の確認が得られなかったこと等を挙げっており、児童虐待の確認がなくても児童虐待のおそれを発見した場合は通告し

なければならぬという児童虐待防止法の趣旨が徹底されていないと考
えられる。

また、当省の意識等調査結果では、保育所において児童虐待又はそのお
それを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村に相談、情報提供す
ることに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかといえば抵抗が
ないと感じる」と回答している保育所担当者は72.8%にとどまっている。

(1) 小・中学校における取組

a 小・中学校における通告等の状況

文部科学省は、「学校等における児童虐待の防止に向けた取組の推進
について」(平成18年6月5日18初児生第11号文部科学省初等中等教
育局児童生徒課長通知)において、都道府県教育委員会等に対し、小・
中学校において児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっ
ても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をす
るなど、日頃からの連携を十分に行うことなどを求めている。

児童相談所及び市町村における虐待対応件数のうち、被虐待児童が学
齢期であるものの件数は、平成19年度の4万4,794件から21年度は4
万9,612件に、学校からの通告件数も19年度の1万2,102件から21年
度は1万3,244件に増加している。

しかし、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷っ
た結果通告しなかったものが、調査した42小・中学校のうち6小・中
学校において15事例みられた。また、調査した42小・中学校が平成19
年度から21年度までに通告した209件のうち、詳細を把握した児童虐
待事例(75事例)中、速やかな通告がなされていると考えられるものは
68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっており、残る7事例(9.3%、
6小・中学校)は、小・中学校が児童虐待のおそれを認識してから通告
までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。通告しなかつ
た又は通告までに長期間を要した理由について、当該小・中学校では、
前述(7)の保育所と同様の理由を挙げている。

また、当省の意識等調査結果では、小・中学校において児童虐待又は
そのおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市町村に相談、情
報提供することに対して、「抵抗がないと感じる」又は「どちらかとい
えば抵抗がないと感じる」と回答している小・中学校担当者は71.7%に
とどまっている。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は、生徒の虐待が疑われ
ながら、学校が児童相談所等に通告していなかった事例が発生したこと
を受け、平成22年8月に、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員
会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日22初児生第

20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)を发出し、都道府県
教育委員会等に対し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないとき
であっても、速やかに児童相談所等に通告しなければならぬこと等に
ついて、改めて学校等への周知を要請している。しかし、文部科学省は、
小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点
検・確認を行っていない。

b 研修教材の活用等の状況

文部科学省は、平成21年5月に学校における児童虐待への対応等を
整理した研修教材を作成し、都道府県教育委員会を通じて市町村教育委
員会等に配布するとともに、同省のホームページで公表して、教育委員
会等における活用を促しているとしている。

そこで、平成21年6月から22年3月までの間に児童虐待事例が発生
した16小・中学校(23事例)における研修教材の活用状況と、児童虐
待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)要した事例
の発生状況との関係を確認したところ、研修教材を活用していない小・
中学校においては、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間
要した事例が発生しているが、活用している小・中学校においては、事
例が発生していない状況がみられた。

また、当省が開催した有識者研究会において、研修教材の内容は学校
における児童虐待の早期発見等に有効と思われるとの意見があったほ
か、当省の意識等調査結果においても、研修教材について小・中学校担
当者の50.3%が「知っており、今後も引き続き活用する」と回答してお
り、「知っているが、有効でないと思う」(6.8%)を大きく上回ってい
る。

しかし、調査した24市町村教育委員会のうち7市町村教育委員会及
び研修教材の活用状況が把握できた36小・中学校のうち25小・中学校
においては、研修教材を活用しておらず、また、当省の意識等調査結果
においても、研修教材について、小・中学校担当者の41.0%が「知らな
い」と回答している。

一方、当省の政策評価の途上で、文部科学省は平成22年3月から23
年3月までの都道府県及び政令指定都市の教育委員会における研修の
実施状況等を調査した上で、「児童虐待の防止等のための学校、教育委
員会等の的確な対応に関する状況調査結果について(通知)」(平成23
年3月4日22初児生第65号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
通知)を发出し、都道府県教育委員会等に対し、初任者研修等において
児童虐待防止等に関する内容を必ず盛り込むことや、研修教材の活用の
促進、学校における校内研修の促進等により、全ての教職員に児童虐待

の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう研修の充実を図ることを要請している。

ｃ スクールカウンセラーの配置等の状況

文部科学省は、平成7年度から、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等（スクールカウンセラー）に準ずる者を含む。以下「SC」という。）を学校等に配置するためのスクールカウンセラー等活用事業を実施しており、SCの配置人数は、平成19年度5,761人から21年度6,140人に増加している。

調査した42小・中学校におけるSCの活用状況を確認したところ、SCが児童へのカウンセリングを実施する等の活動を行っていることは確認できたが、SCの活動により児童虐待の通告につながったと考えられる事例は2事例であり、児童虐待対応におけるSCの配置による効果については十分把握できなかった。

しかし、当省の意識等調査結果では、小・中学校担当者の80.5%が児童虐待の防止等のためのSCの配置は「有効」又は「どちらかといえば有効」と回答している。

イ 医療機関における取組

① 医療機関からの通告による児童相談所及び市町村における虐待対応件数は、平成19年度の2,632件から21年度は2,794件に増加しており、医療機関からの通告による虐待対応件数が全体の虐待対応件数に占める割合は3%前後となっている。医療機関から速やかな通告が行われているか否かの実態については、当省の調査では把握できなかった。

② 当省が開催した有識者研究会において、医療機関における早期発見等を促進させるためには、院内チームの設置が有効であると考えられる旨の意見があった。

調査した9医療機関（注1）における平成21年度の通告状況をみると、児童虐待対応を目的とした院内チーム（注2）を設置している7機関における児童虐待通告件数は平均5件であり、院内チームを設置していない2機関における平均通告件数2.5件の2倍となっている。また、院内チームを設置している医療機関からは、児童相談所等への通告等において組織的な対応が可能になった等のメリットが挙げられている。

（注1）いずれも小児科を有する病床200以上の医療機関

（注2）医療機関における児童虐待防止と治療、関係機関との連携を図るための医療機関内における様々な診療科や多様な専門職種により構成されるチーム

厚生労働省では、平成21年7月に開催された児童相談所長会議において、院内チームの活動内容等の周知を行っている。また、平成22年度に関する調査が行われたほか、同調査の結果を踏まえ、平成23年5月に院内チーム運営マニュアル等が作成された。さらに、同年6月には、同省の検討会であるチーム医療推進会議において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をまとめ、その中で「他機関との連携による虐待予防・支援チーム」を現場における実践事例として示している。

(2) 早期発見に係る広報・啓発

児童虐待防止法第4条第4項により、国及び地方公共団体は、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないとされている。また、通告を促進させるため、同法第7条により、通告を受けた児童相談所等の職員等は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされている。

近隣・知人からの通告による児童相談所及び市町村における虐待対応件数は、平成19年度の1万647件から21年度は1万4,311件と増加している。

厚生労働省及び内閣府が主催者となり、毎年度実施している児童虐待防止推進月間について、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の65.8%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

また、調査した36都道府県等（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）及び39市町村の全てで児童相談所等の連絡先を記載したリーフレット等を作成するなど児童虐待の防止等に係る広報・啓発活動を実施しており、その中にはマグネットシート等の持続性の高い媒体を使用するなどの工夫をしているものもみられた。

しかし、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「事例検証委員会」という。）の第6次報告（平成22年7月））では、通告したことが虐待者に知られてしまうことをおそれて通告を躊躇する住民がいるとして、通告した人の秘密が守られることを周知する必要があると指摘されているが、i) 厚生労働省が実施している児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っており、ii) 調査した36都道府県等及び39市町村が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないもの（4都道府県等、4市町村）がみられた。

(3) 人権相談等の実施

法務省では、法務局及び地方方法務局（以下「法務局等」という。）において

児童虐待等の人権問題に関する相談に応じており、その中で、児童からの人権問題に関する相談については、「子どもの人権110番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「インターネット人権相談（SOS-eメール）」により、相談体制を整備しているとしている。

全国の法務局等における人権侵害事件の処理件数のうち、児童に対する暴行・虐待事案に関する件数は、平成19年の600件から22年は771件と増加している。

調査した27法務局等における子どもの人権110番の相談件数のうち、児童虐待に係る件数は平成19年の440件から21年は474件となっているが、子どもの人権SOSミニレター事業及びインターネット人権相談の相談件数のうち児童虐待に係る件数は、同法務局等において個別の集計を行っていないなかったため、把握することができなかった。

また、これらの相談を通じて、法務局等から児童相談所等に通告した件数は不明であること等から、人権相談等による児童虐待の早期発見についての効果は把握できなかったが、法務局等においては、内規により児童虐待のおそれのある事案を察知した場合、児童相談所等に速やかに通告することとしていることから、法務局等において児童虐待に係る案件の相談等を行うことは児童虐待の早期発見に寄与していると考えられる。

3 児童虐待の早期対応から保護・支援 (1) 児童相談所及び市町村における対応体制等

ア 虐待対応件数等の報告

厚生労働省は、社会福祉行政の実態を数量的に把握し、その運用上の基礎資料を得ることを目的として、都道府県等に対し、児童相談所及び市町村における虐待対応件数等に係る各種データの報告を求めており、この結果を福祉行政報告例として公表している。

また、厚生労働省は、同報告を求めるに当たり、福祉行政報告例記入要領及び審査要領（以下「記入要領等」という。）を示している。

当省が、児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について、10都道府県等に確認したところ、以下のとおり、適切な報告を行っている都道府県等はみられなかった。

① 児童虐待相談を受理した場合に1件と計上する「虐待対応件数」と、指導や措置等複数の対応をした場合はその合計数を計上する「対応件数のうち児童虐待相談の件数」（以下「対応の種類別件数」という。）の2種類の報告の違いを認識せず、いずれかの方法で双方を計上し、それぞれ同一の件数を報告しているもの（10都道府県等）

② 報告の対象外である過年度からの継続事例を含めて報告しているもの（児童相談所分は2都道府県等、市町村分は3都道府県等）

③ 報告の対象外である児童虐待事例以外の件数を含めて報告しているもの（児童相談所分は5都道府県等、市町村分は7都道府県等）

このように、虐待対応件数等に係る各種データが的確に報告されていないのは、上記①については、都道府県等が記入要領等を十分に理解していないことによるものと考えられる。また、②及び③については、記入要領等に十分な記載がないことにより、都道府県等の誤解を招いているものと考えられる。

イ 児童相談所及び市町村における対応体制

(7) 児童相談所及び市町村における児童虐待対応担当者の配置

① 児童虐待防止法第6条第1項により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、児童相談所等に通告しなければならぬとされており、同法第8条第1項及び第2項により、通告を受けた市町村や児童相談所は、児童の安全の確認やその他の必要な措置を採ることとされている。

児童相談所で主に通告への対応を行う児童福祉司の配置について、厚生労働省は、平成16年度に児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、それまで「人口おおむね10万から13万までを標準」に1人としていた基準を「人口おおむね5万から8万までを標準」に1人とする見直しを行っている。また、その人件費は地方交付税の算定基準に組み込まれており、標準団体（人口170万人）ベースでの措置人員は、平成19年度28人から21年度30人に増加しており、当省の政策評価の途上においても、22年度の30人から23年度には32人に増加している。

一方、市町村の担当者についての配置基準はないものの、市町村児童家庭相談援助指針（平成17年2月14日雇発第0214002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、通告に的確に対応できるよう必要な職員を確保することが重要とされている。

② 全国の児童福祉司数及び虐待対応件数を平成11年度と22年度と比較すると、児童福祉司数が1,230人から2,400人と約2倍になっている一方で、虐待対応件数は1万1,631件から5万5,154件（注）と約4.7倍になっている。

（注）平成22年度の児童福祉司数及び虐待対応件数は、東日本大震災の影響で虐待対応件数を集計できなかった宮城県、福島県及び仙台市を除いたものである。

③ また、全国の市町村の担当者数及び虐待対応件数について、虐待対応

件数が把握され始めた平成19年度と21年度と比較すると、担当者数は5,880人から6,842人と約1.2倍に、虐待対応件数が4万9,895件から5万6,606件と約1.1倍になっている。

④ 調査した児童相談所及び市町村における平成21年度末現在のケース担当者一人当たりの受持ち件数(注)の平均は、児童福祉司が30.8件、市町村担当者が17.0件となっていた。

当省の意識等調査結果では、妥当と考える受持ち件数について、児童福祉司は「10件以上20件未満」と回答した者が32.4%で最も多く、市町村担当者では「10件未満」と回答した者が52.3%で最も多くなくなっていた。

(注)「受持ち件数」とは、児童虐待相談に限定したものであり、援助指針等を策定し継続して援助を行っているもの、又は援助指針等が未策定で、今後援助が必要なものをいう。

(1) 児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等

a 研修の実施状況

児童相談所運営指針(平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知)では、i)各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導を受ける機会を積極的に活用すること等により資質向上に努めること、ii)児童相談所は、都道府県等の児童福祉主管課と連携しながら、職員に対する研修の実施、充実に努めること等とされている。

また、市町村児童家庭相談援助指針では、「相談援助活動に携わる職員は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。」とされている。

調査した40児童相談所及び39市町村の全てにおいて研修は実施されていたものの、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の60.4%及び市町村担当者の44.4%が研修は「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、その理由としては、研修の実施回数が少なく参加機会に恵まれないことが最も多く、次いで、職場内の日常の業務を通じて研修を行う仕組みが確立されていないことが挙げられている。

b 児童福祉司及び市町村担当者の経験年数等

調査した児童相談所における平成19年度から21年度までの虐待対応事例の中から、児童相談所ごとに各年度100件(100件に満たない場合は全件)の事例を抽出し、i)当該事例を担当した児童福祉司の通算経

験年数(児童虐待防止法が施行された平成12年11月以降における児童虐待相談対応に係る通算経験年数)と、ii)初期アセスメント(調査)段階と各年度末現在での児童虐待の程度の変化の関係をみたところ、児童福祉司の経験年数が増えるに従って、児童虐待の程度が悪化した事例の割合が低下している状況がみられた。

また、当省の意識等調査結果では、児童虐待対応において的確な判断ができるために必要な経験年数について「3年以上」と回答した者が児童福祉司で41.6%、市町村担当者が49.6%と最も多くなっていた。

しかし、調査した40児童相談所及び39市町村における平成21年度の職員経験年数をみると、児童福祉司の56.7%、市町村担当者の64.7%が経験年数3年未満の者が占められていた。

c バーンアウト対策の実施状況

調査した40児童相談所におけるバーンアウト対策の実施状況をみると、33児童相談所(82.5%)においてメンタルヘルスカウンセリング等のバーンアウト対策が講じられているが、未実施も7児童相談所(17.5%)みられた。

また、調査した39市町村のうち、バーンアウト対策の実施状況が把握できた37市町村においては、20市町村(54.1%)において何らかの対策が講じられているが、未実施も17市町村(45.9%)みられた。

一方、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の67.3%、市町村担当者の52.5%が、バーンアウト対策は「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、その理由としては、i)新任者が十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるを得ないこと、ii)メンタルヘルスカウンセリングが実施されていないこと等が挙げられている。

ウ 児童相談所と市町村の役割分担

厚生労働省は、児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の役割分担について、i)児童相談所は専門的な知識及び技術が必要とするケースへの対応や市町村の後方支援をすること、ii)市町村は自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応を実施することを基本に、児童相談所と市町村の役割分担・連携の具体的な在り方について十分調整を図ることを都道府県等及び市町村に対して要請している。

厚生労働省の調査では、1,750市町村(平成22年4月現在)のうち、児童相談所との役割分担の取決めはないものが1,253市町村(71.6%)となっており、残りの取決めがある市町村においても文書での取決めがあるものは154市町村(8.8%)に過ぎない。

また、調査した40児童相談所、39市町村及び9医療機関における平成20

年度及び21年度の児童虐待対応事例の中には、児童相談所と市町村の役割分担が明確になっていないことも原因となつて児童相談所の対応が遅れたと考えられるもの(1児童相談所で1件)がみられた。

さらに、当省の意識等調査結果では、児童相談所と市町村の役割分担について、「うまくいっている」又は「どちらかといえばうまくいっている」と回答している児童福祉司(28.2%)に比べ、「うまくいっていない」又は「どちらかといえばうまくいっていない」と回答している児童福祉司が多く(47.2%)、その理由をi)「市町村職員の意識統一が図られていないから」(64.6%)、ii)「役割分担について明文化されているが、記述があいまいで判断に迷うことがあるから」(33.2%)、iii)「役割分担について明文化されていないから」(13.8%)等と回答している。

(2) 小・中学校における対応体制

文部科学省は、学校だけでは解決が困難な児童生徒の問題に対処するため、平成20年度からは、児童相談所等の関係機関との連絡等を行うスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)を配置するためのスクールソーシャルワーカー活用事業を実施している。

調査した42小・中学校のうち4小・中学校において、児童虐待事例に対しSSWが対応を行った事例(12件)がみられたが、活動の詳細が把握できなかつたため、SSWが関係機関との連携等の場面において有効に機能しているか分析することはできず、SSWの配置による効果は把握できなかつた。

文部科学省の調査では、平成21年度にSSWが対応した児童虐待事例のうち問題解決したものが13.0%、好転したものが23.9%みられたとされている。当省の意識等調査結果においても、児童虐待の防止等のためのSSWの配置について、小・中学校担当者の65.5%は「有効」又は「どちらかといえば有効」、18.1%は「配置されていないので分からない」と回答しており、また、当省が開催した有識者研究会においても、SSWの活動は学校における児童虐待対応に寄与すると考えられるとの意見があった。

しかし、学校へのSSWの配置(派遣)人数は事業開始初年度の平成20年度944人であったが、21年度は552人、22年度は614人といずれも20年度に比べ減少している。調査した都道府県等教育委員会では、平成20年度は委託事業(国が全額負担)であったが、21年度から補助事業(費用負担の割合は国が3分の1、都道府県等が3分の2)となり、財政上の理由から事業の実施を見合わせたところもみられた。

当省の政策評価の途上で、文部科学省では、SSWの活用の在り方について、教育委員会や学校の理解と認識を深めるため、SSWの活動により効果的に支援できた事例等を把握した上で、平成22年9月及び23年9月に、SSWの活動による成果等を事例集として取りまとめ、都道府県等教育委員会に配布して

いる。

(3) 安全確認の実施

児童虐待防止法第8条第1項及び第2項により、児童相談所及び市町村は、児童虐待に係る通告を受けたときは、当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずることとされている。子ども虐待対応の手引き(平成11年3月29日児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)においても、「通告・相談を受理した児童相談所や市町村等は、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先として対応することが必要である。」とされている。

児童相談所における安全確認については、厚生労働省は、従来は時間的目安を設けていなかったが、児童相談所における迅速かつ的確な対応を確保する観点から、平成19年1月に児童相談所運営指針の見直しを行い、通告受理後48時間以内に実施することが望ましいとするとともに、そのための休日等における体制の確保も求めている。

また、市町村における安全確認については、市町村児童家庭相談援助指針において、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の対応方針を決定し、実施するとされている。

① 調査した40児童相談所及び39市町村において、平成19年度から21年度までに受け付けた児童虐待事例を各年度それぞれ100件(100件に満たない場合は全件)抽出し、このうち、通告受付日から安全確認までに要した日数を把握することができた4,924件(児童相談所)及び2,899件(市町村)をみると、児童相談所では4,442件(90.2%)、市町村では2,651件(91.4%)は2日以内に安全確認が実施されていた。

しかし、安全確認までに3日以上要したのもも一部みられ、その理由として、児童相談所及び市町村は、家庭を訪問しても不在であることや面会を拒否されることを挙げている。また、当省の調査結果では、児童相談所における安全確認件数に占める3日以上要したものの割合が、受付日が月曜日から木曜日までの場合はいずれも10%未満であったのに対し、金曜日は13.9%、土曜日は18.1%、日曜日は11.8%と高くなっていったことから、土日の体制が十分ではないと考えられる。

② 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月、通知(注)を都道府県等に対して発出し、児童虐待への対応に徹底を期するよう要請している。また、平成22年9月、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を作

成して都道府県等に対して通知している。その中で、児童相談所が実施する安全確認は原則 48 時間以内を実施することとされ、家庭を訪問しても不在の場合や面会を拒否される場合への対応における着眼点や工夫例等を示すとともに、土日祝日などの閉庁日においても体制を確保することが必要であるとしている。

しかし、平成 22 年 8 月の通知及び同年 9 月の手引きは市町村を対象にし、おらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

(注)「児童の安全確認の徹底について」(平成 22 年 8 月 2 日雇児総発 0802 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)、「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」(平成 22 年 8 月 26 日雇児総発 0826 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

(4) 児童及び保護者に対する援助等

ア 一時保護所の整備

児童福祉法第 33 条により、児童相談所長は、児童虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、児童相談所等において児童を一時的に保護することができるとされており、同法第 12 条の 4 により、児童相談所に一時保護所を設けなければならないとされている。また、児童相談所運営指針では、一時保護が必要な児童については、その年齢や一時保護を要する背景も様々であることから、個別のケアが必要であり、混合処遇(注)の改善が課題として指摘されているほか、一時保護期間が長期化する児童については、特に就学機会の確保に努めることとされている。

(注)一時保護が必要な児童については、非行や児童虐待など様々な背景等を有する児童がいるが、それらの児童を同一の空間で処遇すること。

① 全国の一時保護所数は、平成 17 年 4 月 1 日現在の 112 か所から 23 年 7 月 1 日現在では 127 か所に増加しており、一時保護者数も、17 年度の 1 万 8,195 人から 21 年度には 1 万 9,396 人に増加し、うち児童虐待を理由としたものも 6,442 人から 7,562 人に増加している。

また、調査した 61 一時保護所の平成 21 年度における年間の平均入所率をみると、90%未満のところは 51 か所(83.6%)と概して高くはない状況がみられた。

しかし、残りの 90%以上の 10 か所(16.4%)の中には 100%以上のところも 4 か所(6.6%)みられた。

調査した 40 児童相談所における、平成 21 年度の一時的保護の実施状況をみたところ、38 児童相談所(95.0%)においては、定員不足等を理由として一時保護ができなかった状況はみられなかったが、残る 2 児童相談所においては、一時保護所に余裕があれば一時保護したかったが実際にできな

かった又は遅れたもの(14 件、22 人)がみられた。

当省の意識等調査結果でも、一時保護所に関する必要な取組について、児童福祉司の 51.5%が「一時保護所の増設」と回答している。

② 厚生労働省の調査結果では、平成 23 年 4 月 1 日現在の全国 69 都道府県等に設置された一時保護所(126 か所)のうち、43 都道府県等の 61 一時保護所(48.4%)において居室の改善等が行われたとされている。

当省の調査において、混合処遇の状況把握できた 37 児童相談所の 39 一時保護所のうち、過去一年間に虐待を受けた児童と非行児童等との混合処遇を実施したことがあるとした一時保護所は、35 か所みられた。これらの児童相談所では、一時保護を要する児童がいる一方で、混合処遇を避けようとするれば一時保護することができないため、混合処遇をせざるを得ないとしている。

当省の意識等調査結果では、一時保護所における必要な取組について、児童福祉司の 56.5%が「被虐待児童とその他の児童との居室の区分け等による混合処遇の改善」と回答している。

③ 原則 2 か月以内とされている一時保護期間を超えて、児童虐待を理由として一時保護された児童は、調査した 36 都道府県等の一時保護所 61 か所のうち、34 か所で 399 人みられた。一時保護している児童の中には、通学の際の保護者の強引な引取り等によって再び児童虐待が行われるおそれがある等、学校に通うことが難しい児童もいると考えられる。全国の一時保護児童のうち、学齢期の児童の割合は 66.4%となっており、仮に、上記 399 人の 66.4%が学齢期の児童であるとすると、約 265 人の児童が、長期にわたって通学できなかつたと推測される。

厚生労働省は、都道府県等に対し、平成 21 年 4 月に一時保護所の学習指導員等に教員 O B 等を活用するなど、一時保護所の学習環境に配慮することを要請している。しかし、同省の調査では、児童相談所に児童指導員として配置された教員 O B 等の人数は、平成 20 年 60 人、21 年 59 人、22 年 45 人、23 年 32 人と減少しており、23 年 7 月 1 日現在における全国 69 都道府県等の一時保護所 127 か所のうち、児童指導員として教員 O B 等が全く配置されていないところが 51 都道府県等(23 年 4 月 1 日現在)の 95 か所(74.8%)みられた。

イ 保護者に対する援助

児童虐待防止法第 4 条により、児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めなければならないとされている。同法における「指

導」及び「支援」について、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)では、「指導」とは児童相談所長又は都道府県知事が行う児童福祉司指導等の行政処分(児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号)を、「支援」とは保護者のニーズに応じて行う指導(児童福祉法第11条第1項第2号ニ)を指すとされ、これらを総称して援助ということとされている。

また、児童虐待防止法第11条第3項により、上記指導に従わない場合には都道府県知事は保護者に対する勧告を行うことができるとされ、児童福祉法第28条第6項により、家庭裁判所は同法に基づく強制入所に際し、保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができるとされている。

さらに、市町村は、児童福祉法第10条第1項第3号により、児童の福祉等に関する相談に応じ、必要な調査等を行うこととされている。

児童相談所が行う援助に関しては、児童相談所運営指針により、受理した相談について専門職員の関与によるアセスメント(調査)等を行い、援助指針を作成することとされている。また、市町村が行う援助に関しては、市町村児童家庭相談援助指針において同様に援助方針を作成することとされており、これらは定期的に検証し、見直すこととされている(以下、援助指針と援助方針を総称して「援助指針等」という。)

① 調査した40児童相談所及び39市町村では、いずれも援助方針会議等を経て援助指針等を決定し、これに基づく援助を行っているとしている。これらの援助による効果を把握するため、児童相談所・市町村ごとに、平成19年度から21年度までに受け付けた児童虐待事例を各年度100件(100件に満たない場合は全件)抽出し、初期アセスメント(調査)段階と年度末現在での児童虐待の程度の変化の状況及び援助終了後等における再発状況(注)を把握したところ、21年度に児童虐待相談として受け付けたものが、同年度中に悪化した割合は児童相談所で1.4%、市町村で2.6%であり、同年度末までに再発した割合は児童相談所で5.0%、市町村で3.7%となっている。

(注)再発とは、同一の被害者、加害者で、i)援助方針会議等で一旦は対応終了と判断した後に、又はii)直近の援助から1年以上経過した後に、児童虐待が再び起こったものをいう。

② 調査した40児童相談所及び39市町村ごとに、悪化事例及び再発事例を平成21年度末から遡って原則直近の5事例抽出し、その原因を分析すると、以下のとおり、i)保護者援助を行ったものの養育態度が改善されな

かった(改善されていなかった)こと、ii)虐待者や被害児童へのアセスメント及びそれに基づく援助が不十分であったことが挙げられる。

i)悪化した174事例(児童相談所111事例、市町村63事例)のうち120事例(69.0%)、再発した71事例(児童相談所49事例、市町村22事例)のうち49事例(69.0%)は、児童相談所や市町村が援助を行ったものの養育態度が改善されなかったケースである。このようなケースが発生する理由としては、当省が開催した有識者研究会等において、⑦児童虐待を認識しない保護者が多いこと、⑧特に児童相談所については、保護者に対する援助機能を有している一方で、一時保護等の行政権限を有していることから、児童相談所が行う援助に対する保護者の反発が生じている場合も少なくないことが指摘されている。

⑨に関しては、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の97.4%、市町村担当者の83.3%が保護者に対する援助について困難を感じることをある理由としており、その理由として、児童福祉司の48.4%、市町村担当者の54.2%が「保護者に対する指導プログラムが確立されていないから」を理由として挙げている。保護者指導プログラムに関しては、民間団体を中心に欧米の例などを参考として開発されてきているが、これらの情報共有がなされていない等の指摘があり、このようなことが意識等調査の結果に表れているものと考えられる。

⑩に関しては、保護者の養育態度が改善されなかったものは、悪化した事例においては、児童相談所は70.3%(111事例中78事例)であるのに対し市町村は66.7%(63事例中42事例)、再発した事例においては、児童相談所は73.5%(49事例中36事例)であるのに対し市町村は59.1%(22事例中13事例)といずれも児童相談所の方がその割合は高いものとなっている。また、調査した児童相談所の中には、ケースを担当する児童福祉司以外の者が児童虐待を行った保護者に第三者的に関わることにより保護者の反感を和らげ、有効な支援を行っている事例がみられた。

ii)悪化した174事例のうち29事例(16.7%)、再発した71事例のうち15事例(21.1%)は、児童虐待を行った保護者や虐待を受けた児童へのアセスメントやそれに基づく援助が不十分であったものである。具体的には、援助指針等の見直しが行われず月1回予定していた家庭訪問が半年以上滞っていた結果悪化したものや、学校関係者からの情報に頼って調査を行い、対応終了の判断をした結果再発したものなどがみられた。

援助指針等決定時や対応終了時に児童や保護者の状態、生活状況などを客観的に判断するための独自のアセスメントシートを利用している児童相談所における悪化率(0.9%)、再発率(3.3%)は、利用してい

ない児童相談所における悪化率(2.1%)、再発率(5.8%)に比べて低く、援助指針等を定期的に見直すこととしている児童相談所は、そうでない児童相談所に比べて悪化率が低くなっている。市町村においても同様の結果となっている。

③ 上記のほか、児童虐待防止法及び児童福祉法に基づく援助等の実施状況をもと、

i) 児童虐待相談に関し、児童福祉司指導等を行った実績は、平成21年度で1,792件となっており、1児童相談所当たりでみると8.9件で多くはない。調査した36都道府県等における平成21年度の児童福祉司指導等の実施状況をみると、「法令に基づく指導は、保護者との信頼関係を築きにくい」こと等を理由として、その実績が無いところが4都道府県等みられた。

ii) 都道府県知事等から保護者への勧告の実績は、平成21年度には2都道府県で9件ある。勧告が未実施の都道府県等では、「勧告には強制力も罰則もなくその効果が期待しづらい」、「保護者が指導に従わない場合は職権で被虐待児童の一時保護を行う」等の理由を挙げている。

iii) 家庭裁判所から都道府県等への保護者に対する指導措置の勧奨勧告の実績は、平成21年度には34件ある。当省が把握した勧奨勧告事例14件について、その後の状況を見ると、保護者が児童相談所による指導措置を受け入れているものが6件、保護者が指導措置に従わず状況が改善していないものが8件であった。

当省が開催した有識者研究会では、保護者が指導措置に従わない場合に罰則を課すこととした場合は、形式的に指導だけでは従うことはあるかもしれないが、実質的な改善にはつながらないのではないかとの意見があった。

④ 当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、児童相談所の指導に際し、養育態度を改善しようとする態度がみられない保護者に対する指導の在り方等に関する検討が行われ、平成23年1月に、i) 家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること、ii) 児童相談所が行う保護者指導の好事例を取りまとめることにも、保護者指導の担い手となる民間団体の支援を進めること等が提言されているところである。

ウ 児童相談所と児童養護施設等との連携

児童相談所運営指針により、児童養護施設等への入所の措置は児童相談所

の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、児童相談所は、児童養護施設等と十分に連携を図ることとされており、措置中も、児童養護施設等と十分連携を図りつつ、児童及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な援助を行うこととされている。

調査した40児童相談所における、児童養護施設等との連携状況を把握したところ、その全てで、連絡会議の開催や定期訪問、施設が行う個別のケース検討会議への参画等により、児童養護施設等との間で児童及びその家庭環境に関する情報交換等を実施していた。また、児童養護施設等が自立支援計画を策定するに当たっては、全ての児童相談所が施設に対する助言等を行っており、自立支援計画の見直しの際にも37児童相談所で助言等を行っていた。

しかし、調査した38児童養護施設等において、児童相談所による支援の実施状況を把握したところ、入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていないものが21.9%(1,021事例中224事例)、提供されていても児童の入所から長期間(30日以上)を要しているものが11.3%(771事例中87事例)みられ、児童養護施設等からは児童の生育歴などが分からず自立支援計画の策定に支障が生じているとして、援助指針の早期の提供を望む意見があった。

また、当省の意識等調査結果では、児童養護施設等の担当者の66.4%が児童相談所による施設入所児童やその保護者への対応について、「不十分」又は「どちらからかといえれば不十分」と回答しており、その理由としては、「施設入所後の継続的なアセスメントが行われていないから」が60.1%、次いで「保護者を交えた家族再統合の取組が十分に行われていないと感じるから」が54.9%、「養育環境の調査等のアセスメントが十分に行われていないと感じるから」が54.5%となっている。

エ 死亡事例等の検証

児童虐待防止法第4条第5項により、国及び地方公共団体は、児童虐待による死亡事例等の分析等を行うこととされている。厚生労働省は、社会保障審議会児童部会の下に設置されている事例検証委員会において、死亡事例等の検証を実施し、その結果を公表するとともに、都道府県等に対して都道府県又は市町村が関与していた死亡事例等の検証を行い、その結果を公表することを要請している。

① 調査した36都道府県等のうち、平成20年度及び21年度に、都道府県等又は市町村が関与していた死亡事例が、12都道府県等で19事例(検証中又は検証予定としている2都道府県等の8事例を除く。)みられた。このうち、検証を行っていないものが3都道府県等で5事例あり、検証を行っている9都道府県等の14事例のうち、その結果をホームページで公表

していないものが5都道府県等で6事例みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成23年7月に都道府県等に対し、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について（平成23年7月27日雇児総発0727第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を發出し、死亡事例等の検証の実施及び公表等について、遺漏なく実施するよう要請している。

② 調査した36都道府県等において、平成21年度に発生した児童虐待による死亡事例について検証を実施し、ホームページで公表している5事例を確認したところ、過去に事例検証委員会の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

また、調査した40児童相談所のうち、事例検証委員会の検証結果を活用していないとしているものが2児童相談所みられ、うち1児童相談所については、管轄下で死亡事例が発生している。

オ 社会的養護体制の整備

(7) 児童養護施設等の整備

児童福祉法第27条第1項第3号により、虐待を受けた児童を保護する必要があると認める場合、都道府県等は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設等への入所措置、里親等への委託措置を行うこととされている。

a 児童養護施設等の整備等の状況

① 児童養護施設等の整備状況については、平成17年度と21年度の状況を比較すると、児童養護施設が558施設、定員3万3,983人から575施設（3.0%増）、定員3万4,569人（1.7%増）に、乳児院が119施設、定員3,690人から124施設（4.2%増）、定員3,794人（2.8%増）に、情緒障害児短期治療施設が27施設、定員1,323人から33施設（22.2%増）、定員1,539人（16.3%増）にそれぞれ増加している。

しかし、調査した40児童相談所において、平成21年度に、一時保護所に入所する児童が、一時保護終了後の受入れ施設がなかったために、同所の原則入所期間である2か月を超えて同所に入所していた例が、15児童相談所（37.5%）で86人みられた。このうち、11児童相談所ではこのような児童は年間5人以下であり、年間6人以上のところは4児童相談所（10.0%）となっている。

② 一方、厚生労働省では、虐待を受けた児童が児童養護施設等において、より家庭的な環境で個別の対応を受けられるようにするための取組（小規模グループケア等）を進めている。平成17年度と21年度

の整備状況をみると、小規模グループケア（ユニットケア）は、286か所から458か所（60.1%増）に、地域小規模児童養護施設（グループホーム）は89か所から190か所（113.5%増）に増加しているものの、子ども・子育て応援プランの整備目標（両施設合わせて21年度に845か所）は達成されていない。また、厚生労働省ではこれまで1施設当たりのグループ数の上限の拡大など整備要件の見直しを行っているが、関係団体からは、職員配置の充実や施設の賃借料の補助など制度の拡充を求める意見があった。

b 児童養護施設等における職員体制の整備状況

児童養護施設等の職員の配置については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）により規定されている。例えば、児童養護施設の場合、児童の養護に直接携わることとなる児童指導員及び保育士について、i) 満3歳に満たない幼児2人につき1人以上、ii) 満3歳以上の幼児4人につき1人以上、iii) 少年6人につき1人以上とされている。

また、厚生労働省は、入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、従前から措置費（入所児童に係る経費）による加算職員の配置を進めており、児童養護施設については、平成11年度から心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員が、13年度から個別対応職員（児童指導員等への助言指導や被虐待児童への対応等を行う者）が、それぞれ措置費の対象とされており、これらの職員については、順次対象施設が拡大されてきている。

さらに、これらの職員については、平成23年6月に児童福祉施設最低基準が改正され、一部の施設を除きその配置が義務化されている。

児童養護施設における平成17年度と21年度の各職員の配置状況をみると、心理療法担当職員は329人から469人（42.6%増）に、家庭支援専門相談員は518人から564人（8.9%増）に、個別対応職員は514人から558人（8.6%増）に、それぞれ増加している。

一方、調査した16児童養護施設における入所児童に占める被虐待児童の割合をみると、平成19年度には52.2%（入所児童数1,066人中556人）であったものが、22年度には58.1%（同1,089人中633人）に増加している。また、調査した8情緒障害児短期治療施設では平成19年度には78.1%（同237人中185人）であったものが、22年度には77.6%（同223人中173人）と高い割合で推移している。

このような中、平成23年6月に児童福祉施設最低基準が改正され、個別対応職員等の配置が義務化された。同年7月には児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会が「社会的養護の課題と将来像」

を取りまとめ、同基準における児童養護施設の児童指導員等の配置を将来的に少年4人につき1人以上にすることを提言している。

c. 情緒障害児短期治療施設の整備等

調査した8情緒障害児短期治療施設における入所児童の状況をみると、施設によって、入所児童に占める虐待児童の割合、入所児童の平均年齢及び平均入所日数に差がみられるものとなっていた。

また、厚生労働省が情緒障害児短期治療施設の在り方に対する考えを示していないこと、中学生以上を受け入れない施設や小規模グループケアを活用して年齢の高い児童の自活を促すような取組を実施している施設がみられる等入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考えなどが施設によって異なる状況がみられた。

なお、調査した都道府県等の中には、情緒的な問題を抱える虐待児童の児童養護施設への入所が増加していることへの対応として、情緒障害児短期治療施設の整備ではなく、児童養護施設において軽度の情緒障害児童への対応ができるよう、精神科の非常勤医師の配置等による同施設の機能の強化を行っているところが見られた。

(1) 里親委託の推進

里親は、虐待を受けた児童を受け入れる措置先の一つであり、i) 養子縁組を目的とせずに養育する養育里親、ii) 専門的ケアが必要な児童を養育する専門里親、iii) 養子縁組を目的とした養子縁組里親などがある。子ども・子育て応援プランにおいては、施設整備等と並んで、里親登録の促進及び里親委託率の向上に関する目標値が設定されている。厚生労働省は、里親の普及と委託の促進を目的とした里親支援機関連業を実施しているほか、「里親委託ガイドライン」(平成23年3月30日雇児発0330第9号雇用均等・児童家庭局長通知)を策定し、保護者による養育が不十分であることを家庭での養育が困難な児童の養護について、里親委託を優先して検討することを原則とすべきとの方針を示している。

児童が委託されている里親(以下「委託里親」という。)の数及び里親に委託されている児童(以下「委託児童」という。)の数を平成17年度と21年度で比較すると、委託里親数は2,370世帯から2,837世帯に、委託児童数は3,293人から3,836人にそれぞれ増加している。また、専門的なケアを必要とする児童を受託する専門里親は、平成17年度の322世帯から21年度には548世帯に増加し、子ども・子育て応援プランにおける目標(21年度までに500世帯)も達成されている。

しかし、認定及び登録された里親の約6割が未委託となっており、その理由については、従来、里親の登録には有効期限が設けられていなかった

ため、里親が高齢化していることが一因であるとの指摘がみられたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率(注)は、平成21年度で10.8%と子ども・子育て応援プランの目標(15.0%)を下回っている状況がみられた。これを都道府県別にみると、最も高いところは32.5%、最も低いところは4.6%と較差がみられた。

(注) 里親等委託率=里親・ファミリーホーム委託÷(児童養護施設・乳児院入所+里親・ファミリーホーム委託)×100
なお、ファミリーホームとは、児童5人又は6人に対し3人以上の養育者を置いて児童の養育を行う施設。平成21年度から制度化されている。

さらに、里親の普及、里親委託の促進のために厚生労働省が実施している里親支援機関連業について、都道府県等別に同事業の実施の前後での認定及び登録里親数と里親等委託率を比較したところ、事業実施後にいずれも必ずしも伸びていない状況となっている。

4 関係機関連携

児童福祉法第25条の2第1項により、地方公共団体は、要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)又は要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を置くように努めなければならないとされている。

また、要対協は、i) 参加機関の長等で構成される代表者会議、ii) 全てのケースの進行管理等を担う実務者会議、iii) 個別のケースを検討し、情報の共有や役割分担の決定等を行う個別ケース検討会議の三層構造が標準とされている(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針(平成17年2月25日雇児発第0225001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「要対協運営指針」という。))。厚生労働省の調査結果によると、平成22年4月1日現在の全国の1,750市町村における要対協の設置率は、19年4月1日現在の65.3%から着実に増加し、95.6%となっている。

同じく、厚生労働省の調査結果によると、平成21年度における要対協の各種会議の年間の平均開催回数は、代表者会議が1.3回、実務者会議が6.1回、個別ケース検討会議が20.9回となっている。

しかし、当省が調査した36都道府県等内の市町村のうち、要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の開催実績並びに虐待対応件数が把握できた264市町村における両会議の開催実績をみると、児童虐待が発生しているにもかかわらず、88市町村(33.3%)において、次のような状況がみられた。

i) 個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていないところが13

市町村みられた。このうち、当該市町村における虐待対応件数の最高は 39 件となっている。

ii) 実務者会議は開催されているものの、個別ケース検討会議が 1 回も開催されていないところが 11 市町村みられた。このうち 10 市町村 (90.9%) では、当該市町村における虐待対応件数は 10 件未満であるが、残り 1 市町村 (9.1%) における同件数は 16 件となっている。

iii) 個別ケース検討会議は開催されているものの、実務者会議が 1 回も開催されないところが 64 市町村みられた。このうち 45 市町村 (70.3%) では、当該市町村における虐待対応件数が 10 件未満となっているが、中には同件数が 112 件のところもみられた。

当省の意識等調査結果によると、要対協における関係機関の連携について、児童福祉司の 42.3% が「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、「十分」又は「どちらかといえば十分」の 21.5% を上回っている。また、不十分の理由について回答が多かったのは、「各種会議の開催が低調であり、効果的に機能していないため」(38.9%)、「各種会議が形骸化しており、効果的に機能していないため」(38.5%) となっている。

事例検証委員会の第 7 次報告 (平成 23 年 7 月) においては、要対協における進行管理が不十分な事例や支援方針の見直しがなされず経過した事例がみられたことなどから、調整機関のマネジメント機能を強化することなどが必要であると指摘されている。

第 3 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

児童相談所における虐待対応件数の増加などを踏まえ、平成 12 年に児童虐待防止法が制定・施行されて以降、17 年度からは児童相談所に加え市町村でも児童虐待相談対応を行うこと等とされた。また、平成 20 年度からは児童の安全確認のための立入調査権限の強化や要対協設置の努力義務化等が図られ、さらに、21 年度からは児童福祉法において乳児家庭全戸訪問事業等の育児の孤立化防止等のための事業の実施が市町村の努力義務とされた。

しかし、児童相談所における虐待対応件数は、児童虐待防止法が制定された平成 12 年度の 1 万 7,725 件から 22 年度の 5 万 5,154 件 (宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの) へ増加しており、同じく市町村における虐待対応件数も、19 年度の 4 万 9,895 件から 21 年度の 5 万 6,606 件へ増加している。

このように虐待対応件数が増加している要因については、

i) 当省の意識等調査結果において、児童福祉司の 81.1% 及び市町村担当者の 80.1% が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、「児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度が上昇したため、児童虐待の通告が増えているから」とするものが、児童福祉司の回答では 50.9% と最も多く、市町村担当者の回答でも 31.0% と二番目に多くっており、関係者等において虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等へ通告するという意識が高くなってきている面があると考えられること

ii) 当省の意識等調査結果において、児童福祉司の 81.1% 及び市町村担当者の 80.1% が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、「児童虐待の発生要因が増えたため、児童虐待を行う保護者が増えているから」とするものが、市町村担当者の回答では 57.8% と最も多く、児童福祉司の回答でも 40.3% と二番目に多くっており、児童虐待自体が増えている面があると考えられること

iii) 当省が開催した有識者研究会においても、親の孤立が進み、イライラしている親が増えているとのアンケート調査結果があることや、小・中学校の教員から被虐待児童が増えているとの意見が聞かれることなどから、通告するという意識が高くなってきていることに加え、実証データはないものの、実感として児童虐待自体も増えているとの意見があったことから、関係者、近隣住民等の認知度・理解度の上昇によって、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることの両方の側面があるものと捉えることができる。

また、児童虐待によりもたらされる極めて重篤な結果である死亡に関しては、事例検証委員会の資料における虐待による死亡児童数は、年間おおむね 50 人ないし 60 人前後 (虐待死) で推移し、減少していない状況にある。

さらに、当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、

iii) 早期対応から保護・支援及びiv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、次に例示するとおり、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策については、いずれも不十分なものとなっている。

i) 発生活予防

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況と虐待対応件数の増減をみると、平成21年度に両事業を実施していない53市町村では、0歳から3歳未満児童の虐待対応件数が減少しているもの(13市町村24.5%)より増加しているもの(16市町村30.2%)が多いのに対し、同年度から両事業を実施した20市町村では、同件数が増加しているもの(6市町村30.0%)より減少しているもの(9市町村45.0%)が多く、両事業には3歳未満の児童虐待に対する有効性は認められるが、22年7月1日現在で、全国1,750市町村のうち、両事業を実施しているものは1,001市町村(57.2%)にとどまっている。一方、両事業を平成21年度から実施した20市町村における3歳から18歳未満の児童の虐待対応件数をみると、これらの児童は乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象ではないこともあり、減少しているところ(5市町村(25.0%))よりも増加しているところ(12市町村(60.0%))が多くみられたことから、両事業の実施のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。

ii) 早期発見

保育所からの通告件数は平成19年度5,440件から21年度6,115件に、学校からの通告件数も19年度1万2,102件から21年度1万3,244件にいずれも増加している。しかし、保育所や学校には早期発見の努力義務があり、児童虐待のおそれを発見したときは通告義務があるにもかかわらず、速やかな通告がなされたものは、調査した17保育所25事例のうち22事例(88.0%、16保育所)及び42小・中学校75事例のうち68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっている。

また、一部の保育所や小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告しなかったもの(5保育所8事例、6小・中学校15事例)もみられた。

iii) 早期対応から保護・支援

通告を受けた児童相談所及び市町村における安全確認については、おおむね2日以内に行われている(児童相談所で抽出した4,924件中4,442件90.2%、市町村で抽出した2,899件中2,651件91.4%)。

また、児童相談所及び市町村が受け付けた児童虐待事例について、その後の児童虐待の程度の変化の状況及び援助終了後等の再発状況をみたところ、(i)平成21年度に受け付けた児童虐待事例が同年度中に悪化した割合は、児童相談所1.4%(抽出した3,062事例中44事例)、市町村2.6%(同1,841事例中

48事例)、(ii)21年度に受け付けた児童虐待事例が同年度未までに再発した割合は、児童相談所5.0%(同3,322事例中166事例)、市町村3.7%(同2,165事例中80事例)となっており、悪化・再発はおおむね抑制されている。

iv) 関係機関の連携

全国における要対協の設置状況をみると、平成22年4月1日現在の全国の1,750市町村における要対協の設置率は、19年4月1日現在の65.3%から着実に増加し、95.6%となっているが、調査した36都道府県等の要対協設置済みの市町村のうち要対協の各種会議の開催状況等を把握することができた264市町村のうち88市町村(33.3%)において、児童虐待が発生しているにもかかわらず、(i)個別のケース検討を行う個別ケース検討会議及びケースの進行管理等を行う実務者会議のいずれも開催されていないところが13市町村、(ii)個別ケース検討会議又は実務者会議が開催されていないところが75市町村みられた。

以上のとおり、児童虐待の防止等に関する政策については、

- ① 虐待対応件数は増加の一途であること
- ② 虐待死亡児童数は減少していないこと
- ③ 各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること

から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生活予防に係る取組状況

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の2事業について、前者の対象が原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭であることを踏まえ、両事業の実施状況と0歳から3歳未満の児童の虐待対応件数の増減状況を分析した。その結果、平成21年度に両事業を実施していない53市町村では、虐待対応件数が減少しているもの(13市町村24.5%)より増加しているもの(16市町村30.2%)が多いのに対し、同年度から両事業を実施した20市町村では、虐待対応件数が増加しているもの(6市町村30.0%)より減少しているもの(9市町村45.0%)が多く、両事業には、3歳未満の児童虐待の発生活予防に係る取組としての有効性は認められる。

しかし、平成22年7月1日現在で、全国1,750市町村のうち、両事業を実施しているものは1,001市町村(57.2%)にとどまっている。

また、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業については、当省が訪問率を把握することができた656市町村中81市町村(12.3%)において

訪問率が80%未満となっていた。

一方、両事業を平成21年度から実施した20市町村における3歳から18歳未満の児童の虐待対応件数をみると、これらの児童は乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象ではないこともあり、減少しているところ(5市町村(25.0%))よりも増加しているところ(12市町村(60.0%))が多くみられたことから、両事業の実施のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。

また、虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成23年7月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した17保育所及び42小・中学校で児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが5保育所において8事例、6小・中学校において15事例みられた。また、平成19年度から21年度までに、調査した17保育所が通告した47件のうち、詳細を把握した事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例(88.0%、16保育所)、調査した42小・中学校が通告した209件のうち、詳細を把握した75事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっており、保育所の残る3事例(12.0%、3保育所)、小・中学校の残る7事例(9.3%、6小・中学校)は、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。

児童虐待のおそれを認識したのが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由及び通告までに長期間を要した理由として、保育所及び小・中学校は、児童虐待の確証が得られなかったこと等を挙げている。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成22年8月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないとできなくても速やかに通告しなければならぬことについて、改めて学校等への周知を要請している。しかし、同省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

イ 早期発見に係る広報・啓発

厚生労働省が実施している児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。

また、調査した36都道府県等及び39市町村が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないもの(4都道府県4市町村)がみられた。

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況

ア 児童相談所及び市町村における対応体制等

(7) 虐待対応件数等の報告

当省が、児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について、10都道府県等に確認したところ、以下のとおり、適切な報告を行っている都道府県等はみられなかった。

- ① 児童虐待相談を受理した場合に1件と計上する「虐待対応件数」と、指導や措置等複数数の対応をした場合はその合計数を計上する「対応の種類別件数」の2種類の報告の違いを認識せず、いずれかの方法で双方を計上し、それぞれ同一の件数を報告しているもの(10都道府県等)
- ② 報告の対象外である過年度からの継続事例を含めて報告しているもの(児童相談所分は2都道府県等、市町村分は3都道府県等)
- ③ 報告の対象外である児童虐待事例以外の件数を含めて報告しているもの(児童相談所分は5都道府県等、市町村分は7都道府県等)

このように、虐待対応件数等に係る各種データが的確に報告されていないのは、上記①については、都道府県等が記入要領等を十分に理解していないことによるものと考えられる。また、②及び③については、記入要領等に十分な記載がないことにより、都道府県等の誤解を招いているものと考えられる。

(4) 児童相談所及び市町村における対応体制

児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、次のような状況となっている。

- ① 研修については、当省の意識等調査結果において、児童福祉司の60.4%及び市町村担当者の44.4%が「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、研修の機会が十分に確保されていないまま提案を担当せざるを得ない状況がうかがえる。

- ② 児童福祉司及び市町村担当者の配置については、調査した児童相談所

においては、児童福祉司の経験年数が増えるに従って、児童虐待の程度が悪化した割合が低下している状況となっているが、調査した児童相談所における児童福祉司の56.7%及び市町村担当者の64.7%が経験年数3年未満の者が占められており、経験豊富な担当者の配置が少ない状況となっている。

③ パーンアウト対策については、調査した40児童相談所のうち7児童相談所(17.5%)及び37市町村のうち17市町村(45.9%)は、パーンアウト対策を実施しておらず、その対策が十分とはいえない状況となっている。

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担

厚生労働省の調査では、1,750市町村(平成22年4月現在)のうち、児童相談所との役割分担の取決めはないものが1,253市町村(71.6%)となっており、残りの取決めがある市町村においても文書での取決めがあるものは154市町村(8.8%)に過ぎない。

また、調査した40児童相談所、39市町村及び9医療機関における平成20年度及び21年度の児童虐待対応事例の中には、児童相談所と市町村の役割分担が明確になっていないことも原因となっており児童相談所の対応が遅れたと考えられるものがみられた。

さらに、当省の意識等調査結果では、児童相談所と市町村の役割分担について、「うまくいっている」又は「どちらかといえばうまくいっている」と回答している児童福祉司(28.2%)に比べ、「うまくいっていない」又は「どちらかといえばうまくいっていない」と回答している児童福祉司が、多く(47.2%)、「うまくいっていない」と回答している児童福祉司が多いため、「どちらかといえばうまくいっていない」又は「どちらかといえばうまくいっていない」と回答した児童福祉司の64.6%は、市町村職員の意識統一が図られていないことを理由としている。

イ 安全確認の実施

① 調査した40児童相談所及び39市町村において平成19年度から21年度までに受け付けた児童虐待事例の中から、児童相談所及び市町村ごとに、各年度100件(100件に満たない場合は全件)抽出し、このうち、通告受付日から安全確認までに要した日数を把握することができた4,924件(児童相談所)及び2,899件(市町村)をみると、児童相談所では4,442件(90.2%)、市町村では2,651件(91.4%)は2日以内に安全確認が実施されていた。

しかし、安全確認までに3日以上要したのも一部みられ、その理由として、i) 児童相談所及び市町村は、家庭を訪問しても不在であることや

面会を拒否されることを挙げているほか、ii) 児童相談所において、曜日に関わりなく安全確認を行うとする時間設定が遵守されていないことが考えられる。当省の調査結果では、児童相談所における安全確認件数に占める3日以上要したものの割合が、受付日が月曜日から木曜日までの場合はいずれも10%未満であったのに対し、金曜日は13.9%、土曜日は18.1%、日曜日は11.8%と高くなっていた。

② 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月、「児童の安全確認の徹底について」及び「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」を都道府県等に対して発出し、児童虐待への対応に徹底を期すよう要請している。また、平成22年9月、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成して都道府県等に対して通知している。当該手引きの中で、児童相談所が実施する安全確認は原則48時間以内を実施することとされ、家庭を訪問しても不在の場合や面会を拒否される場合への対応における着眼点や工夫例等を示すとともに、土日祝日などの閉庁日においても体制を確保することが必要であるとしている。

しかし、平成22年8月の通知及び同年9月の手引きは市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除く。)を対象にしておらず、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(7) 一時保護所の整備

① 調査した36都道府県等における61一時保護所の中には、年間の平均入所率が90%を超えるものが10か所(16.4%)みられ、この中には100%以上のところも4か所(6.6%)みられた。また、調査した40児童相談所のうち、2児童相談所においては、一時保護所に余裕がなく一時保護できなかった又は遅れたもの(14件、22人)がみられた。

② 混合処遇の状況が把握できた37児童相談所の39一時保護所のうち混合処遇を実施しているところが35児童相談所(89.7%)みられ、当該児童相談所では、混合処遇を避けようとするれば一時保護することができないため、混合処遇をせざるを得ないとしている。

③ 平成21年度において2か月以上一時保護所に保護された児童数は、調査した36都道府県等の一時保護所61か所のうち、34か所で399人とになっている。全国の一時保護児童のうち、学齢期の児童の割合は66.4%となっていることから、仮に、これら399人の66.4%が学齢期の児童で

あるとすると、約 265 人の児童が長期にわたり通学できなかつたと推測される。

厚生労働省は、平成 21 年 4 月に都道府県等に対し、一時保護所の学習指導員等への教員 O B 等の活用を要請しているが、同省の調査では、児童相談所に児童指導員として配置された教員 O B 等の人数は平成 21 年 59 人から 23 年 32 人に減少しており、23 年 7 月 1 日現在における全国 69 都道府県等の一時保護所 127 か所のうち、児童指導員として教員 O B 等が全く配置されていないところが 51 都道府県等（23 年 4 月 1 日現在）の 95 か所（74.8%）みられた。

(1) 保護者に対する援助

① 調査した 40 児童相談所及び 39 市町村ごとに、平成 19 年度から 21 年度までに受け付けた児童虐待事例を各年度 100 件（100 件に満たない場合は全件）抽出し、初期アセスメント（調査）段階と年度末現在での児童虐待の程度の変化の状況及び援助終了後等における再発状況を把握したところ、21 年度に児童虐待相談として受け付けたものが、同年度中に悪化した割合は児童相談所で 1.4%、市町村で 2.6%であり、同年度末までに再発した割合は児童相談所で 5.0%、市町村で 3.2%となっている。

② 調査した 40 児童相談所及び 39 市町村ごとに、悪化事例及び再発事例を平成 21 年度末から遡って原則直近の 5 事例抽出し、その原因を分析すると、以下のとおり、i) 保護者援助を行ったものの養育態度が改善されなかつた（改善されなかつた）こと、ii) 虐待者や被虐待児童へのアセスメント及びそれに基づく援助が不十分であつたことが挙げられる。

i) 悪化した 174 事例（児童相談所 111 事例、市町村 63 事例）のうち 120 事例（69.0%）、再発した 71 事例（児童相談所 49 事例、市町村 22 事例）のうち 49 事例（69.0%）は、児童相談所や市町村が援助を行ったものの養育態度が改善されなかつたケースである。このようなケースが発生する理由としては、当省が開催した有識者研究会等において、⑦児童虐待を認識しない保護者が多いこと、⑧特に児童相談所については、保護者に対する援助機能を有している一方で、一時保護等の行政権限を有していることから、児童相談所が行う援助に対する保護者の反発が生じている場合も少なくないことが指摘されている。

⑨に関しては、当省の意識等調査結果では、児童福祉司の 97.4%、市町村担当者の 83.3%が保護者に対する援助について困難を感じるがあるとしており、その理由として、児童福祉司の 48.4%、市町

村担当者の 54.2%が「保護者に対する指導プログラムが確立されていないから」を理由として挙げている。保護者指導プログラムに関しては、民間団体等を中心に欧米の例などを参考として開発されてきているが、これらの情報共有がなされてない等の指摘があり、このようなことが意識等調査の結果に表れているものと考えられる。

⑩に関しては、保護者の養育態度が改善されなかつたものは、悪化した事例においては、児童相談所は 70.3%（111 事例中 78 事例）であるのに対し市町村 66.7%（63 事例中 42 事例）、再発した事例においては、児童相談所は 73.5%（49 事例中 36 事例）であるのに対し市町村は 59.1%（22 事例中 13 事例）といずれも児童相談所の方がその割合は高いものとなっている。また、調査した児童相談所の中には、ケースを担当する児童福祉司以外の者が児童虐待を行った保護者に第三者的に関わることににより保護者の反感を和らげ、有効な支援を行っている事例がみられた。

ii) 悪化した 174 事例のうち 29 事例（16.7%）、再発した 71 事例のうち 15 事例（21.1%）は、児童虐待を行った保護者や虐待を受けた児童へのアセスメントやそれに基づく援助が不十分であつたものである。具体的には、援助指針等の見直しが行われず月 1 回予定していた家庭訪問が半年以上滞っていた結果悪化したものや、学校関係者からの情報に頼って調査を行い、対応終了の判断をした結果再発したのなどがみられた。

援助指針等決定時や対応終了時に児童や保護者の状態、生活状況などを客観的に判断するための独自の独自のアセスメントシートを利用している児童相談所における悪化率（0.9%）、再発率（3.3%）は、利用していない児童相談所における悪化率（2.1%）、再発率（5.8%）に比べて低く、援助指針等を定期的に見直すこととしている児童相談所は、そうでない児童相談所に比べて悪化率が低くなっている。市町村においても同様の結果となっている。

③ 当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、児童相談所の指導に応じず、養育態度を改善しようとする態度がみられない保護者に対する指導の在り方等に関する検討が行われ、平成 23 年 1 月に、i) 家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること、ii) 児童相談所が行う保護者指導の好事例を取りまとめるとともに、保護者指導の担い手となる民間団体の支援を進めること等が提言されている

ところである。

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

調査した38児童養護施設等において、児童相談所において、児童相談所による支援の実施状況を把握したところ、入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていないものが21.9%(1,021事例中224事例)、提供されているも児童の入所から長期間(30日以上)を要しているものが11.3%(771事例中87事例)みられ、児童養護施設等からは児童の生育歴などが分からず自立支援計画の策定に支障が生じているとして、援助指針の早期の提供を望む意見があった。

(イ) 死亡事例等の検証

調査した36都道府県等において、平成21年度に発生した児童虐待による死亡事例について検証を実施し、ホームページで公表している5事例を確認したところ、過去に事例検証委員会の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

また、調査した40児童相談所のうち、事例検証委員会の検証結果を活用していないとしているものが2児童相談所みられ、うち1児童相談所については、管轄下で死亡事例が発生している。

エ 社会的養護体制の整備

(7) 児童養護施設等の整備

① 児童養護施設等の小規模化については、子ども・子育て応援プランにおいて小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設を平成21年度までに計845か所整備するとされているのに対し、実績は計648か所であり、目標は達成されていない。児童養護施設等の小規模化の推進に関し、厚生労働省では、これまで整備要件の見直しを行ってきたところであるが、関係団体からは、職員配置の充実や施設の賃借料の補助など制度の拡充を求める意見があった。

② 調査した8情緒障害児短期治療施設における入所児童等の状況を見ると、施設によって、入所児童に占める被虐待児童の割合、入所児童の平均年齢及び平均入所日数に差がみられるものとなっていた。

また、厚生労働省が情緒障害児短期治療施設の在り方に対する考えを示していないこともあって、依然として中学生以上を受け入れていない施設がある一方で、小規模グループケアを活用して年齢の高い児童の自立を促すような取組を実施している施設がみられる等入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方などが施設によって異なる状況

がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約6割が未委託となっており、その理由については、従来、里親の登録には有効期限が設けられていなかったため、里親が高齢化していることが一因であるとの意見が聞かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率は、平成21年度で10.8%と子ども・子育て応援プランの目標(15.0%)を下回っている状況がみられた。これを都道府県別にみると、最も高いところは32.5%、最も低いところは4.6%と較差がみられた。

さらに、里親の普及、里親委託の促進のために実施されている里親支援機関事業について、都道府県等別に同事業の実施の前後での認定及び登録里親数と里親等委託率を比較したところ、事業実施後にいずれも必ずしも伸びていない状況となっている。

(4) 関係機関の連携状況

調査した36都道府県等内の市町村のうち、要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の開催実績並びに虐待対応件数が把握できた264市町村における両会議の開催状況をみると、児童虐待が発生しているにもかかわらず、i) 個別ケース検討会議及び実務者会議が1回も開催されていないところ、13市町村みられた。このうち、当該市町村における虐待対応件数の最高は39件となっている。

ii) 実務者会議は開催されているものの、個別ケース検討会議が1回も開催されていないところが11市町村みられた。このうち10市町村(90.9%)では、当該市町村における虐待対応件数は10件未満であるが、残り1市町村(9.1%)における同伴数は16件となっている。

iii) 個別ケース検討会議は開催されているものの、実務者会議が1回も開催されていないところが64市町村みられた。このうち45市町村(70.3%)では、当該市町村における虐待対応件数が10件未満となっているが、中には同伴数が112件のところもみられた。

当省の意識等調査結果によると、要対協における関係機関の連携について、児童福祉司の42.3%が「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答しており、「十分」又は「どちらかといえば十分」の21.5%を上回っている。また、不十分の理由について回答が多かったのは、「各種会議の開催が低調であり、効果的に機能していないため」(38.9%)、「各種会議が形骸化しており、効果的に機能していないため」(38.5%)となっている。

2 勸告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。

② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。
(厚生労働省)

(文部科学省及び厚生労働省)

ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成 23 年 7 月の通知発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。
(厚生労働省)

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。

② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知を踏まえ、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方を検討すること。
(厚生労働省)

(文部科学省)

イ 早期発見に係る広報・啓発の充実

児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコ멘トを入れること。

また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。
(以上、厚生労働省)

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進

ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等

(7) 虐待対応件数の適切な把握・公表

都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等により、的確な虐待対応件数等を把握・公表すること。
(厚生労働省)

(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上

都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会を確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。

(厚生労働省)

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化

都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。

(厚生労働省)

イ 速やかな安全確認の実施

① 平成 22 年 8 月に発出した課長通知及び同年 9 月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえ、児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方を検討すること。

② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。
(以上、厚生労働省)

ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化

(7) 一時保護所の充実

① 年間平均入所率が 9 割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。

② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員 O B 等の配置の促進方策を検討すること。
(以上、厚生労働省)

(イ) 保護者に対する援助の充実強化

① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。

また、「社会保障審議会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。

② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント（調査）を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。
(以上、厚生労働省)

(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進

都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。

(厚生労働省)

(エ) 死亡事例等の検証結果の活用促進

都道府県等に対し、OJTや研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。

(厚生労働省)

エ 社会的養護体制の整備の推進

(7) 児童養護施設等の整備の推進

- ① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。
- ② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にすること。

(以上、厚生労働省)

(1) 里親委託の推進

里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関連業の効果的な実施の在り方について検討すること。

(厚生労働省)

(4) 関係機関の連携強化

要対協の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。

(厚生労働省)

妊娠等に悩む人への相談窓口「にんしんSOS」の概要

【開設に至る経過】

- 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次・7次報告）」より、加害者である保護者側の背景として、「望まない妊娠」「妊婦健診未受診」「母子健康手帳未発行」が多く、地方公共団体に対して、虐待の発生予防のために、「望まない妊娠について相談できる体制の充実」が提言された。
- この提言を受け、本年7月27日付で厚生労働省より都道府県・政令市・中核市等に対し、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」通知がなされた。

【対象者】

大阪府在住者（政令市・中核市含む）で、望まない妊娠や出産に悩む者

【開設日】

平成 23 年 10 月 3 日（月）

【相談窓口設置場所】

大阪府立母子保健総合医療センター 企画調査部 地域保健室

【業務内容】

- (1) ホームページの運営
 - (2) メールによる相談への回答
 - (3) 電話相談への対応：月～金（祝日除く）午前 10 時～午後 4 時
 - (4) 必要時、医療・保健・福祉機関やサービスの紹介
 - (5) 必要時、医療（地域産科医療機関・OGCS参加医療機関）・保健（市区町村母子保健主管課・保健所）・福祉（市区町村児童福祉・助産制度・生活保護等担当主管課、児童相談所・子ども家庭センター等）機関への連絡
- ＜対応者＞保健師・助産師

【業務形態】

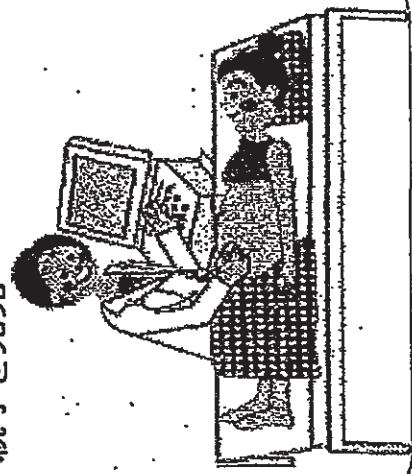
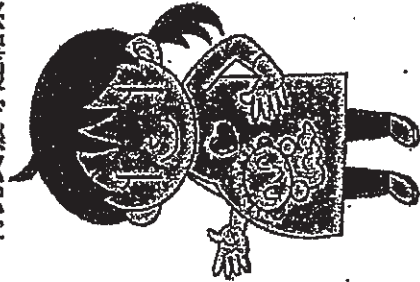
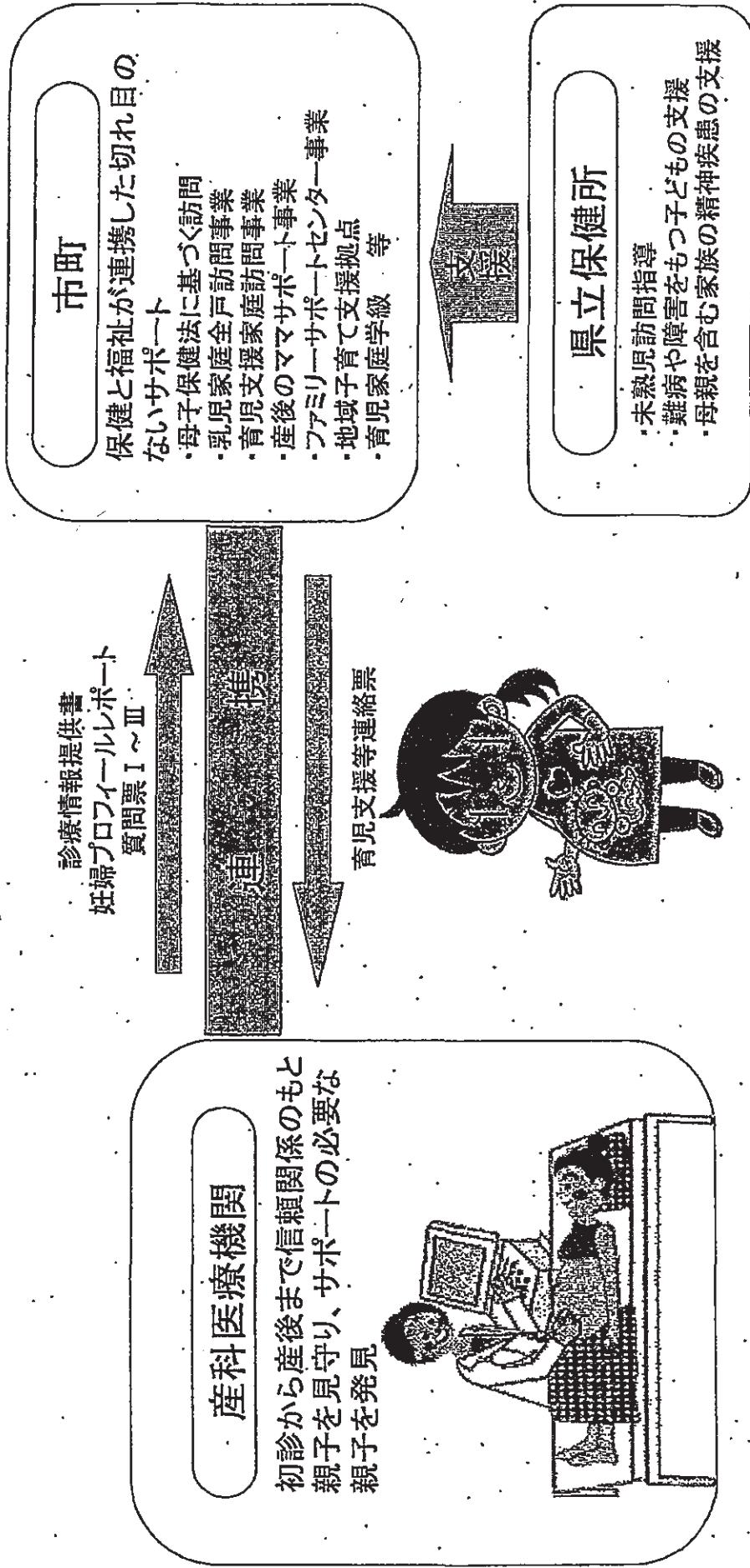
大阪府委託事業

【啓発方法】

- (1) 府政だより（府広報誌）
- (2) ホームページ（PCサイト・携帯サイト）
- (3) 啓発カードの配布
 - ・産婦人科医療機関による、初回受診妊婦への配布
 - ・薬局、ドラッグストア等妊娠検査薬売り場における案内ミニポスターの掲示と啓発カード配布
 - ・市町村母子保健事業の中での配布（母子健康手帳配布時・乳幼児健診時等、次の妊娠等に備えて対策）
 - ・児童福祉主管課、児童相談所、教育委員会（中学校・高等学校・支援学校）、府警本部の担当職員への配布
 - ・研修会、イベント等での配布
- (4) 民間との連携（ラジオ、情報誌、駅・バス広告の活用）

児童虐待ゼロプロジェクト

児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携 ～県民総ぐるみの子育て支援～



県：全体の調整と市町への支援
こども家庭課・県立保健所・こども女性障害者支援センター

要な項目について補足して聯き取りを行う。

③以下の産婦の質問票を選び出す。選び出された質問票Ⅰの右上部に選び出した理由を朱書きする。(例Ⅱ・12点)

・質問票Ⅰ……・質問4①～③がすべて「いい」に該当

・質問票Ⅱ……・9点以上

・質問10が1点以上

・質問票Ⅲ……・質問3、5、7、9について1点以上が1つ以上ある

④③の産婦について総合的に行政の支援が必要か否かを判断する。

行政の支援が必要と判断した産婦に、気になる点を伝えながら、「行政の支援を受けて、安心して子育てをしてほしい」ことを話し、行政への診療情報提供書の提出に同意を得る。

同意を得られた者については診療情報提供書を作成のうえ行政へ連絡。

同意を得られない者は、⑤の扱いとする。

なお、(1)において情報提供した産婦と重なった場合には、産婦に行政の支援が続いているか否かを確認し、支援が続いている場合は、診療情報提供書の作成は行わず、診療情報提供書以外の情報の提供を行う。行政の支援が途切れている場合には、診療情報提供書の作成を再度行う。

○提出資料

・診療情報提供書(国様式1または国様式2)

・妊婦プロフィールレポート(様式3)(コピー)

・質問票Ⅰ～Ⅲ

○提出先

・市町の母子保健担当(別紙名簿)

⑤④以外の産婦

○提出資料

・質問票Ⅰ～Ⅲ

※産科医療機関で保存が必要な場合はコピーを送付

○提出先

・市町の母子保健担当(別紙名簿)

(3) 出産後退院日

産婦に「お母様へアンケートのお願い」(様式5)と質問票Ⅰ～Ⅲを配付し、産後健診受診前に記入し持参するよう依頼する。

児童虐待ゼロプロジェクト

～児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携について～

1 趣旨

妊娠から出産後まで親子と深い関わりを持つ産科医療機関と行政(市町の母子保健部局)が情報を共有し、市町と産科医療機関の連携による切れ目のない支援を行うことで楽しい子育てをサポートし、児童虐待の未然防止に努める。

2 内容

産科医療機関が妊婦の初診時から記入する妊婦プロフィールレポートと産婦に出産後入院4日目(標準)と産後健診前に記入してもらう質問票Ⅰ～Ⅲについて、情報提供書を活用しながら、産科医療機関から行政(市町の母子保健部局)へ情報提供を行う。

その情報に基づき、行政は必要な支援を行い子育てをサポートする。

3 県の役割

児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携のしくみを構築し、必要な調整を行う。

4 実施方法

○産科医療機関

(1) 初回受診時に妊婦プロフィールレポート(様式3)を記入開始。

行政による支援が必要と判断した場合には、初診時から産後健診時までを通じて本人から了解を得て、即時に診療情報を提供。

○提出資料

・診療情報提供書(国様式1または国様式2)

・妊婦プロフィールレポート(様式3)(コピー)

○提出先

・市町の母子保健担当(別紙名簿)

(2) 出産後入院4日目

①産婦に「お母様へアンケートのお願い」(様式4)と質問票Ⅰ～Ⅲを配付し、記入を依頼する。

②産婦から回収した質問票について、別紙の評価表の下欄を参考にして、必

- (5) 産科医療機関からの診療情報提供件数及び質問票Ⅰ～Ⅲの受付状況と対応件数を4半期ごとに産科医療機関との連携状況報告書(様式8)により県へ報告する。締め切りは翌月の15日とする。

○ 県

- (1) 児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携について、市町相互間及び産科医療機関の連絡調整を行う。
- (2) 四半期ごとに市町からの報告に基づき、児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携状況について公表する。
- (3) 児童虐待予防のための産科医療機関と行政の連携事業が軌道に乗るまでの間「児童虐待予防研究会」などにおいて連携状況を検証し、必要な見直しを各市町へ提案する。

(4) 産後健診日

提出された質問票Ⅰ～Ⅲについて、(2) 出産後入院4日目(標準)と同様の手順で評価等を行う。

産婦が持参し忘れた場合には、診察の待ち時間に記入をお願いする。

○ 市町母子保健部局

- (1) 母子健康手帳を発行する際に別紙アンケート(様式6)を実施し、子育てに困難が予想されるケースについて、行政としての支援を開始する。

支援は母子保健部局に限定されず福祉、教育にまたがる場合もあるため市内で打ち合わせ等を行い、連携を強めること。

- (2) 妊婦や産婦について、産科医療機関から診療情報提供書と妊婦プロフィールレポート(様式3)により、支援の依頼を受けた場合には、まず、児童虐待セロプロジェクト連携台帳(様式9)に記入し、電話等で話したうえ、早期の訪問や市町窓口での面会に結びつける。

訪問等に際しては、妊婦の強みを発見し、信頼関係を結ぶ努力を行いながら、必要な支援を紹介し、支援を受けることに同意をえたとうえで支援を開始する。

対応した経過等を産科医療機関へ育児支援連絡票(様式7)により報告する。

- (3) 産科医療機関において出産後入院4日目(標準)に行った質問票Ⅰ～Ⅲによるアンケート等をきかけとし、産科医療機関から、診療情報提供書、妊婦プロフィールレポート及び質問票Ⅰ～Ⅲにより支援の依頼を受けた場合には、可能であれば、入院中に産科医療機関において面会を行う。産科医療機関が市町外の場合や他の業務と重なる場合は、退院後早期の訪問を行う。訪問の際は(2)と同様の対応を行う。

- (4) 産科医療機関において産婦から産後健診時に提出された質問票Ⅰ～Ⅲによるアンケート等をきかけとし、産科医療機関から、診療情報提供書、妊婦プロフィールレポート及び質問票Ⅰ～Ⅲにより支援の依頼を受けた場合には、(2)と同様の対応を行う。

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名 (疑いを含む)	その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等 父母の氏名	父: () 姓 () 職 ()	母: () 姓 () 職 ()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生場所	当院・他院 家族構成	
出生時の状況	在胎:()週 半胎・多胎()子中()子 体重:()g 身長:()cm 出生時の特記事項: 無・有() 妊娠中の異常の有無: 無・有() 妊婦健診の受診有無: 無・有()回 育児への支援者無・有()	
児の状況	※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください	
	発育・発達	発育不良・発達のおくれ・その他()
養育者の状況	健康状態等	
	健康状態等	健康() 障害()
養育環境	家族関係	
	家族関係	面会が極端に少ない・その他()
情報提供の目的とその理由	同胎の状況	
	同胎の状況	同胎に疾患() 同胎に障害()

*備考 1. 必要がある場合は様紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()	
傷病名 (疑いを含む)	その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日
出生場所	当院・他院 家族構成	
今回の出生時の状況	在胎:()週 半胎・多胎()子中()子 体重:()g 身長:()cm 出生時の特記事項: 無・有() 妊娠中の異常の有無: 無・有() 妊婦健診の受診有無: 無・有()回 育児への支援者無・有()	
児の状況	※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください	
	発育・発達	発育不良・発達のおくれ・その他()
養育者の状況	健康状態等	
	健康状態等	健康() 障害()
養育環境	家族関係	
	家族関係	面会が極端に少ない・その他()
情報提供の目的とその理由	他の児の状況	
	他の児の状況	疾患() 障害()

*備考 1. 必要がある場合は様紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出生時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことに付て記入すること。

妊婦名: _____ 年齢: _____ 産前体重: _____
分娩年月日: _____ 入院日: _____ 退院日: _____ 未産

妊 婦 中	入院中	退院後1ヶ月間診察まで
1. 健診回数	母乳のみ 混合 ミルクのみ	母乳のみ 混合 ミルクのみ
2. 受診回数 (健診を含む)	有 無 良 不 良 有 無 有 無	有 無 良 不 良 有 無 有 無
3. 合併症の有無 (精神疾患)	有 無 有 無 有 無 有 無	有 無 有 無 有 無 有 無
4. 外来での来訪	有 無 有 無 有 無 有 無	有 無 有 無 有 無 有 無
5. 衣服などの衛生面リスク	有 無 有 無 有 無 有 無	有 無 有 無 有 無 有 無
6. 多胎	有 無 有 無 有 無 有 無	有 無 有 無 有 無 有 無

全体印象 () 要注慮 () 心配なし ()
全体印象 () 要注慮 () 心配なし ()
全体印象 () 要注慮 () 心配なし ()

(様式4) お母様へアンケートのお願い

このアンケートは出産後入院中に記入してください。
赤ちゃんを迎えられたお気持ちはいかがですか。
赤ちゃんをみていると時間のたつのも忘れそうです。
赤ちゃんは一人では何もできないので、助産師さんや看護師さん
の手助けを受けながらもなかなか手がかかるものです。
最近では、身近に子育ての相談相手がいなくて子育てが辛いとい
うお母様もいらっしゃいますが、そういうお母様をサポートして安
心して子育てをしていただきたいと思います。
そこで、別紙のアンケートにご協力をいただき、市(町)へおつ
なぎすることで、乳児家庭全戸訪問事業等子育てのサポートに役立
てたいと思います。
なお、アンケートをご覧になって、不快に感じたりつらくなっ
たりする場合には、記入をやめていただくようお願いいたします。

妊娠届出時の問診票

(様式5) お母様へアンケートのお願い

このアンケートは産後健診にいらっしゃる前に記入していただき、健診のときに持参してください。

新しいご家族が増えてから少し時間が経過しましたが、赤ちゃんのいる生活はいかがですか。

あくびをしたり笑ったように思えたり、赤ちゃんを見ていると時間のたつのを忘れてしまいそうです。

ですが、24時間続く子育てにどうしようもない不安やいらだちを感じることもあるかもしれません。

最近、身近に子育ての相談相手がいなくて子育てが辛いというお母様もいらっしゃいますが、そういうお母様をサポートして安心して子育てをしていただきたいと思います。

そこで、別紙のアンケート(入院中にさせていただいたものと同じものです。)にご協力をいただき、市(町)へおつなぎすることで、乳児家庭全戸訪問事業等子育てのサポートに役立てたいと思います。

なお、アンケートをご覧になって、不快に感じたりつらくなったりする場合には、記入をやめていただくようお願いいたします。

1. 分娩について
計()回
☆正期産(妊娠37~41週)()回
☆早期産(妊娠22~36週)()回
☆過期産(妊娠42週~)()回
☆帝王切開()回
☆未熟児 2500g以下()回
2. 現在のお子さんについて
計()人
☆男()人
☆女()人
お子さんは元気ですか。
はい・いいえ()
3. 前回の妊娠について
妊娠高血圧症候群にかかりましたか。はい・いいえ
4. 今までに病気や手術をされましたか。
いいえ・はい()
5. 今、治療をされていますか。
いいえ・はい()
6. 今、つわりで気持ち悪いことはありますか。はい・いいえ
7. あなたの身長・体重(妊娠前)をご存知ですか。
身長()cm 体重()kg
8. ご主人はお元気ですか。
はい・いいえ()
9. 嗜好について
①タバコを吸いますか。はい(1日約 本)・いいえ
②アルコール類を飲みますか。はい(毎日・ときどき)・いいえ
10. 出産前後に里帰り予定しますか。
いいえ・はい()月ごろ
里帰り先:市内()町・市外()都道府県 ()市町村区
11. 今回の妊娠についてどう思われますか。
うれしい・ややうれしい・あまりうれしくない・うれしくない
12. 最近、急に涙もろくなったり、何もする気がなくなったりすることがありませんか。
ある・ない
13. あなたが悩んでいるときに相談のしてくれる機関や人はいますか? 当てはまるものすべて○をつけてください。
夫・友人・実家・産婦の病院・電話相談・保健師・インターネット・誰もいない・その他()
14. 今心配なことはありますか? 当てはまるものに○をつけて下さい。
ない
はい・経済的なこと・食事や栄養のこと・妊娠中の生活のこと・妊娠中の旅行のこと・妊娠中の運動のこと・仕事のこと・上の子の育児のこと・ご自身の健康面のこと
その他()

(様式7) (国様式1・2に対応)

育児支援連絡票

様 機関名

連絡票をいただきました下記の方について報告いたします。

母等の氏名()

1 電話等による支援

月 日

内容:

2 訪問等による支援

月 日

内容:

児童虐待ゼロプロジェクト連携状況

様式8

市町名()

	実施医療機関数	訪問等依頼数	質問票提出数	育児支援連絡票提出数
4月				
5月				
6月				
小計				
7月				
8月				
9月				
小計				
10月				
11月				
12月				
小計				
1月				
2月				
3月				
小計				
合計				

※ 本連絡票を医療機関に送ることについて本人の了解を得ています。

記入日 年 月 日 記入者 氏 名()
連絡先電話番号()

No.の○印は既に支援中、種別：①延滞の医療、提供理由：①居の養育者②環境③その他、継続管理の不要④家庭訪問員・検診フェック⑤PHN、

No	月/日	氏名	住所	種別	医療機関名	提供理由	質問票スコア			継続管理
							I	II	III	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

質問票セット I 育児支援チェックリスト

ID

あなたへ適切な援助を行うために、あなたのお気持ちや育児の状況について以下の質問にお答え下さい。あなたにおてはまるお答えのほうに、○をして下さい。

- 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、または、お産のときに医師から何か問題があると言われていましたか？
はい いいえ
- これまでに流産や死産、出産後1年間に赤ちゃんを亡くされたことがありますか？
はい いいえ
- 今までに心理的な、あるいは精神的な問題で、カウンセラーや精神科医、または心療内科医などに相談したことがありますか？
はい いいえ
- 回った時に相談する人についてお尋ねします。
①夫に何でも打ち明けることができますか？
はい いいえ 夫がいない
②お母さんには何でも打ち明けることができますか？
はい いいえ 実母がいない
③夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか？
はい いいえ
- 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか？
はい いいえ
- 子育てしていく上で、今の住まいや環境に満足していますか？
はい いいえ
- 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなったり、あなたや家族や親しい方が重い病気になったり事故にあったことがありますか？
はい いいえ
- 赤ちゃんが、なぜか泣いたり、泣いていたりしているのがわからないことがありますか？
はい いいえ
- 赤ちゃんを叩きたくることがありますか？
はい いいえ

ご記入日 平成 年 月 日
ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____
ご連絡先 〒 _____
お電話番号 _____

(九州大学病院産科医療センター産科一階問診待合室使用済)

質問票セット II エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

ID

産後の気分についておたずねします。あなたも赤ちゃんも元気でいますか。最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じたことも近い答えに○をつけて下さい。必ず10項目全部に答えて下さい。

- 笑うことができたり、物事のおもしろい面もわかった。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() 全くできなかった。
- 物事をまじめにしてみた。
() いつもと同様にできた。
() あまりできなかった。
() 明らかにできなかった。
() ほとんどできなかった。
- 物事がうまくいかない時、自分を必要に置かれた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。
- はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
() はい、そうではなかった。
() ほとんどそうではなかった。
() はい、時々あった。
() はい、しょっちゅうあった。
- はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
() はい、しょっちゅうあった。
() はい、時々あった。
() いいえ、めったになかった。
() いいえ、全くなかった。
- することがたくさんあって大変だった。
() はい、たいてい対処できなかった。
() はい、いつものようにはうまく対処できなかった。
() いいえ、たいていうまく対処した。
() いいえ、苦悶通りに対処した。
- 不幸せな気分なので、眠りにくかった。
() はい、ほとんどいつもそうだった。
() はい、時々そうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くなかった。
- 悲しくなったり、悔みになったりした。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() いいえ、あまり度々ではなかった。
() いいえ、全くそうではなかった。
- 不幸せな気分だったので、泣いていた。
() はい、たいていそうだった。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() ほんの時々あった。
() いいえ、全くそうではなかった。
- 自分自身を傷つけるという考えが浮かんだ。
() はい、かなりしばしばそうだった。
() 時々そうだった。
() めったになかった。
() 全くなかった。

ご記入日 平成 年 月 日
ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____
ご連絡先 〒 _____
お電話番号 _____

(産科 1194) による日本産科

質問票セット III 赤ちゃんへの気持ち質問票

ID

あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？下にあげているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけて下さい。

- | | | | | |
|---|-----------------|-------------|-------------|-----------|
| | ほとんどいつも強くそう感じる。 | たまに強くそう感じる。 | たまに少しそう感じる。 | 全然そう感じない。 |
| 1) 赤ちゃんをいとしと感じる。 | () | () | () | () |
| 2) 赤ちゃんのためにしんないといけないことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある。 | () | () | () | () |
| 3) 赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる。 | () | () | () | () |
| 4) 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがない。 | () | () | () | () |
| 5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。 | () | () | () | () |
| 6) 赤ちゃんの世話をまじめにしながらしている。 | () | () | () | () |
| 7) こんな子でなかったらなあと思う。 | () | () | () | () |
| 8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。 | () | () | () | () |
| 9) この子がいいかわからなあと思う。 | () | () | () | () |
| 10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。 | () | () | () | () |

ご記入日 平成 年 月 日
ご出産日 平成 年 月 日

お名前 _____
赤ちゃんのお名前 _____
ご連絡先 〒 _____
お電話番号 _____

(産科 1194) による日本産科

チェック用

質問票セット I 育児支援チェックリスト

あなたへ適切な援助を行うために、あなたのお気持ちや育児の状況について以下の質問にお答え下さい。
あなたにおてはまるお答えのほうに、○を下さい。

- 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、または、お産のときに産婦から何か問題があると言われていますか？
(はい) (いいえ)
- これまでに流産や死産、出産後1年間に赤ちゃんを亡くされたことがありますか？
(はい) (いいえ)
- 今までに心理的な、あるいは精神的な問題で、カウンセラーや精神科医、または心療内科医師などに相談したことがありますか？
(はい) (いいえ)
- 回った時に相談する人についてお尋ねします。
①夫には何でも打ち明けることができますか？
はい (はい) (いいえ) 夫がない
②お母さんには何でも打ち明けることができますか？
はい (はい) (いいえ) 実母がない
③夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか？
はい (はい) (いいえ)
- 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか？
(はい) (いいえ)
- 子育てしていく上で、今の住まいや環境に満足していますか？
はい (はい) (いいえ)
- 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなった、または家族や親しい方が重い病気になったり事故にあったことがありますか？
(はい) (いいえ)
- 赤ちゃんが、なぜか泣いたり、泣いていたりしているのがわからないことがありますか？
(はい) (いいえ)
- 赤ちゃんを抱きたくなることがありますか？
(はい) (いいえ)

○丸印のある方を選んだ者について、内容や状況などを具体的に聞き出し、余白に本人の言葉を書いてください。

お名前 _____
ご連絡先 〒 _____
お電話番号 _____

(九州大学病院産科看護学第一臨床母体看護学講座)

チェック用

質問票セット II エジンプラ産後うつ病質問票 (EPDS)

産後の気分についておたずねします。
あなたも赤ちゃんも元気ですか。
最近のあなたの気分をチェックしてみましょう。今日だけでなく、過去7日間にあなたが感じたことも近い答えに○をつけて下さい。必ず10項目全部に答えて下さい。

- 笑うことができたり、物事のおもしろい面もわかった。
(0) いつもと同様にできた。
(1) あまりできなかった。
(2) 明らかにできなかった。
(3) 全くできなかった。
- 物事を楽しみにして待った。
(0) いつもと同様にできた。
(1) あまりできなかった。
(2) 明らかにできなかった。
(3) ほとんどできなかった。
- 物事がうまくいかない時、自分を必要に感じた。
(3) はい、たいていそうだった。
(2) はい、時々そうだった。
(1) いいえ、あまり度々ではなかった。
(0) いいえ、全くなかった。
- はっきりした理由もないのに不安になったり、心配したりした。
(0) いいえ、そうではなかった。
(1) ほとんどそうではなかった。
(2) はい、時々あった。
(3) はい、しょっちゅうあった。
- はっきりした理由もないのに恐怖に襲われた。
(3) はい、しょっちゅうあった。
(2) はい、時々あった。
(1) いいえ、めったになかった。
(0) いいえ、全くなかった。
- することがたくさんあって大変だった。
(3) はい、たいてい対処できなかった。
(2) はい、いつものようにはうまく対処できなかった。
(1) いいえ、たいていうまく対処した。
(0) いいえ、普段通りに対処した。
- 不平等な気分なので、腹りにくかった。
(3) はい、ほとんどいつもそうだった。
(2) はい、時々そうだった。
(1) いいえ、あまり度々ではなかった。
(0) いいえ、全くなかった。
- 悲しくなったり、悔めになったりした。
(3) はい、たいていそうだった。
(2) はい、かなりしばしばそうだった。
(1) いいえ、あまり度々ではなかった。
(0) いいえ、全くそうではなかった。
- 不平等な気分だったので、泣いていた。
(3) はい、たいていそうだった。
(2) はい、かなりしばしばそうだった。
(1) ほんの時々あった。
(0) いいえ、全くそうではなかった。
- 自分自身を信じるという考えが浮かんできた。
(3) はい、かなりしばしばそうだった。
(2) 時々そうだった。
(1) めったになかった。
(0) 全くなかった。

○ 9点以上をうつ病の疑いとしてスクリーニングしてください。
9点以上の場合は、1点以上がついた項目について聞き取りを行い、母親が抱えている問題点について聴取し、余白にメモを入れてください。

(原野ら (1994) による改訂)

チェック用

質問票セット III 赤ちゃんへの気持ち質問票

あなたの赤ちゃんについてどのように感じていますか？
下におけているそれぞれについて、いまのあなたの気持ちにいちばん近いと感じられる表現に○をつけて下さい。

	ほとんどいつも 強くそう感じる。	たまに強く そう感じる。	たまに少し そう感じる。	全然 そう感じない。
1) 赤ちゃんをいとしと感じる。	(0)	(1)	(2)	(3)
2) 赤ちゃんのためにしなないとけな いことがあるのに、おろおろして どうしていいかわからない時がある。	(3)	(2)	(1)	(0)
3) 赤ちゃんのことが独立したくないや になる。	(3)	(2)	(1)	(0)
4) 赤ちゃんに対して何と特別な支持 ちがわからない。	(3)	(2)	(1)	(0)
5) 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる。	(3)	(2)	(1)	(0)
6) 赤ちゃんの世話をしながら している。	(0)	(1)	(2)	(3)
7) こんな子でなかったらなあと思う。	(3)	(2)	(1)	(0)
8) 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる。	(0)	(1)	(2)	(3)
9) この子がいいかったらなあと思う。	(3)	(2)	(1)	(0)
10) 赤ちゃんをとても身近に感じる。	(0)	(1)	(2)	(3)

○ 得点が高いほど、赤ちゃんへの否定的な気持ちや強いことを示します。
質問3と5の点数が高い場合は、虐待傾向が疑われます。1点以上については、
母親の気持ちや聞き取り、余白にメモを入れてください。
質問2、3、5、6、7、10が陽性で高得点になっている場合は、抑うつ症状
との関連が深いので、注意深い対応が必要です。

(原野ら 2002) による改訂

【事業概要】

保健センターでの母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行う。

また、初めての妊娠で不安が高い初妊婦等に対して、安心して子育てができるように妊娠中から家庭訪問による相談支援を行う。

1 妊婦相談事業（母子健康手帳交付時の妊婦全数面接及び相談）平成 23 年 4 月開始

保健センターにおける母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に関する相談を受けるとともに、継続支援が必要な家庭を早期に把握し、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援を行う。

- (1) 対 象 各保健センター・支所で母子健康手帳を交付したすべての妊婦， 家族
- (2) 面接者 各保健センター・支所保健師
- (3) 内 容
 - ① 母子健康手帳交付時質問票の実施
 - ② 妊娠， 出産， 育児に関する不安や悩み等への相談支援
 - ③ 母親の心身の状況や養育環境の把握
⇒ 継続支援が必要な妊婦の把握

2 こんにちはプレママ事業（初妊婦及び継続支援が必要な妊婦への家庭訪問）

平成 23 年 7 月開始

妊婦に対し、保健センター保健師等による家庭訪問を通じて、母子の健康管理及び妊婦の不安の軽減を図るとともに、妊娠から出産・育児期まで切れ目のない支援を行う。

- (1) 対 象 初妊婦及び継続支援が必要な妊婦の家庭
- (2) 訪問者 初妊婦：各保健センター・支所嘱託職員（助産師， 保健師， 看護師等）
継続支援が必要な妊婦：各保健センター・支所保健師
- (3) 訪問時期 ア 初妊婦
 - ① 初妊婦が訪問を希望する時期
 - ② 希望がない場合は 20～27 週以降イ 継続支援が必要な妊婦：母子健康手帳交付後， すみやかに
- (4) 内 容 ア 妊娠中の健康管理及び不安や悩み等への相談支援
イ 子育てや養育環境に関する情報提供及び相談支援
ウ 出産・育児期に速やかな支援に繋ぐため信頼関係の構築
エ 関係機関や地域等との連携による必要な支援体制の構築

＜継続支援が必要な妊婦＞

- ① 10代妊婦
- ② 35歳以上の初妊婦で， かつその他のリスクがある妊婦
- ③ 多胎の妊婦
- ④ 妊娠22週以降の妊娠届出者又は望まない妊娠をした妊婦
- ⑤ 未婚・再婚・内縁・離婚等の状況にある妊婦
- ⑥ 疾病又は障害により支援が必要な妊婦
- ⑦ 外国籍で支援が必要な妊婦
- ⑧ その他保健師の訪問が必要と認められる妊婦等

照会先：京都市保健福祉局

保健衛生推進室保健医療課

こんにちは

妊婦訪問

パレママ 事業

京都市では、妊婦のご家庭を訪問し、出産や子育てに関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。

訪問対象者 初妊婦・双子の妊婦など

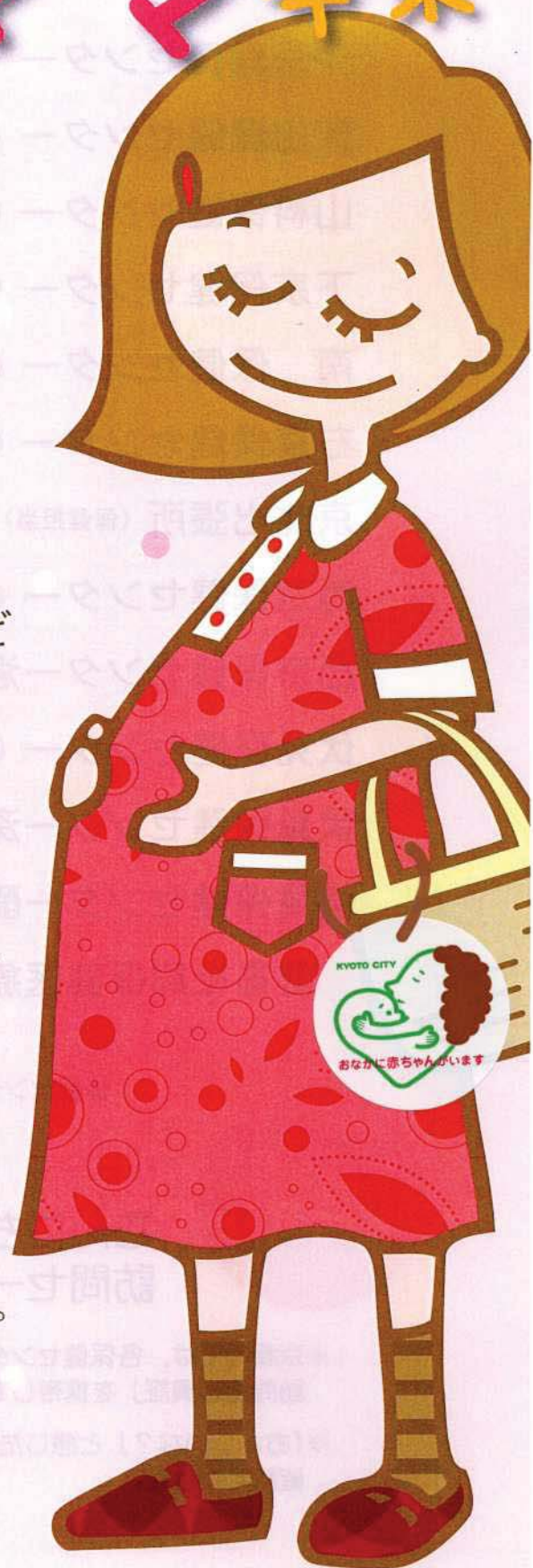
訪問者 各保健センター・支所の保健師または助産師など

費用 無料

お願い 出産までに転居をされた場合は、妊娠届出をされた各保健センター・支所へ御連絡ください。

お問合せ先 お住まいの各保健センター・支所

電話番号は裏面一覧表をご覧ください。



こんにちはプレママ事業に関するお問合せは

北 保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 432-1454
上京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 432-3221
左京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 702-1222
中京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 812-2598
東山保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 561-9130
山科保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 592-3479
下京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 371-7293
南 保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 681-3574
右京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 861-2179
京北出張所 (保健担当)	(0771) 52-1816
西京保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 392-5690
西京保健センター洛西支所	(075) 332-9348
伏見保健センター (母子・精神保健担当)	(075) 611-1163
伏見保健センター深草支所	(075) 642-3879
伏見保健センター醍醐支所	(075) 571-6748
保健福祉局保健医療課 (母子保健担当)	(075) 222-3420
	FAX (075) 222-3416

保健センターの受付時間は平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

ご注意!

こんにちはプレママ訪問をよそおい、
訪問セールスを行う業者がいます。

※京都市では、各保健センター・支所の保健師は「職員証」、助産師等は「母子保健訪問指導員証」を携帯しています。

※「おかしいな？」と感じた時は、自宅の中に入れず、必ず上記の問い合わせ先に御確認ください。



児童虐待関係トップセミナー

日 時：平成24年1月23日（月）13:00～15:10

場 所：トキハ会館 6階 さくらの間

1 開 会

2 知事あいさつ

3 行政説明（市町村の相談支援体制や要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況等）

4 講 演

- ・テーマ：市町村が果たす児童虐待の防止と対応
- ・講 師：元大阪府中央子ども家庭センター（児童相談所）所長 赤井 兼太 氏

5 質疑応答

6 閉 会

児童虐待関係トップセミナー出席者名簿

日 時：平成24年1月23日（月）13:00～

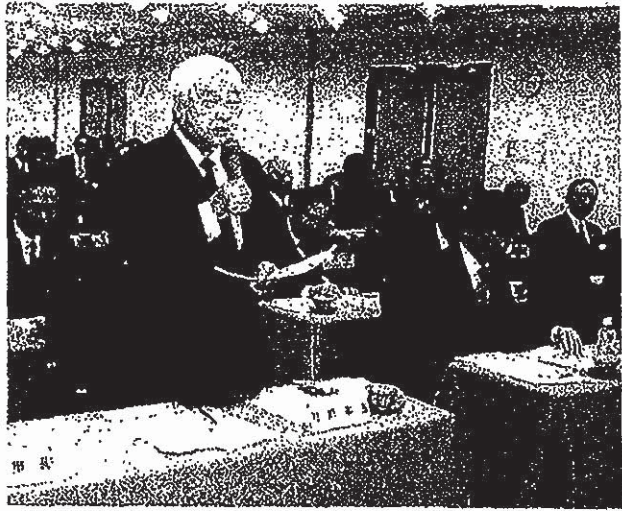
場 所：トキハ会館6階 さくらの間

	市町村名等	所属・役職名	氏名	備考
1	大分市	副市長	磯崎 賢治	
2	"	子育て支援課長	戸高 克彦	
3	別府市	市長	浜田 博	
4	"	次長兼児童家庭課長	伊藤 慶典	
5	中津市	副市長	鯨井 佳則	
6	日田市	市長	原田 啓介	
7	"	こども未来室係長	合谷 良一	
8	佐伯市	副市長	塩月 厚信	
9	"	子育て支援課副主幹	小野 和章	
10	臼杵市	市長	中野 五郎	
11	"	福祉課副主幹	遠藤 征夫	
12	津久見市	市長	吉本 幸司	
13	"	秘書課主査	幸 泰史	
14	竹田市	福祉事務所長	後藤 誠	
15	豊後高田市	副市長	鷺海 豊	
16	"	子育て・健康推進課主幹兼係長	植田 克己	
17	杵築市	福祉事務所長	緒方 薫	
18	宇佐市	市長	是永 修治	
19	"	秘書広報課係長	後藤 優	
20	豊後大野市	副市長	田代 勝義	
21	由布市	市長	首藤 奉文	
22	国東市	福祉事務所長	佐野 勝也	
23	姫島村	村長	藤本 昭夫	
24	日出町	町長	工藤 義見	
25	"	福祉対策課長	合田 俊	
26	九重町	町長	坂本 和昭	
27	玖珠町	町長	朝倉 浩平	
28	大分県	総務部行政企画課総務企画監	竹野 泰弘	
29	"	企画振興部政策企画課総務企画監	飯田 聡一	
30	"	福祉保健部福祉保健企画課総務企画監	柴田 尚子	
31	"	生活環境部生活環境企画課総務企画監	岡田 倫明	
32	"	商工労働部商工労働企画課総務企画監	武田 勉	
33	"	農林水産部農林水産企画課総務調整監	堀 俊郎	
34	"	土木建築部土木建築企画課総務調整監	高屋 博	
35	"	病院局大分県立病院事務局総務経営課総務企画監	疋田 敏彦	
36	"	教育庁教育改革・企画課総務企画監	高橋 基典	
37	"	警察本部警務部警務課組織管理監	曾根崎 武	
38	"	こども・女性相談支援センター所長	石川伊知郎	
39	"	" 副所長	矢頭 道三	
40	"	" 参事	後藤 慎司	
41	"	" 主幹	安藤 覚	
42	"	" 副主幹	小野 幹夫	
43	"	中津児童相談所長	荒木 啓司	

[事務局]

	市町村名等	所属・役職名	氏名	備考
	大分県	知事	広瀬 勝貞	
	"	福祉保健部長	永松 悟	
	"	福祉保健部審議監	山蔭 政伸	
	"	福祉保健部こども子育て支援課長	石塚 哲朗	
	"	" 参事	飯田 隆次	
	"	" こども育成班課長補佐（総括）	伊東 雅人	
	"	" こども育成班副主幹	川辺 哲朗	

専門職員の常勤検討



対策強化について話す別府市の浜田市長

虐待事件受け別府市長

別府市で4歳の男児が母
親から虐待を受けて死亡し
た事件を受け、県は23日、
市町村長らを対象にした
「トップセミナー」を大分
市内で開いた。職員への対
応力アップや市内の縦割り
廃止などについての講演が
あり、浜田博別府市長は専
門職員の常勤化など児童虐

待についての体制強化を檢
討する考えを示した。
専任職員の配置など自治
体によって児童虐待への対
応が異なっていることか
ら、市町村長に対策の必要
性を再認識してもらおうと
開催した。
元大阪府中央子ども家庭
センター所長の赤井兼太さ
んが「市町村が果たす児童
虐待の防止と対応」のテー
マで講演。「児童虐待は市
町村の健康度を示すリトマ
ス試験紙。首長は児童虐待
を政策課題にしてほしい」と
強調、先頭に立って虐待
問題に臨むことや、専門職
制度導入などを求めた。
別府市の事件にも言及。
「与えられた環境の中でや
るべきことはやっていると
いえない。担当ではなくシ
ステムの問題」と指摘し
た。
講演後の質疑で浜田市長
は「事件後、どうして救え
なかったか猛反省し落ち込
んでいたが、やるべきこと
を気付かせてもらった。専
任職員の常勤化、児童相
談所での研修など体制づ
くりを検討したい」と話し
た。
セミナーでは、広瀬勝負
知事が「一緒に児童虐待の
対策を講じていきたい。県

市町村ともトップが認識を
持つことが大切」とあいさ
つ。永松信厚福祉保健部長
が再発防止策について説明
し、中央児童相談所で実施
している演習形式の研修を
積極的に活用するよう要請
した。

県、児童虐待防止セミナー

別府の事件受け 首長ら連携強化確認
別府市で昨年11月、4歳
男児が母親に暴行されて死
亡した事件を受け、県は23
日、再発防止に向けた「児
童虐待関係トップセミナー」
を大分市内で開いた。
県内の市町村の首長や担当
者ら約50人が参加し、児童
相談所や保健所の職員らと
の連携強化を確認した。
県によると、児童相談所
に寄せられた2010年度
の虐待相談は905件で、
前年度より359件増え

とってよりいっしょであるほ
い職員が不足している。専
門制度の導入や、自治会
など地域組織と協働するこ
とで虐待を早期に見抜く体
制を作らなければならな
いと述べた。
引継ぎ、元大阪府中央
子ども家庭センター所長の
赤井兼太さんが講演。別府
市の事件で市職員が自宅を
訪問しながら、男児に目立
った傷がなかったことから
「虐待は気づき判断した
ことがない」と判断した

過去最高を記録した。
事件を受け、県は、有識
者らによる「社会福祉審議
会児童相談部会」に原因究
明や再発防止策を依頼。今
年度末までに具体的な再発
防止策を策定するが、「市
町村同士や県が情報を共有
化し、連携を強める必要が
ある」として、セミナーを
企画した。
首長は浜田博、別府市長
や首藤華文、由布市長ら
出席。広瀬知事は「子供

児童虐待

「専従の組織、制度を」

県が首長対象セミナー

赤井氏 講演 職員技術向上訴え



虐待に対応する職員数や専門的知識の不足を指摘する赤井兼太元所長

別府市で昨年11月、4歳男児が母親に暴行を受け、死亡した事件を受け、県は23日、県内の首長を対象にした「児童虐待関係トップセミナー」を大分市府内町のトキハ会館で開いた。大阪府中央子ども福祉センターの長に高めてもらおうと企画した。赤井兼太・元所長が講演し、全国的に虐待の相談業務に当たる職員数が不足している点を指摘。「専従の組織、制度づくりが大切」と呼び掛けた。

赤井氏「児童虐待防止の意識を首長に高めてもらおうと企画した。赤井兼太・元所長が講演し、全国的に虐待の相談業務に当たる職員数が不足している点を指摘。『専従の組織、制度づくりが大切』と呼び掛けた。『児童虐待防止の意識を首長に高めてもらおうと企画した。赤井兼太・元所長が講演し、全国的に虐待の相談業務に当たる職員数が不足している点を指摘。』」

県によると、昨年度の児童虐待相談所の相談件数は905件で、前年度比は6分、中津、佐伯の3300件増。県内で虐待市にとまっている。

児童虐待防止へ首長にセミナー

組織づくり必要性指摘

別府市で昨年起きた男児虐待死事件を受け、県は23日、市町村長を集めたセミナーを開いた。元大阪府中央子ども福祉センター(児童相談所)所長の赤井兼太氏が講師として招かれ、常勤職員を相談員として専従させる組織づくりや、各部署の横の連携強化が必要だと指摘した。

虐待防止や早期発見のための人材配置や体制づくりには首長の意識を変えることが必要として開かれた。

「市町村が果たす児童虐待の防止と対応」をテーマに講演した赤井氏は「時間外・休日出勤、横の連携を考えると非常勤ではなく、常勤で専任の職員がほしいところだ。虐待は増えてお

り、家族や地域社会の機能が低下している今、児童虐待を救えるのは行政しかない」と話し、明確な方針を打ち出すよう求めた。

また、別府市の事件を例に「虐待現場は現認できないもの。子どもがむご明る。虐待状況だけでなく家庭全体を見立てをする必要がある」と話した。

県によると、相談業務に専従する常勤職員を置いて自治体は大分市、中津市、佐伯市のみ。別府市など12市町は非常勤職員を専任とし、常勤職員を兼任として置いていた。姫島村、九重町、玖珠町には兼任の常勤職員しかない。

別府市の浜田博市長はセミナー後、「行政の限界を感じていたが、原点に戻って限界に挑戦していくことが大事だと思った。なぜ常勤ができないのか、専門職

員の配置も含め前向きに検討し、指示していきたい」と話した。(城直也)

東日本大震災への対応について

(子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ)

分野・段階ごとの達成目標 予算措置以外
 予算措置 23①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000

分野・段階ごとの達成目標	予算措置以外	予算措置	24年度以降～	復興基本方針等
<p>児童福祉施設の復旧・整備</p>	<p>被災した保育所等の児童福祉施設の復旧</p> <p>27施設が全壊、11施設が半壊、241施設が一部損壊(5月13日現在)</p>	<p>子育て支援に関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービスを整備</p> <p>幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子ども支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援 ・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備 	<p>23① 47億円を確保</p> <p>23② 5億円を確保</p> <p>23③ 16億円の積み増し(安心子ども基金)</p> <p>23④ 82億円を追加</p>	<p>○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子ども子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。</p> <p>○関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進める。</p>
<p>子育てを身近な地域で支える基盤の構築</p> <p>災害復旧費</p> <p>保育所等土壌入れ替え</p>	<p>被災した子どもたちの状況把握</p> <p>親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知</p>	<p>23① 27億円の積み増し(安心子ども基金)</p> <p>23③ 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>	<p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関する専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。</p> <p>○心のケアの支援体制の構築を行う。</p>
<p>震災孤児・遺児への支援</p>	<p>被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童(孤児)の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。</p> <p>※今回の震災で両親を亡くした又は両親が行方不明の児童は、240人(1月19日現在)</p> <p>○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけたらという周知、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。</p> <p>・親族による里親の認定117件(児童161人)(1月31日現在)</p> <p>※おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更(9月1日より)</p>	<p>23① 27億円の積み増し(安心子ども基金)</p> <p>23③ 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>被災した子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>	<p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関する専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。</p> <p>○心のケアの支援体制の構築を行う。</p>
<p>ケアが必要な子どもたちへの支援</p>	<p>震災孤児(両親を亡くした又は両親が行方不明の児童)への支援</p> <p>震災遺児(ひとり親家庭)への支援</p> <p>被災した子どもたちへの長期的・継続的な支援</p>	<p>23① 27億円の積み増し(安心子ども基金)</p> <p>23③ 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)</p>	<p>被災した子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築</p>	<p>○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。</p> <p>○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関する専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。</p> <p>○心のケアの支援体制の構築を行う。</p>

東日本大震災中央子ども支援センター等について

○東日本大震災中央子ども支援センター等の取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動にご協力をお願いするとともに、積極的な活用をお願いする。

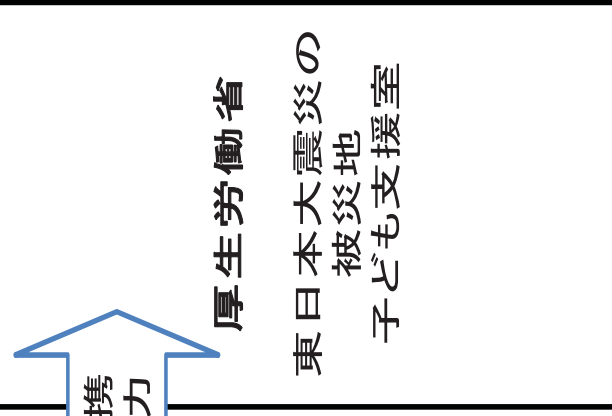
東日本大震災中央子ども支援センター

○ 岩手県・宮城県・福島県の実情に応じた支援

- ・ 被災地の支援ニーズの把握
- ・ 派遣要請を基に児童精神科医、心理士等の派遣調整
- ・ 子ども心のケアに関する研修、講座等の企画
- ・ 子育て支援・相談活動の企画
- ・ 保育士や教師等に対するメール相談の企画・提供
- ・ 被災地における支援の調整



- 協議会構成団体
- 児童精神科医等の派遣
 - 子ども心のケアに関する研修、講座等への専門職の派遣
 - 子育て支援・相談等への専門職の派遣
 - 保育士や教師等に対するメール相談



厚生労働省
東日本大震災の被災地子ども支援室

支援要望
情報提供

岩手県・宮城県・福島県等

- (1) 東日本大震災の被災地子ども支援室
 ○連絡先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局（代表電話 03-5253-1111）
 室長 為石（内線7796）、室長代理 太田（内線7797）、児童相談分野担当 八戸（内線7822）、家庭福祉分野担当 森泉（内線7884）
 健全育成分野担当 富安（内線7903）、保育分野担当丸山（内線7919）、母子保健分野担当 杉田（内線7904）
- (2) 東日本大震災中央子ども支援センター
 ○設置主体：社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所内
 ○連絡先：03-3473-8347（担当者：有村、永野、白子 info@kodomokatei.info）